

第6次平田村総合計画

みんなでつくる
だれもが笑顔で暮らせる
持続可能なむら

令和8年3月

平田村

表紙裏

「みんなでつくる だれもが笑顔で暮らせる持続可能なむら」 の実現を目指して

本村では、中長期的な視点に立って持続的かつ発展的なむらづくりのため、令和7年度を目標年度とした「第5次平田村総合計画」を平成27年度に策定し、基本構想として掲げた「自然に包まれ健康でおだやかな暮らしのできる高原のむら」の実現に向けて、各施策を推進してまいりました。



この間、わが国全体における人口減少と少子高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化、デジタル技術の進展など社会が激動する中、本村を取り巻く状況も大きく変化し、行政課題は複雑化・多様化しております。

こうした中、第5次平田村総合計画の終期を迎えることから、このたび、令和8年度から令和17年度までのむらづくりの指針となる「第6次平田村総合計画」を策定いたしました。

第6次平田村総合計画においては、社会情勢などの変化に的確かつ迅速に対応、また、人口減少の加速が顕著な現状を村全体の脅威として改めて受け止め、人口減少に少しでも歯止めがかかるよう、「人口減少対策」を重点テーマとして位置づけることといたしました。

この計画が、村民の皆様にとっての「夢」や「希望」となり、官民連携のむらづくりにご参加いただくきっかけとなることを切に願いますとともに、次代を担う子どもたちに、誇りと愛着の持てる「平田村」を引き継いでいくため、本計画に基づき村政運営に取り組んでまいりますので、目指すべき村の将来像の実現に向け、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議を賜りました村総合開発審議会の皆様をはじめ、アンケート調査などで数多くの貴重なご意見をいただきました村民の皆様、そしてご協力をいただきました全ての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

平田村長 **澤村和明**

目次

I 基本構想	1
第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 計画の位置づけと役割	1
第3章 計画の構成と期間	2
第1節 計画の構成	2
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の進捗管理	2
第4章 計画策定の背景と課題	3
第1節 村を取り巻く社会情勢	3
第2節 村の概要と村民の意向及び期待	6
第3節 むらづくりの課題	11
第5章 むらづくりの目標	13
第1節 村の将来像	13
第2節 むらづくりの基本目標	13
第3節 将来目標人口	14
II 基本計画	16
施策の体系	17
第1章 みんなつながる 住みよい平田村	19
第1節 立地条件を活かしたむらづくり	19
第2節 災害に強い快適な都市環境づくり	24
第3節 若者が選ぶむらづくり	26
第2章 みんな支え合う 安心安全な平田村	29
第1節 参加と連携による安全・安心な暮らし	29
第2節 村民総参加によるむらづくり	33
第3節 社会の変化に対応できる行財政運営	36
第3章 みんなすこやか 福祉充実の平田村	40
第1節 オールひらたで応援する子育て支援	40
第2節 互いを尊重し合う福祉のむらづくり	43
第3節 健康に暮らせる保健医療環境の確保	47
第4章 みんなにぎわう 産業振興の平田村	50
第1節 次代につなぐ農林畜産業	50
第2節 やる気で稼ぐ仕事おこし	56
第3節 地域の宝を活かした発信	59

第5章 みんなはれやか 学びつなぐ平田村	62
第1節 家庭・地域と連携した学校教育	62
第2節 地域に根ざした生涯学習	66
第3節 歴史と文化の継承	69
Ⅲ 人口ビジョン	73
第1章 人口の現状分析	74
第1節 人口の推移	74
第2節 人口の自然増減	77
第3節 人口の社会増減	80
第4節 産業別就業者の状況	87
第2章 将来人口推計	90
第1節 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計	90
第2節 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度	92
第3章 人口の将来展望	93
第1節 現状と課題の整理	93
第2節 人口の変化が地域の将来に与える影響	95
第3節 人口の将来展望	96
Ⅳ 総合戦略	99
第1章 基本的な考え方	100
第1節 策定の趣旨	100
第2節 総合戦略の位置づけ	102
第3節 計画の期間	102
第4節 効果検証等を踏まえた取組の充実・強化	102
第5節 SDGsを踏まえた地方創生の推進	102
第2章 総合戦略の全体像	103
第1節 基本目標	103
第2節 計画の進捗管理	103
第3章 基本目標と重点事業	104
基本目標① 安心して働けるむらづくり	104
基本目標② ひとが賑わうむらづくり	107
基本目標③ 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり	111
基本目標④ 未来へつなぐむらづくり	114
基本目標⑤ デジタル技術を活用したむらづくり	117
Ⅴ 付属資料	120

I 基本構想

第1章 計画策定の趣旨

本村では、平成28年3月に「自然に包まれ健康でおだやかな暮らしのできる高原のむら」を将来像として、令和7年度を目標年度とする「第5次平田村総合計画」を策定し、各種施策を推進してきました。

近年、私たちを取り巻く社会情勢は、少子高齢化・人口減少の加速化、大規模自然災害の発生、高度情報化社会の発展、地方創生の推進など、大きく変動しています。

このような時代の変化に対応できる持続可能なむらづくりの体制を構築し、村民一人ひとりが希望を持って、安心・安全に暮らすことができる平田村とするために、第5次平田村総合計画の成果と課題を踏まえ、その理念を継承しつつ、村民と地域と行政が共に目指す村の将来像を定め、それを実現するために「第6次平田村総合計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

なお、本計画には「第3期平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平田村デジタル田園都市構想総合戦略）」を包含する計画とします。

第2章 計画の位置づけと役割

第6次平田村総合計画は、村政運営において、最上位に位置づけられる計画であり、村の各行政分野における様々な計画は、本総合計画に基づき策定することとなります。

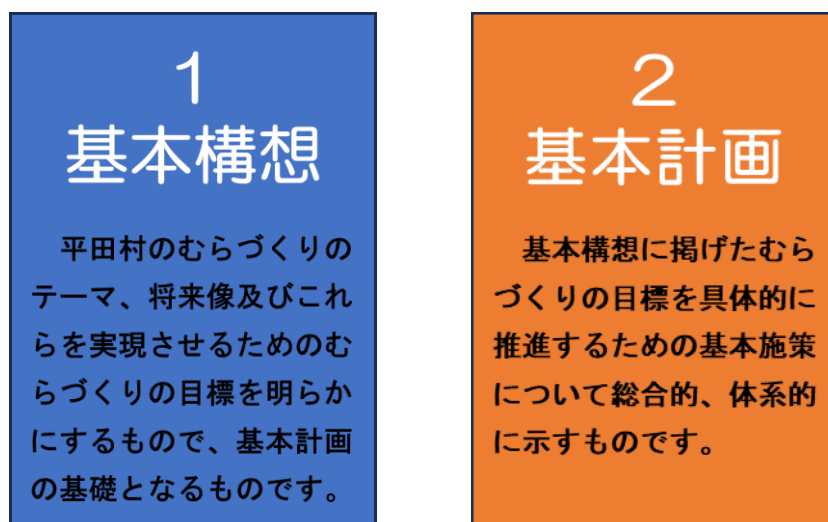
また、村政全般にわたる行政分野を包括的に含んだ総合的な計画であることから、中長期的な視点に立って、村が将来の進むべき方向性とその実現に向けた基本的な考え方を示すものであり、村政運営を進めるうえでの指針となるものです。

この計画は、村民、事業者、各種団体などに対して、計画の基本方向、施策の推進について理解と協力を求め、その役割分担を明確にしたうえで、あたらしいむらづくりについての積極的な参加と行動を求めるものです。さらに国・県などに対しては、将来のむらづくりに関する総意を明らかにするものとして、効果的かつ総合的に計画が推進されるよう、協力を要請するものでもあります。

第3章 計画の構成と期間

第1節 計画の構成

本計画は「基本構想」と「基本計画」をもって構成します。

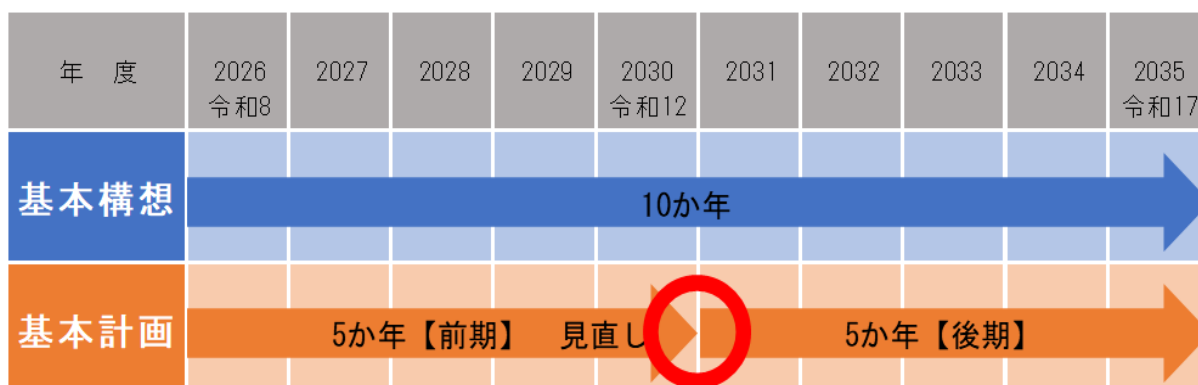


第2節 計画の期間

基本構想と基本計画は令和8年度を初年度とし、令和17年度を目標年度とします。令和8年度から令和12年度までを前期、令和13年度から令和17年度までを後期と位置づけ、令和12年度に評価検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

第3節 計画の進捗管理

計画の進捗管理については、数値目標を設定し、その達成度、成果について評価検証し、内容について必要に応じて見直します。



第4章 計画策定の背景と課題

第1節 村を取り巻く社会情勢

1 少子高齢化と人口減少の加速

全国における人口は、令和7年10月1日現在の推計で、約1億2,321万人となり、前年同月から1年間で約59万人減少しました。福島県全体では令和7年10月1日現在の推計で約171万7千人と、1年間で約2万5千人減少しています。村の状況をみますと、令和7年10月1日現在の推計で5,169人であり、1年間で110人減少している状況にあります。

村の総人口は、令和7年国勢調査において5,201人（速報値）と、人口が最も多かった昭和30年の10,752人の約半分まで減少しています。

2 世界と日本の経済状況

平成20年9月のアメリカにおけるリーマン・ショック後、世界同時不況と呼ぶべき事態となり、日本経済も低迷していましたが、平成24年11月を景気の谷として、それ以降、緩やかな回復を続けていました。しかし、令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界経済及び日本経済は大きな打撃を受けました。政府や県、村による支援策や経済対策により、ようやくコロナ禍以前の水準を取り戻しつつありますが、中東やウクライナ情勢など、先行きは未だ不透明であり、世界や国の経済動向についても注視していく必要があります。

3 環境問題の深刻化

大量消費の経済システムやライフスタイルの変化により、温室効果ガスによる地球温暖化などの環境問題やごみ問題が社会問題となり、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提としたこれまでの社会の在り方を見直し、人と自然が共生する持続可能な社会としていくことが課題となっています。

天然資源の消費抑制のためには、家庭や事業所から排出されるごみの減量、リデュース・リユース・リサイクルの3Rに取り組むとともに、地球環境に配慮した再生可能エネルギーの利用普及・活用が求められており、持続可能な循環型社会を築いていく必要があります。

4 防災・防疫の強化

平成23年の東日本大震災などの大規模地震をはじめ、近年、全国各地で地震や豪雨災害などの大規模自然災害や、酷暑や豪雪などの異常気象が頻発しています。本村においても令和元年の東日本台風により、河川の氾濫や土砂崩れが発生し、家屋や農地の浸水被害、道路の崩落など未曾有の規模での被害が発生しました。

また、令和2年には新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、社会や経済に大きな影響を与えました。

今後も、新たなウイルスなどによる感染症の発生も懸念され、災害や感染症に対する備えを強化する必要があります。

5 社会や経済のグローバル化

社会や経済においてグローバル化が一層進み、経済構造は大きな変化を迎えています。近年、海外から日本へのインバウンド観光客や、就労による居住者が増えてきており、諸外国との交流がますます求められる時代となっています。

こうした中で、国際社会において力を発揮することができる人材が必要とされており、外国人と互いの人権や価値観を尊重し合い、文化などについて理解をすることや、英語をはじめとするコミュニケーション能力の育成などが求められています。

6 技術革新の進展

現在、世界では「第4次産業革命」と呼ばれるAI、IoT、ロボットなどの技術革新がこれまでにないスピードで進展しています。また、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムによって新たな価値やサービスを次々に創り出す「Society5.0（超スマート社会）」の実現に向けた動きが加速しています。こうした急速に進む技術革新を、生産性向上や生産プロセスの変革、新ビジネス創出の好機として産業の競争力強化や地域課題の解決、生活利便性の維持・向上に活かしていくことが急務となっていきます。

こうした技術革新の中で、行政事務においても、ICTを活用した住民サービスの向上や、リモートワークの導入などの働き方改革を進めるとともに、情報セキュリティの強化が求められています。

7 地域社会の維持再生

少子高齢化、人口減少の影響による課題の一つが、地域コミュニティの弱体化です。行政区をはじめとする各組織の構成員の高齢化や人数減少により、運営や活動が困難になった組織の解散や縮小化が進行しています。

また、地域コミュニティの弱体化に伴う地域活動の衰退や地域住民の孤立が懸念されており、地域の連携・結びつきの強化による地域社会の維持や、組織の統合・再編、地域のリーダーとなる人材の育成など、地域社会の再生が求められています。

8 地方創生の推進

我が国の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指し、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本村においても、国や県の総合戦略を勘案し、平成28年度に4つの基本目標からなる「平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

また、国において令和元年12月に、地方創生の施策・政策について取りまとめられた第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、第1期「総合戦略」の4つの基本目標を維持しつつ目標達成に向けた取組を実践するにあたり、第2期における新たな視点に重点を置いて施策を進めてきました。

さらに令和4年12月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されたことから、村においても第6次平田村総合計画の策定にあわせ、「平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平田村デジタル田園都市構想総合戦略）」を策定します。

デジタル実装を通じた関係人口の創出・拡大、サテライトオフィスやリモートワークの活用推進などの取組により、地方への新しい人の流れをつくり、人口減少のペースを緩和しつつ人口減少社会がもたらす様々な課題を克服し、将来にわたって活力ある社会を維持し、安全・安心で暮らしやすい村を築いていく必要があります。

9 「SDGs（持続可能な開発目標）」実現への貢献

平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 略してSDGs）」は、社会・経済・環境面における「持続可能な開発」を目指す、先進国も途上国も含めた国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するためには、広く日本全国にSDGsを浸透させる必要があります。本村においても、多様で独自のSDGsの目標実現に向け、積極的な取組が必要です。

第2節 村の概要と村民の意向及び期待

1 村の概要

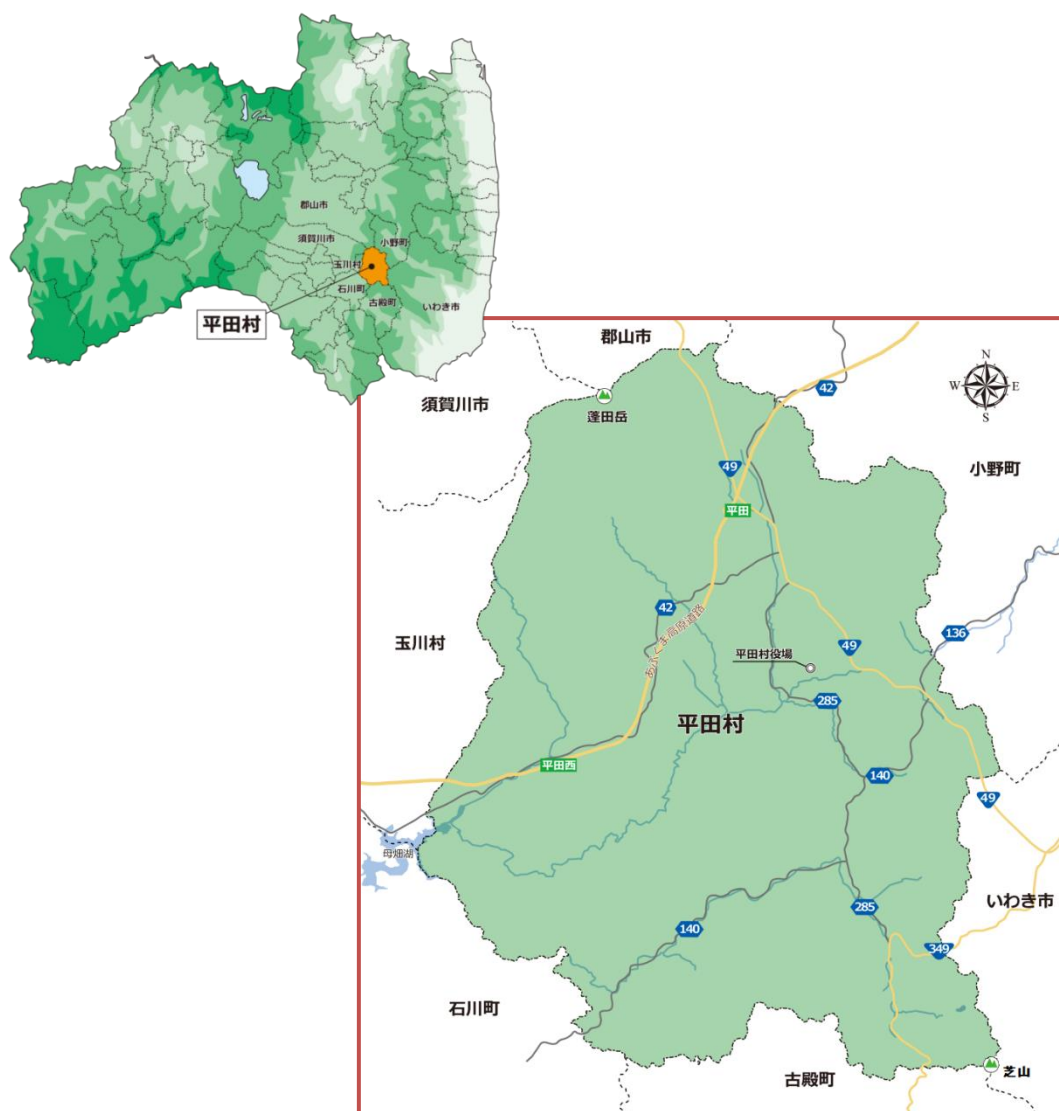
(1) 位置と地勢及び人口

①位置と地勢

本村は、福島県の南部、石川郡の北東部に位置し、93.42 km²の面積を有する阿武隈高原の豊かな自然に囲まれた村です。

周囲を山に囲まれ、村内の最も標高が高いところは、村のシンボルである蓬田岳（標高 952.23m）となっており、高原性の気温特性を有しています。

国道 49 号が村の北東部を貫き、国道 349 号が村の南東部を通過しており、さらには、あぶくま高原道路が村のほぼ中心を東西に横切っています。これらの主要幹線道路を中心に、県道や村道などが交通の骨格を形成しています。

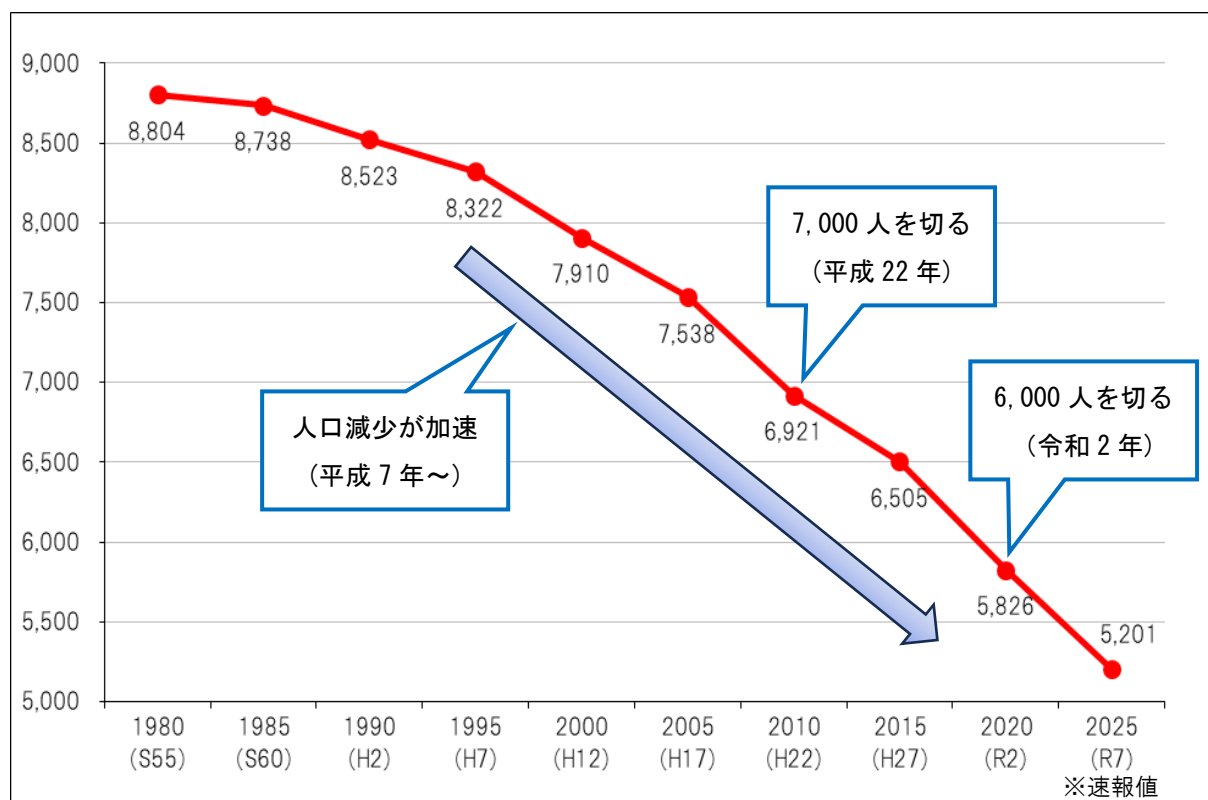


②人口の推移

人口の推移をみると、昭和60年には人口減少段階に入り、平成7年までは微減で推移していたものの、それ以降は人口減少が一気に加速し、平成22年には7,000人を、令和2年には6,000人を割り込みました。

令和7年の速報値では5,201人と、この30年間で3,121人減少したことになり、平成7年と比較すると減少率は約37.5%と、平成2年から令和2年の30年間の減少幅(2,697人減、減少率約31.6%)よりも更に大きくなっていることがわかります。

単位：人



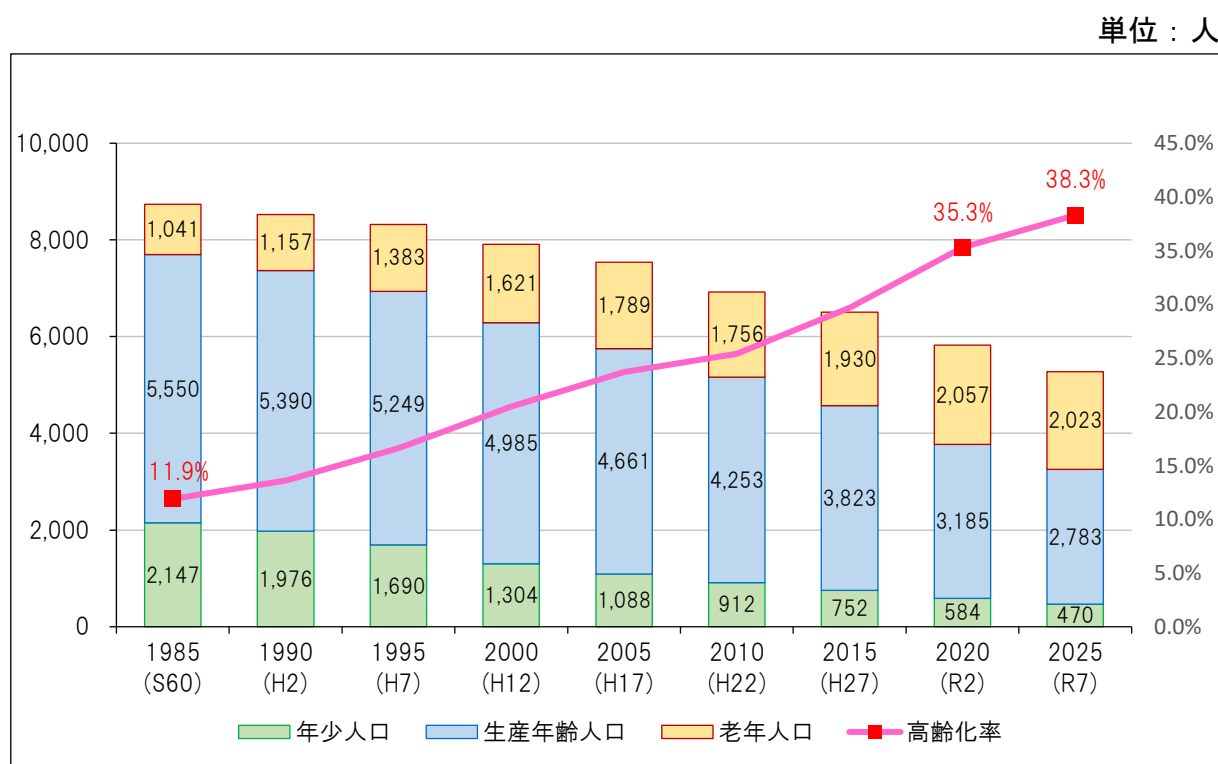
資料：国勢調査（令和7年は国勢調査の速報値）

I 基本構想 第4章 計画策定の背景と課題

本村の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（16～64歳）は昭和60年以降一貫して減少傾向にあります。平成7年には5,249人でしたが、令和7年には2,783人となり、平成7年から30年間で約47.0%の減少となりました。年少人口（0～14歳）は、さらに大幅な減少が続いており、平成7年の1,690人から令和7年の470人となっており、30年間で約72.2%の減少となっています。

年少人口と生産年齢人口が年々減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。平成12年には老年人口が年少人口を上回り、令和7年には、老年人口が年少人口の約4.30倍となっています。

また、高齢化率も年々上昇し、令和7年には38.3%となっています。これは、生産年齢人口約1.4人で1人の老年人口を支えていることとなります。



資料：国勢調査（令和7年は10月1日時点の住基人口）

2 むらづくりへの村民の期待

(1) 調査目的

むらづくりには、村民の意向を反映していかなければなりません。本計画の策定にあたって、村の現状評価や定住意向をはじめ、今後期待するむらづくりの方向、村民の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

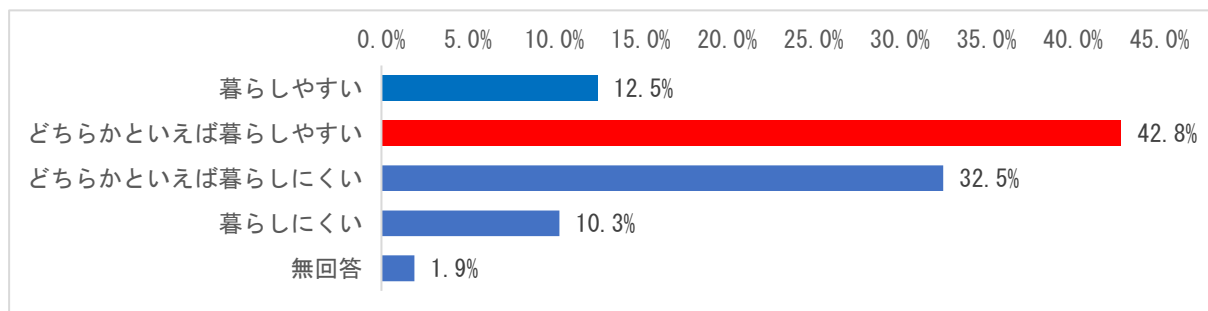
項目	内容
調査対象	村内に居住する18歳以上の男女
配布数	700
有効回収数	311
有効回収率	41.4%
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送による配布回収 及びWeb（Google フォーム）による回答
調査時期	令和6年10月

(3) 回答結果（主なもの）

① 全体的な平田村の暮らしやすさについて

問2 あなたは、平田村の暮らしやすさについて、どう感じていますか。

- 「暮らしやすい・どちらかといえば暮らしやすい」が55.3%、一方「どちらかといえば暮らしにくい・暮らしにくい」は42.8%。
- 2020年（令和2年）度調査では、「満足している・やや満足している」が41.8%、「どちらともいえない」が31.2%、「不満である・やや不満である」が23.2%

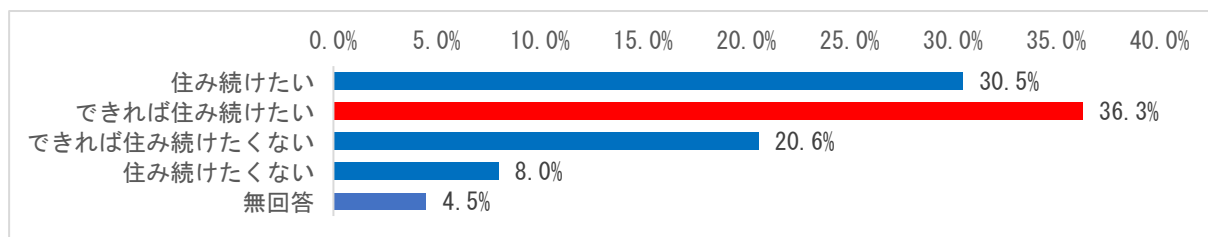


②今後の定住意向について

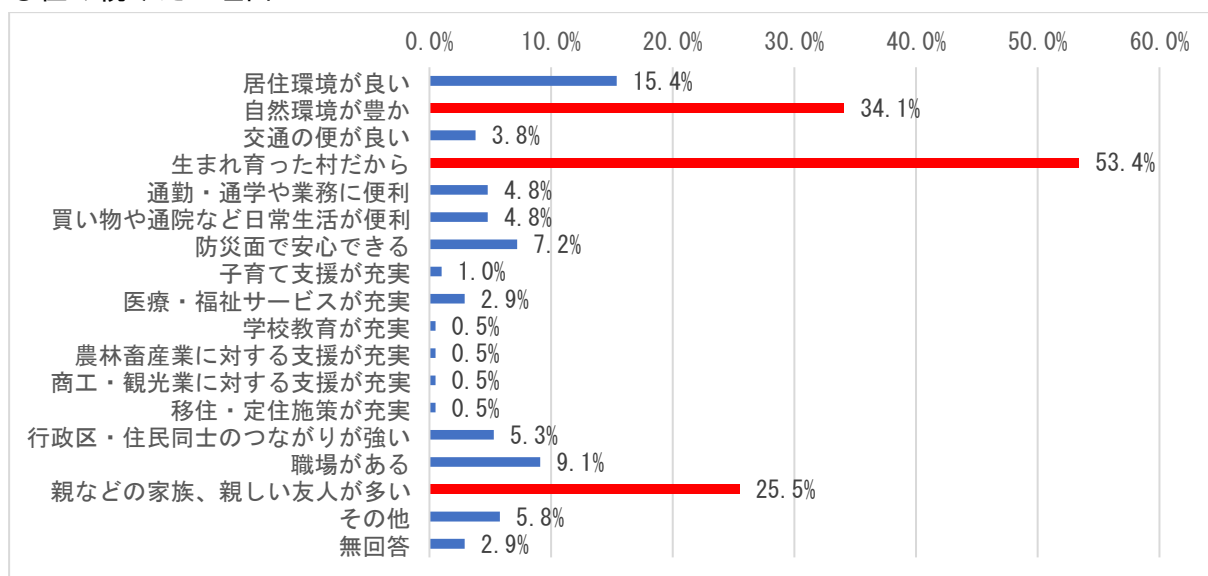
問3 あなたは、これからも平田村に住み続けたいと思いますか。

●「住み続けたい・できれば住み続けたい」が 66.9%、一方「できれば住み続けたくない・住み続けたくない」は 28.6%。

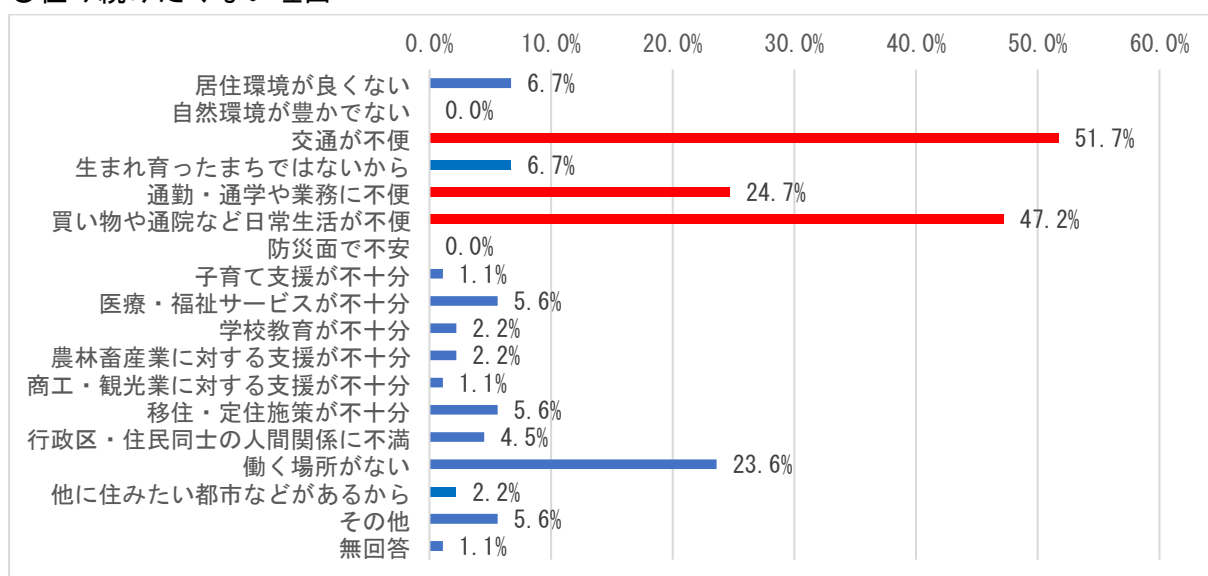
●「住み続けたい・できれば住み続けたい」を選んだ理由は「生まれ育った村だから」が第1位。「できれば住み続けたくない・住み続けたくない」を選んだ理由は「交通が不便」が第1位。



○住み続けたい理由



○住み続けたくない理由



第3節 むらづくりの課題

村民アンケート、中学生アンケートの結果、平田村総合開発審議会の意見や、村を取り巻く社会情勢などを踏まえ、むらづくりの主な課題を以下のとおりと捉えます。

1 人口減少

村の人口減少の主な要因は、出生率の低下による少子化と若者の村外への流出です。人口減少問題に立ち向かうためには、出生率の回復や若年層の地元回帰の促進が不可欠です。出会い・結婚から、妊娠・出産・子育てまでの充実した支援、雇用の場の確保、郷土愛の醸成、若者定住環境の整備、地元回帰時の支援、移住者支援などの取組を継続的かつ強力に進める必要があります。



2 つながりのある社会

地域づくりを担う人材の減少による、地域コミュニティの弱体化が課題であり、地域力の衰退と地域住民同士のつながりが希薄になることが懸念されています。

また、公共交通の充実及び道路インフラの整備により、アクセス機能を充実し、村内の地区同士のつながり、近隣市町村とのつながりを強化していくことが求められています。



3 健康的な生活

高齢化が進む中、村民の健康維持が課題となっています。村民がいつまでも健康でいきいきと生活できるように、健康づくり、予防意識の醸成、地域医療の充実、福祉サービス、介護サービスの充実、生きがいや居場所づくりなどの継続的かつ包括的な健康福祉への取組が求められています。



4 子育て支援と次代を担う子どもたちの育成

出生率が減少傾向にあり、次代を担う子ども達の数が少なくなっていく中、子育て支援の充実により、出生数の減少に歯止めをかけることが求められています。具体的には、サポートの充実、仕事と子育てを両立できる社会環境づくりなどの子育て環境の充実を図る必要があります。

また、家庭・地域と連携する学校教育の推進、教育環境の整備などにより、次代を担う人材を育成することが求められています。



5 地域産業の活性化

人口減少や高齢化による村内消費量の縮小や、農家や村内企業の後継者不足などで、村内産業の経営環境の悪化が懸念されています。村の資源や特性を活かし、農林水産業、工業、商業、観光の振興を図りながら、それらの連携を強化することが求められています。

また、新たな魅力となる資源の開発や掘り起こし、特産品などの販路拡大による地域産業の活性化が求められています。



6 村民の安全・安心

日本全国で自然災害が多発し、新型コロナウイルスなどの新たな感染症、凶悪犯罪や交通事故が発生している状況の中、村民の安全を確保し、安心して暮らせるむらをつくるために、早急な防災体制の強化、感染症対策の徹底、地域全体で助け合うための地域力の強化、防犯対策、交通安全対策の充実を推進していく必要があります。



第5章 むらづくりの目標

第1節 村の将来像

人口減少をはじめとする課題を解決するために、これまでの理念を継承しつつ、第6次平田村総合計画における村の将来像を以下のとおりとします。

「みんなでつくる だれもが笑顔で暮らせる持続可能なむら」

- ・ **みんなでつくる**
 新たな局面を迎えつつある人口減少社会に対して、村民一人ひとりが未来を見据え、参加と連携による村民主体のむらづくりを進めます。
- ・ **だれもが笑顔で暮らせる**
 子どもから大人まで、障害の有無や性別に関わらず、自分らしくいきいきと暮らすことができるむらづくりを進めます。
- ・ **持続可能なむら**
 社会構造の変化に適応し、豊かな環境の保護や地域産業の発展による経済的安定、そして文化の継承や地域コミュニティの強化による社会的発展が調和し、長期にわたって村民が安心して暮らせるむらづくりを進めます。

第2節 むらづくりの基本目標

村の将来像の実現に向けて、村民憲章を基本に、次の5つのむらづくりの基本目標を掲げます。

1 みんなつながる 住みよい平田村

自然環境や景観に配慮しながら、憩いやつどいを生む公園や、利便性の高い道路インフラなどの整備を進めます。村内の地域同士、さらに他市町村とのつながりを生むような生活・交通環境を整え、村民が住みやすいむらづくりに取り組みます。

2 みんな支え合う 安心安全な平田村

青空と緑のふるさとづくりを継承しながら、村民、地域、行政などが一体となり支え合い、健全な行政、財政を確立します。防災力、地域コミュニティの強化による安全で安心して暮らせるむらづくりに取り組みます。

3 みんなすこやか 福祉充実の平田村

誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、結婚から出産、子育てまでを地域全体で支援し、安心して子どもを産み育てられる社会環境づくりを進めます。また、運動教室などの健康づくり事業や介護サービスの充実など、村民が生涯を通じて健やかにいきいきと生活できるむらづくりに取り組みます。

4 みんなにぎわう 産業振興の平田村

村の資源や特性を生かし、農林業、商工業、観光の連携を強化し、企業や商品開発・ブランド化などにより新たな魅力を掘り起こすとともに、積極的に情報発信をします。地域経済を活性化し、雇用の場の確保や観光客数の増加によるにぎわいのあるむらづくりに取り組みます。

5 みんなはれやか 学びつなぐ平田村

家庭・地域・学校などが連携し、幅広い年代での交流、教育、生涯学習、スポーツなどの活動により、村民みんなで子どもたちの豊かな人間性を養い郷土愛の醸成を進めます。歴史と文化を継承し、次代に想いをつなぐむらづくりに取り組みます。

第3節 将来目標人口

令和7年の国勢調査（速報値）によると、本村の総人口は前述のとおり 5,201 人であり、依然として減少傾向で推移しています。第5次平田村総合計画において、令和7年の人口目標を「5,800 人」としておりましたが、それを大きく下回っています。

また、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）推計に基づく将来推計では、令和7年の人口推計を令和2年時点では 5,746 人としておりましたが、令和5年時点では 5,269 人と大きく下方修正されているなど、今後も急激な人口減少が続くものと推測され、令和12年には 4,728 人程度、令和17年には 4,235 人程度になると予想されています。

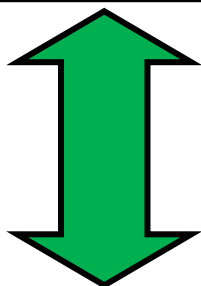
第6次平田村総合計画の目標年次である令和17年度時点の将来目標人口については、社人研の将来人口推計と今後の各種施策の展開により「4,500 人」の人口維持を目標とします。

将来目標人口 4,500人

村の将来像

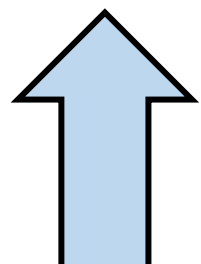
「みんなでつくる だれもが笑顔で暮らせる持続可能なむら」

将来人口目標 4,500人



むらづくりの目標

- 1 みんなつながる 住みよい平田村
- 2 みんな支え合う 安心安全な平田村
- 3 みんなすこやか 福祉充実の平田村
- 4 みんなにぎわう 産業振興の平田村
- 5 みんなはれやか 学びつなぐ平田村



むらづくりへの村民の期待

- 村民アンケート
- 中学生アンケート
- 平田村総合開発審議会

Ⅱ 基本計画

施策の体系

第1章 みんなつながる 住みよい平田村

第1節 立地条件を活かしたむらづくり

- ①交通ネットワークの充実 ②生活・情報インフラの充実 ③計画的な土地利用

第2節 災害に強い快適な都市環境づくり

- ①災害に強く、憩いと潤いある環境形成 ②未来につなぐ環境保全

第3節 若者が選ぶむらづくり

- ①関係人口の創出・拡大 ②人を呼び込む移住支援 ③住み続けられる定住促進

第2章 みんな支え合う 安心安全な平田村

第1節 参加と連携による安全・安心な暮らし

- ①災害に備えた防災力の強化 ②安心して暮らせるコミュニティづくり

第2節 村民総参加によるむらづくり

- ①村民主体のむらづくり ②地域間交流・国際交流の推進

第3節 社会の変化に対応できる行財政運営

- ①村民の期待に応えられる行政改革 ②持続的財政運営の確保
③行政における情報技術の活用

第3章 みんなすこやか 福祉充実の平田村

第1節 オールひらたで応援する子育て支援

- ①結婚・出産・子育てまでの切れ目ない支援 ②子育て環境の整備

第2節 互いを尊重し合う福祉のむらづくり

- ①地域社会を基盤とした福祉体制づくり
②いきがいと喜びを持って暮らせる高齢者支援

第3節 健康に暮らせる保健医療環境の確保

- ①保健体制、地域医療の充実 ②保健事業の推進と健全化

第4章 みんなにぎわう 産業振興の平田村

第1節 次代につなぐ農林畜産業

- ①農林畜産業の所得と収益性の向上 ②担い手・新規就農者の育成

第2節 やる気で稼ぐ仕事おこし

- ①企業の成長と発展 ②商業の振興と中心市街地のにぎわいづくり
- ③若者の起業支援

第3節 地域の宝を活かした発信

- ①観光資源の発掘・整備と発信 ②広域連携による観光資源の整備

第5章 みんなはれやか 学びつなぐ平田村

第1節 家庭・地域と連携した学校教育

- ①地域とともに育む学校教育 ②安全でおいしい学校給食

第2節 地域に根ざした生涯学習

- ①多様な生涯学習の振興 ②活力ある生涯スポーツ

第3節 歴史と文化の継承

- ①芸術文化の振興と発信 ②多様な伝統文化の継承



平田村イメージキャラクター「ジュッピー」たち

第1章 みんなつながる 住みよい平田村

自然環境や景観に配慮しながら、憩いや集いを生む公園や利便性の高い道路インフラなどの整備を進めます。村内の地域同士、さらに他市町村とのつながりを生むような生活・交通環境を整え、村民が住みやすいむらづくりに挑戦します。

第1節 立地条件を活かしたむらづくり

1 交通ネットワークの充実

現状と課題

村の道路は、国道2路線、主要地方道1路線、一般県道2路線、村道360路線によって体系づけられています。日常生活や流通における利便性・安全性の向上のための道路を整備・改良するとともに、歩行者・自転車の交通安全対策を促進し、橋梁をはじめとした道路施設の長寿命化を図る必要があります。



また、高齢化の進展に伴い、移動制約者のさらなる増加が見込まれるため、デマンドバスなど移動制約者の交通手段を確保する必要があります。

さらに、交流圏、経済圏や関係人口を拡大させるため、福島空港や東北新幹線が発着する近隣駅までの交通アクセス強化を図る必要があります。

基本的施策

(1) 広域道路ネットワークの整備促進

ア 物流の円滑化、産業・観光の振興、交流人口拡大などの観点から、重要度を精査し地域特性に即した道路整備を計画的に推進します。

(2) 国道・県道の整備

ア 生活圏間・都市間の交流連携、生活関連サービスの確保、地域社会の維持などのため、国道・県道の整備を促進します。

イ 橋梁や舗装などの道路施設について、道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、計画的な道路施設の長寿命化と維持管理を促進します。

(3) 村道の整備

ア 地域の利便性向上や道路環境の改善を図るため、狭あい道路の解消や機能改善などに努めます。

イ 通学路における歩道の確保や危険交差点の改良など、誰もが安心して利用できる安全な道路空間の整備などに努めます。

ウ 道路施設の長期的な維持管理コスト縮減、予算の平準化を推進するため、予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な維持管理に努めます。

(4) 公共交通ネットワークの形成

ア 移動制約者対策として、買い物・通院など利用ニーズに対応したA I デマンドバスなど独自の交通手段を検討し、より利便性の高い交通手段の導入を図ります。

イ 公共交通機関をできる限り支援しつつ、村民ニーズを踏まえつつ持続可能な交通体系の構築を実現するための検討を進めます。

ウ 近隣市町村との交通アクセス強化に向け、県・近隣市町村及び公共交通事業者と連携した広域的公共交通網の整備について調査検討します。

2 生活・情報インフラの充実

現状と課題

本村では、農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に資するため、農業集落における「し尿、生活雑排水」などの処理を農業集落排水と合併処理浄化槽設置整備で進め、汚水処理人口普及率の向上に努めてきました。

農業集落排水事業については、上蓬田地区と永田地区の加入率が高い一方、北方地区の加入率がやや低くなっています。

村の下水道（農業集落排水）事業は、平成7年に着手し、平成10年に供用を開始しました。農業集落排水の区域は永田、上蓬田及び北方の3地区となっております。その他の地区については、合併処理浄化槽の設置で対応しています。

簡易水道事業については、水道水の安定した供給のため、効率的な上水道経営が求められます。併せて、災害時における重要なライフラインのひとつである上水道の確保のため、災害に強い水道施設の整備を図る必要があります。

また、情報通信に係る技術革新が近年急速に進展していることから、今後ますますの発展が予想されている情報通信の環境整備について、村としての推進や活用が求められています。

基本的施策

(1) 生活インフラ

ア 農業集落排水事業経営戦略に基づき、処理区域の整備を促進します。また、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持管理に努めます。

イ 農業集落排水事業の健全な経営のため、適正な料金設定、事業運営に係る経常的な経費の削減等に努めます。

ウ 公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から、トイレなどの水洗化を積極的に推進します。

エ 合併処理浄化槽の整備を図るため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の有効活用による普及促進に努めます。

オ 災害に強い水道施設の整備を推進します。

カ 合理的・効率的な経営などにより、水道料金の適正化を図ります。

(2) 情報インフラ

ア 急速な技術革新に対応し、暮らし・教育の充実や産業の進展に向けた情報通信環境の整備、活用について検討します。

3 計画的な土地利用

現状と課題

村の面積は 93.42 km²であり、内訳としては農用地が約 32% (30.00 km²)、森林が約 60% (56.54 km²)、宅地が約 8% (6.88 km²) となっています。

土地利用については、国土利用計画を基本に、農業振興地域整備計画、都市計画・森林整備計画の適正な管理を行い、自然環境や景観に配慮した総合的かつ計画的な利用が求められます。

農用地については、耕作放棄地のさらなる拡大が懸念される中で、食料の安定供給、農用地の貯水機能を含む多面的機能の活用をさらに進めるため、耕作放棄地の解消と発生防止を図り、優良農用地の保全を図る必要があります。

森林については、災害防止、水源かん養などの公益機能を担っており、適正な森林育成に努める必要があります。

基本的施策

(1) 農用地域

ア 食料自給率向上を図るための農用地の確保と条件整備を推進します。

イ 農用地の多面的機能を促進し、耕作放棄地のうち、再生利用が可能な遊休農地の解消・抑制と優良農用地の保全に努めます。

(2) 森林地域と河川地域

ア 森林による村土保全、水源かん養、保養休養、自然環境保全など、森林の公益機能の充実に努めます。

イ 河川地域の安全安心な環境整備と豊かな水辺空間の活用を推進します。

(3) 都市計画区域

ア 石川郡都市計画区域マスタープランについて、第6次総合計画（前期計画）に即した見直しを、策定より20年経過後の令和12年度に実施します。

イ 人口減少社会を見据え、それぞれの地区の特徴を活かしつつ、持続可能で利便性の高いコンパクトなむらづくりを推進します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
社会資本整備総合交付金事業	村道逆水論田線 道路改良 L=2,300m
	村道大柿打違内線 道路改良 L=1,000m
	村道草場乙空釜線 道路改良 L=1,100m
	村道1281号線 道路改良 L=1,200m
	村道草場清水線 道路舗装修繕 L=1,000m
	村道深谷大柿線 道路舗装修繕 L=1,000m
	村道鴉子後川線 道路舗装修繕 L=1,000m
	橋梁定期点検 71橋点検
辺地対策事業	村道真弓千保線 道路改良 L=1,600m
過疎対策事業	過疎対策事業債を活用した生活道路の整備
移動制約者対策事業	買物不便地域の解消に向けた移動販売事業の展開
地方バス路線維持対策事業	生活交通確保のための運行補助
タクシー料金助成事業	高齢者の生活交通確保のための運行補助
老朽管更新事業	塩化ビニール管を耐震管へ更新
水道施設更新事業	老朽している水道施設及び機械機器の更新
乙空釜浄水場（1系施設）更新事業	老朽化が顕著となってきた乙空釜浄水場（1系施設）の更新
農業集落排水施設の更新	維持管理適正化計画に基づく上蓬田浄化センター及び北方浄化センターの更新計画を策定
井戸掘削等事業	簡易水道給水区域外の居住者が安全で安心できる生活用水を安定的に確保するための支援
飲用井戸等水質検査費補助事業	水質検査に係る費用の助成
合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置（新規・転換・宅内配管）
森林経営管理制度	民有林の管理不適切箇所について、林業経営の効率化と管理の適正化を図る

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
路線バス等乗降者数	村内を運行する路線バスの乗降者数	人	18,230	19,000	20,000
デマンド交通等利用登録者数	買い物・通院などにデマンド交通を利用するための登録者数	人	0	20	40
汚水処理人口普及率	農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した汚水処理施設の普及状況	%	68	72	80
管路の耐震化率	耐震性の高い管路（塩化ポリエチレン管等）への更新割合	%	75	77	80
有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比較	%	82	86	91
村道改良率	整備計画に基づく目標値	%	48	49	50
村道舗装率	整備計画に基づく目標値	%	64	67	70
遊休農地面積率	草刈りや伐根等の基盤整備により耕作が可能と見込まれる農地の割合	%	10	10	10

第2節 災害に強い快適な都市環境づくり

1 災害に強く、憩いと潤いある環境形成

現状と課題

公園・緑地は様々な機能を持つ施設です。村民の交流や憩いの場として普段は機能していますが、災害発生時は一時避難所として機能し、公園の緑は大気の大気清浄化や遮熱を行い環境面においても有効に機能しています。

阿武隈高地の山間部に位置し、村の約7割を山林原野が占め豊かな自然環境に恵まれている本村には、ジュピアランドひらたや芝山自然公園など複数の自然公園がありますが、今後は親子が安心して遊べる都市型公園の整備について検討が必要となっています。



また、花いっぱい運動については、各行政区や小中学校での取組が定着しており、今後も「花のあふれる平田村」を村民との協働でつくっていきます。

基本的施策

- (1) 環境整備の一環として、自然と調和し親子が安心して遊べる公園の整備について検討します。
- (2) 災害時への対応やバリアフリー化、環境・景観に配慮した安全な道づくりを進めます。
- (3) 各行政区や小中学校の花壇を利用した花いっぱい運動や、商店等の軒先に鉢植えの花を配置するなど、花のあふれるむらづくりを推進します。

2 未来につなぐ環境保全

現状と課題

温室効果ガスによる地球温暖化など、地球規模で環境問題が深刻化しています。これまでの先進諸国における資源・エネルギーの大量消費の経済システムやライフスタイルの変革やゼロカーボン社会の実現が求められる中で、地球環境保全につながる身近な活動を多角的に展開するとともに、資源循環型社会の実現に向けた再生可能エネルギーの利用促進や断熱性能に優れた住宅の普及などの省エネルギーを実現する必要があります。

また、社会情勢の変化などにより公害の発生が予測され、適切に対応することはもちろん、公害の発生防止の指導により、環境汚染の防止に努める必要があります。

基本的施策

- (1) 環境をよくする条例や地球温暖化対策実行計画に基づき、資源循環型社会の形成に努めます。
- (2) 資源回収・雑がみ回収の実施やリサイクルに向けたごみ分別の指導を徹底し、さらなる再資源化に努めます。
- (3) 食品ロス削減など、ごみ発生抑制の取組を推進し、ごみの減量化に努めます。
- (4) 太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進や断熱機能に優れた省エネルギー住宅の普及を促進します。
- (5) 家庭での省エネ意識の向上やエコドライブの推進などにより、低炭素で持続可能な社会づくり啓発に努めます。
- (6) 地域住民による排水路環境整備を進め、環境保全に努めます。
- (7) 不法投棄や犬などのふん害の防止を図ります。
- (8) 地下水の適正利用や公害の防止措置の指導に努めます。
- (9) 河川の水質や大気中の有害物質の把握に努めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
花いっぱい運動コンクール	各行政区、小中学校による花いっぱい運動の実施
不法投棄防止監視事業	巡視員による村内不法投棄の防止
廃棄物減量化対策事業	ごみステーション本体の設置に係る費用の1/2を行政区に補助
住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	住宅に太陽光発電システムを導入した設置者に対して補助金を交付

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
一人あたりごみ排出量	年間の村民一人あたりのごみ搬出量	kg	186	176	167

第3節 若者が選ぶむらづくり

1 関係人口の創出・拡大

現状と課題

人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しており、若者を中心とした地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

村においても、地域と都市部などとの継続的なつながりとなる、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者（関係人口）の増加は、村の流入人口の増加や産業活性化、さらには将来的な移住者の増加にもつながることが期待されることから、関係人口の創出・拡大のための施策が求められています。



基本的施策

- (1) SNSやインターネットを活用し、観光情報や村のPRなどの発信力強化に努めます。
- (2) 首都圏などで開催されるイベントや相談会への参画などにより、関東圏のファンコミュニティの増加を図ります。
- (3) ふるさと納税制度の返礼品をより充実させ、村の地場産品のPRと寄附者数の増加に努めます。

2 人を呼び込む移住支援

現状と課題

晩婚化や未婚率の上昇による少子化傾向、若者の村外への流出、平均寿命の伸長などの要因により、高齢化が加速的に進展しています。また、働き方改革や高度情報通信社会の進展により、社会の価値観の変化が進んでいます。このような現状を的確に捉え、加速化する人口減少に歯止めをかけ、地域経済の活性化と地域力の維持・向上につながるため、村外からの移住者の受入体制や支援の充実により、移住希望者を呼び込むことが重要になっています。



特に本村に住む若者については、一度村外へ転出した後の地元回帰や転出抑制を図る

ことが必要とされています。

基本的施策

- (1) 村外からの転入者に対する各種助成制度や移住支援の充実により、移住定住の推進を図ります。
- (2) 教育や地域活動における郷土愛の醸成、切れ目ない子育て支援の充実、職・仕事の創出、就業支援に努めるとともに、廃校跡地などを活用した宅地開発を検討するなど若者に魅力ある住環境を整備促進し、若者の地元回帰と転出抑制を図ります。
- (3) 関係人口の創出、交流人口の拡大に向けた取組を展開するとともに、移住定住につながる戦略的な情報発信、村の暮らしに関する総合的な情報提供に努めます。

3 住み続けられる定住促進

現状と課題

加速化する人口減少に歯止めをかけるためには、村民が住み続けられるむらづくり、安心して暮らせる居住環境の確保が必要とされています。

住宅の耐震化については、地震災害での被害を軽減するため、住宅の耐震診断、耐震改修の推進が求められます。

公営住宅については、現在、村営住宅133戸、若者定住促進住宅12戸があり、計画的な修繕により適切に管理する必要があります。

空き家・空き地については、ライフスタイルや居住形態の変化などの要因から増加傾向にあり、こうした資源の活用を検討していく必要があります。

基本的施策

- (1) 耐震改修促進計画に基づき、旧耐震基準で建築された住宅に対して、耐震診断、耐震改修を推進します。
- (2) 若者の定住と地域経済の活性化のため、定住促進住宅取得補助金の継続と拡充を図ります。
- (3) 公営住宅の長寿命化と良好な居住環境の確保を図るため、計画的な修繕計画の整備を図ります。
- (4) 空き家バンク制度などの活用を努め、民間機関などと連携し、定住に向けた居住環境の形成を促進します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
東京圏等における平田村 PR 事業	交流人口・関係人口の創出・拡大を目的に東京圏等で開催される移住フェア等にブースを出展
平田村公式 HP・SNS 運用事業	平田村公式 HP 及び SNS (LINE、Instagram 等) を活用した村内外への情報発信
移住支援金支給事業	東京圏から平田村に移住した場合に支援金を支給(諸条件あり)
住環境整備事業	未利用村有地の有効活用のため、民間活力を活用した住宅用地の整備を検討
民間賃貸住宅家賃補助事業	民間賃貸住宅へ入居する低所得世帯に対して家賃を助成
民間賃貸住宅建設費助成事業	住環境の向上を図るため、民間事業者が賃貸住宅を新築した場合に建築費の一部を助成
公営住宅整備更新事業	老朽化した切山公営住宅の除却を検討し、それらに替わる公営住宅の新設及び既存住宅の改修を検討
空き家対策総合支援事業	空き家のリフォーム・解体・インスペクション(診断)に係る補助
空き家貸付助成事業	空き家等の有効活用のため、空き家賃借計画に基づき所有者に対して改修費用を助成
空き家・空き地バンク事業	空き家等の有効活用につなげるため、空き家等の物件情報をホームページで公開
定住促進住宅取得支援事業	若者世代が村内で住宅を新築または取得した場合の費用の一部を補助

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
関係人口	①まつり来場者数×0.3 ②公式 SNS フォロワー等 ③ふるさと納税寄付者数 ①+②+③=関係人口※	人	18,100	22,000	25,000
若者(20歳～39歳)人口	住民基本台帳における20歳から39歳までの人口	人	835	780	750
転入者数 －転出者数	窓口における転入者数から転出者数を差し引いた人数	人	△126	△115	△100
移住支援事業による転入世帯数(累計)	県「ふくしま移住支援金」または「来てふくしま住宅取得支援事業」の交付があった世帯数	世帯	3	15	30

※各項目の係数の根拠は以下のとおり。

- ①まつり来場者中、3割程度はリピーターであると仮定。
- ②公式 SNS フォロワー数は総数に以下の係数をそれぞれ乗じる。
Instagram：フォロワー数×0.7(村外在住者が多いと思われるため)
LINE：友だち登録者数×0.3(村内在住者が多いと思われるため)

第2章 みんな支え合う 安心安全な平田村

青空と緑のふるさとづくりを継承しながら、村民、地域、行政などが一体となり支え合い、健全な行政、財政を確立します。防災力、地域コミュニティの強化による安全で安心して暮らせるむらづくりに挑戦します。

第1節 参加と連携による安全・安心な暮らし

1 災害に備えた防災力の強化

現状と課題

消防団は、地域に密着した防災機関として初期消火や予防消防など重要な役割を担っています。そのため、消防設備の適正かつ計画的な配備と更新及び消防団員の確保が急務となっています。また、令和元年の東日本台風により甚大な被害が発生し、更なる防災力の強化が必要とされています。



大規模災害時には消防機関などの活動が著しく制限され、対応に遅れが出る可能性があることから、災害発生情報や、避難指示・緊急安全確保などの災害情報について、村民に対して正確で迅速な情報共有を行う必要があります。また、物資の提供など応急復旧活動に対し、村内企業などと災害時応援協定を締結していますが、消防や救護活動については、地域住民相互の援助である自主防災組織の活動も重要であり、今後も地域防災計画に基づいた自主防災組織の充実と地域防災活動の強化を図る必要があります。

基本的施策

- (1) 地域防災計画に基づき、災害の予防対策、応急対策と復旧・復興対策に努め、村民の生命、身体及び財産を災害から保護します。
- (2) 災害情報の収集・広報・情報伝達などの災害発生時の情報共有の強化を図ります。
- (3) 防火水槽・消火栓の適正配置を計画的に推進し、充足率の向上に努めます。
- (4) 小型動力ポンプや小型動力ポンプ積載車などを逐次更新・追加配置し、消防力の強化を図ります。
- (5) 防災施設、避難所・備蓄資機材などの充実を図り、災害に備えます。
- (6) 自主防災組織の強化・充実を図り、地域の防災訓練、防災士資格の取得などによる地域の防災意識の高揚に努めるとともに、災害ボランティア活動が円滑に行えるよう支援を図ります。
- (7) 地域住民とともに、村や関係機関による総合防災訓練と水防訓練を推進します。

- (8) 福島県総合情報通信ネットワークの有効利用により、災害情報を速やかに取得し、早期の対応を図ります。
- (9) 避難行動要支援者避難支援プランに基づき地域との連携を強化します。
- (10) 災害に強いむらづくりのため、国土強靱化計画に位置づけた事業を積極的に推進します。

2 安心して暮らせるコミュニティづくり

現状と課題

村では、交通事故の発生を防止するため、交通安全教室の開催や交通安全運動の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を進めてきました。村民一人ひとりはもちろん、交通弱者である子どもや高齢者などを交通事故から守るため、今後も交通安全意識の高揚を図り、計画的な交通安全施設の整備を進めていく必要があります。



また、犯罪のない明るいむらづくりを推進するため、防犯協会などの組織の充実を図り、地域における防犯に対する意識の向上と教育に努め、防犯灯の適切かつ計画的な設置と更新も併せて図る必要があります。

消費生活においては、自己責任を促進する重要な要素である規制緩和など、消費生活を取り巻く経済社会環境が大きく変化しており、消費者が求めるものが多様化・高度化し、販売方法や支払方法も複雑かつ多様化しています。このような状況で、新たな問題に対応するため、消費者を保護するための適切な情報提供や学習体制、相談窓口の充実を図る必要があります。

空き家・空き地については、安全な住環境の確保と防災、衛生上及び迷惑防止などを含めた対策を講じていく必要があります。

基本的施策

- (1) 通学路交通安全プログラムに基づき、子どもたちが安心して通学できるよう関係機関と連携した取組を推進します。
- (2) 通学路安全推進会議の活動を推進します。
- (3) 交通安全教室や免許返納者への支援に取り組み、子どもや高齢者などの交通弱者に配慮した交通安全対策を推進します。
- (4) 事故多発の交差点における止まれ標識や信号機などの設置を促進し、カーブミラーなどの交通安全施設整備に努めます。
- (5) 地域学校安全指導員の配置などにより、子どもの登校時における交通安全の確保に努めます。

- (6) 交通安全教育専門員などによる地域住民に対する交通安全教室の開催とその普及に努めます。
- (7) 防犯推進に関する条例に基づき、地域における防犯意識の高揚と防犯組織の充実を図り、地域で子どもや高齢者の安全を守ります。
- (8) 防犯推進協議会や関係機関と連携し、特殊詐欺など新たな犯罪への予防啓発を図ります。
- (9) 防犯灯の計画的な配置と更新を図ります。
- (10) 悪質商法などによる被害を未然に防ぐため、情報提供や消費者学習体制の拡大と充実を図ります。
- (11) 消費生活に係る相談窓口の周知・広報に努めます。
- (12) 空き家などの発生予防をはじめ、適正な管理や利活用などを総合的・計画的に推進するため、空家等対策計画の策定を検討します。また、特定空き家などの危険な空き家に対応するため、空き家等の適正管理に関する条例の制定を検討します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
ポンプ積載車整備事業	ポンプ積載車を年次計画により更新
小型動力ポンプ整備事業	小型動力ポンプを年次計画により更新
防火水槽設置工事	消火栓・防火水槽の整備事業
常備消防の充実	須賀川地方広域消防組合への負担金
女性消防クラブの充実・強化	防火・防災体制の充実・強化
防災食料備蓄事業	防災食料を年次計画により備蓄
防災倉庫整備事業	防災備品等を保管する倉庫を整備
集会施設維持管理事業	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、必要に応じて改修等を実施
交通安全対策の推進	交通安全施設の整備（カーブミラー等設置）
交通安全教育の推進	交通安全教室の開催・街頭啓発
防犯協会育成事業	防犯協会の運営助成
防犯灯・街路灯の整備	防犯灯・街路灯の計画的な整備
消費者問題に関わる情報提供事業	各種機関の消費者問題に関わる情報の収集と提供
消費者相談事業	石川地方消費生活相談室による相談事業

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
自主防災組織防災活動実施件数	自主防災組織が実施した避難訓練等の活動件数	件	1	2	4
交通事故発生件数(人身事故)	年間の重大交通事故（人身事故）の発生件数	件	1	0	0

第2節 村民総参加によるむらづくり

1 村民主体のむらづくり

現状と課題

社会環境の急激な変化に伴い、行政に求められる要望や課題は、多種多様化してきています。これらに的確に対応し村民サービスの向上を図るため、「広報ひらた」の発行や村民の声を聞く機会である「村長を囲む懇談会」などの広報広聴活動を展開しています。今後もこのような活動を充実していくとともに、情報通信技術を活用した行政サービスの提供を図ると同時に、開かれた行政運営を推進するため、条例に基づき、情報公開に努める必要があります。



また、活力ある住みよいむらづくりを目指した、村民、地域（事業者）、行政が一体となった協働のむらづくりが求められています。今後も村民が主体となった地域づくり活動への支援、NPO法人やボランティア団体の育成と連携を図っていく必要があります。

さらに、村民一人ひとりがその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進に努める必要があります。

基本的施策

(1) 広報・広聴

ア 資源、人材などの「地域の宝」や村の政策の情報を分かりやすくまとめ、村内外への魅力発信に努めます。

イ 「広報ひらた」、「議会だより」による広報活動や、議会中継をはじめ、ホームページや公式SNS等を利用した情報提供の充実を図ります。

ウ 「村長を囲む懇談会」や「議会懇談会」などを利用した幅広い広聴活動を充実します。

エ 情報の積極公開に努め、開かれた行政運営を推進します。

(2) 協働のむらづくり

ア 幅広い世代からの意見を政策へ反映し、各種イベントへの参加・協力などにより、全村民が活躍できるむらづくりを推進します。

イ NPO法人やボランティア団体、村民活動団体など村民の創意・工夫による自主的な地域づくり活動を支援し、むらづくりへの村民参加と住民自治を推進します。

ウ 地域づくり支援事業補助金事業の実施などにより、地域内の相互支援体制や防

災体制など地域コミュニティの強化を図ります。

エ NPO法人やボランティア団体を育成・支援します。

オ 地域協働により、高齢者が安心して暮らせる総合的な対策に努めます。

カ 若者や子育て世代などが集い、情報交換のできる拠点づくりについて検討します。

(3) 男女共同参画

ア 村民一人ひとりがそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくりを推進します。

イ 各種委員会において、男女双方の意見が反映されるよう、女性の登用促進を図ります。

ウ 男女共同参画啓発教材等を使用した各小・中学校での授業や講座を開催し、男女共同参画についての正しい意識形成を推進します。

2 地域間交流・国際交流の推進

現状と課題

友好都市を中心に、物産や文化などの交流事業を展開してきました。今後も友好都市をはじめとした様々な地域間の交流を推進する必要があります。

また、国際化の進展に伴い、国際社会に対応できるむらづくりを進め、幅広い分野での国際的な交流を促進する必要があります。



基本的施策

(1) 地域間交流

ア 芝桜まつりやあじさい・ゆりまつりなどを通して、他地域との交流を図ります。

イ 都市農村交流事業による埼玉県川口市との交流を図ります。

ウ 浜・中・会津友好交流事業による広野町・西会津町との交流を図ります。

(2) 国際交流

ア ALT（外国語指導助手）などの活用により外国語や異文化等に慣れ親しみ近隣諸国などに対する国際理解を深めるとともに、外国語の習得や普及に努めます。

イ 在住外国人に対する情報提供手段の拡充に努めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
広報誌の充実	広報ひらた・行政だよりの定期的な発行
村勢要覧作成作業	村の状況の理解度を深めるために村の基本的な情報を提供
原材料（生コン）支給事業	協働のむらづくりの一環として、村道整備のための生コンを支給
村道等維持補修事業	協働のむらづくりの一環として、村道等の維持補修（支障木伐採、草刈等）に係る費用の支援
橋のセルフメンテナンス事業	協働のむらづくりの一環として、住民主体の橋梁点検・清掃の実施
地域づくり支援事業補助	地域の新たなコミュニティ形成のための事業費補助
集会施設等増改築事業補助	コミュニティ施設（地区集会所）としての老朽化対策
日本大学工学部との連携協力に関する包括協定書関連事業	ロハス工学を基軸とした地域づくり事業や道づくり、簡易橋梁点検を推進
男女共同参画計画の推進	男女共同参画社会実現のための実態把握と村男女共同参画計画に基づく各種施策を検証
男女共同参画啓発活動の推進	広報誌・チラシ等による村民への普及啓発事業
都市農村交流事業	むら自慢づくり 30 人衆委員会と埼玉県川口市が主体となって行う都市と農村地域の相互交流
浜・中・会津友好交流事業	広野町・西会津町との交流

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
芝桜まつり 来場者数	「ジュピアランドひらた芝桜まつり」の来場者総数	人	46,000	50,000	55,000
あじさいゆり まつり来場者数	「ジュピアランドひらた世界のあじさいゆりまつり」の来場者総数	人	18,000	22,000	26,000

第3節 社会の変化に対応できる行財政運営

1 村民の期待に応えられる行政改革

現状と課題

自治体の裁量が拡大する中、社会情勢の変化や行政課題に的確に対応できる組織機能の構築が求められています。今後も行政事務の合理化や事務の見直し、DX（デジタル変革）の推進などを実施し、行政運営の適正化に努める必要があります。



基本的施策

- (1) 行政組織運営全般について、計画作成・実施・検証・見直しのサイクルに基づき、不断の点検を行い、事務事業の再編・整理、廃止・統合に努めます。
- (2) 行政が行う政策・事務事業を評価・検証する行政評価システムの活用により、行政事務を効率的に執行します。
- (3) 職員研修や人事評価制度により、組織全体の士気高揚と公務能率の向上、待遇の強化に努め、高い能力を持った職員を育成し、村民サービスの向上を図ります。
- (4) 石川地方町村会やこおりやま広域圏など、周辺自治体を含めた広域行政を推進します。
- (5) 公共施設における環境への取組の一環として、省エネルギー、再生可能エネルギーの利活用、廃棄物削減などの取組みを進めるとともに、J-クレジット制度の導入に努めます。

2 持続的財政運営の確保

現状と課題

厳しさを増す財政状況の中、持続可能な財政を確保するため、計画的な財政運営が求められており、経常的経費の縮減や安定した財源の維持・拡大につながる資金や人材の投入など、行政施策の選択と集中による財政の健全化、村税をはじめとする自主財源の安定した確保が必要です。また、国民健康保険制度・後期高齢医療制度・介護保険制度などの制度を取り巻く環境変化を見据えた制度運営や、公営企業などの健全な経営に努める必要があります。



基本的施策

(1) 経費の削減

- ア 事務事業の見直しを進め、民間委託の縮減などによる経費の削減に努めます。
- イ 適正な地方債管理に努め、地方交付税に算入される地方債の活用を図ります。
- ウ 民間資金を活用した社会資本の整備を検討します。
- エ 公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化・除却などを計画的に行うため、個別施設計画に基づき、財政負担の軽減・平準化や公共施設などの適正な配置の実現を目指します。
- オ 統一的な基準を用いた地方公会計による財務書類を作成、公表することで、財政の透明性を高めます。

(2) 財源確保

- ア 地域産業の振興、企業の誘致、定住の促進などにより、税収入の確保を図ります。
- イ 地方財源確保のため、地方交付税など各種制度の改善・延長などを国に要請します。
- ウ 国・県の交付金、補助金制度や優良起債の適用などによる事業の選択に努めるとともに、基金の効果的な運用を図ります。
- エ 行政と村民の役割分担のあり方を検討し、受益の内容に応じた適正な使用料・手数料などの見直しを図ります。
- オ ふるさと納税制度のさらなる活用を進めるとともに、企業版ふるさと納税制度やクラウドファンディングの活用を視野に、村民連携・企業連携による資金参加型のむらづくり事業の展開に努めます。

(3) 村税など

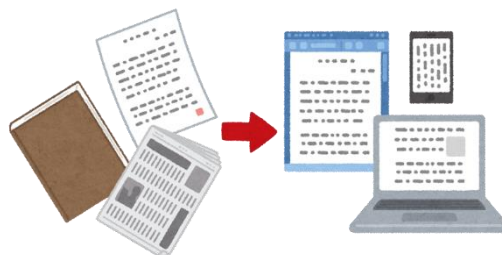
- ア 適正かつ公平な課税に努めます。

- イ 納税に対する意識の高揚を図るため、広報活動を強化します。
- ウ 収納率の向上に努めます。
- (4) 公営企業などの健全な経営
 - ア 上下水道事業の健全な企業経営を図ります。
 - イ 村が出資している第三セクターなどの健全な企業経営を図ります。

3 行政における情報技術の活用

現状と課題

情報通信技術の進展は、社会制度や経済活動、生活様式など社会構造にも大きな変化をもたらしています。また、通信網の整備が進み、いつでも欲しい情報を発信・受信することが可能になっています。このような中、個人情報の適正な管理と保護が求められます。



今後は、新たな情報技術による行政事務の適正な情報化、行政運営を提供するホームページの充実などにより、村民サービスの向上に努める必要があります。

基本的施策

- (1) 行政事務の情報化を計画的に推進します。また、A I（人工知能）やR P A（人の手作業をロボット化し、業務効率に特化したツール）などの導入による業務効率化について検討します。
- (2) 庁内ネットワークの利用による行政資料データの共有化を行い、事務の簡素化・効率化を図ります。
- (3) 村のホームページや公式S N Sなどを活用し、行政情報をより多く提供しながら村民との情報の共有化を図ります。
- (4) マイナンバーカードの普及を図るとともに、福島県と県内全市町村との共同運用による電子申請システムを活用し、村民の利便性の向上に努めます。
- (5) 個人情報保護のため、情報セキュリティの強化を図り適正な管理を実施します。
- (6) 国が進める住民基本台帳などを扱う地方公共団体の情報システムの標準化に対応します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
行政評価システムの導入	村が行う事務事業について、審議・評価を行い重点的・効率的に進めるためのシステムづくり
合理的なむらづくりの検討	持続可能なむらづくりやモデル地区等を設定した小さな拠点づくりを地域住民とともに検討
省エネ設備導入事業	公共施設における LED 照明の導入促進
新エネルギー普及事業	クリーンエネルギー自動車の導入促進及び充電スタンドの普及
統一的な基準による地方公会計制度導入事業	発生主義・複式簿記である企業会計の手法を図り、財政状況の開示や将来を見据えた経営を図るための統一的な基準による地方公会計制度の導入
納付利便性・収納率向上対策	スマートフォン決済システムの導入
企業版ふるさと納税事業	地方創生事業の積極的な実施と推進を図るための制度の活用
行政事務 DX 推進事業	自治体 AI、RPA、キャッシュレスシステム、電子入札システム等の導入の検討
情報セキュリティ対策事業	情報セキュリティ対策の強化及び情報リテラシーの向上

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
次世代型公用車導入台数	公用車を入替等する際、次世代自動車（電気・プラグインハイブリッド・ハイブリッド・燃料電池自動車）を導入した台数	台	0	1	3
用紙購入量	役場における年間のコピー用紙の購入量	枚	1,425,000	1,250,000	1,000,000
経常収支比率	地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、どの程度経常的な経費に充てられているかを示す指数	%	89.6	89.3	89.0
マイナンバーカード交付率	村民のマイナンバーカード交付率	%	82	85	87

第3章 みんなすこやか 福祉充実の平田村

誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、運動教室などの健康づくりや介護サービスの充実、結婚から出産、子育てまでを地域全体で支援します。安心して子どもを産み育てられる社会環境づくりを進め、村民が健やかにいきいきと生活できるむらづくりに挑戦します。 ※この計画は、社会福祉法第107条に定める市町村地域福祉計画を兼ねるものとします。

第1節 オールひらたで応援する子育て支援

1 結婚・出産・子育てまでの切れ目ない支援

現状と課題

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や未婚化・晩婚化などにより、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。子育て環境も集団的遊びの機会の減少、地域教育機能や見守り機能の低下、育児の孤立化、慣れない育児や子どもの将来への不安、経済的負担の増大など厳しい状況となっています。



このような環境の多様な変化に対応し、地域全体で結婚から出産、子育てまでの支援を推進する必要があります。

また、近年の物価高・雇用情勢の悪化などにより、ひとり親家庭を取り巻く環境は厳しい状況にあります。ひとり親家庭の生活安定と自立に向け支援を図る必要があります。

基本的施策

- (1) 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援施策の推進に努めます。
- (2) 広域的な婚活イベントの開催など結婚活動を支援します。さらに妊娠・出産・子育てまでの充実した支援を推進し、出生数の増加に努めます。
- (3) 特定不妊治療の助成など妊娠前前から乳幼児期までの母子保健事業を子育て支援事業と連携し強化します。
- (4) 要保護児童対策地域協議会における児童虐待防止ネットワーク機能を強化し、要保護児童への適切な対応を図ります。
- (5) 高校生までの医療費の完全無料化を継続し、子育ての支援を図ります。
- (6) 母子福祉団体活動への支援や母子父子寡婦福祉資金貸付制度の利用促進などのひとり親家庭の支援を進めます。

2 子育て環境の整備

現状と課題

認定こども園においては、幼児期にふさわしい教育・保育を通して、「生きる力」の基礎や小学校以降の「生活や学習の基盤」を培うことが求められています。認定こども園などにおける教育・保育の改善・充実への取組の推進や、家庭、地域と一体となった幼児教育振興施策の推進が求められています。



本村では、令和3年度から0歳児保育を開始するなど、働いている保護者が子育てしやすい環境整備を推進しております。

引き続き、各種団体と協力しながら、地域社会、社会全体で安心して子どもを産み育てることができる環境整備を推進する必要があります。

基本的施策

- (1) こども家庭センター「あるくす」による子育てに関する情報の収集・発信、子育て相談、子育てサークルの育成・支援を図ります。
- (2) NPO法人やボランティア団体による子育て支援事業の推進に努めます。
- (3) 商工団体などと協力しながら、性別を問わない育児休業制度の普及を促進します。
- (4) 放課後児童クラブの拡充を図ります。
- (5) 土曜保育、0歳児保育及び病児保育など、村民の多様なニーズに対応した幼児教育の推進・周知に努めます。
- (6) 認定こども園と小学校の連携を強化し、相互理解を深め、幼児教育振興活動の充実を図ります。
- (7) 育児から子どもの教育までの一元的な相談機能の充実を図ります。
- (8) 発達障害のある幼児の早期発見と、心身に障害のある幼児の支援や教育の充実を図ります。

主要事業

主要事業名	事業の概要
婚活支援事業	石川郡内5町村連携による婚活イベントの開催
母子保健事業	母子健康手帳交付・妊婦健康相談、妊婦健康診査、妊産婦訪問指導、新生児・乳幼児訪問、乳幼児健康診査、各種予防接種、性感染症予防、思春期教室の開催、乳幼児等歯みがき教室、栄養教室、フッ化物洗口・フッ素塗布事業
要保護児童対応の取組	児童虐待防止ネットワークの充実、児童扶養手当制度の周知、ひとり親家庭医療費の助成
赤ちゃん誕生祝い金及び子育て支援金支給事業	子育て家庭支援と活力あるむらづくり推進のため、子どもの誕生時及び小中学校入学時に支援金を支給
幼児教育の充実	英会話遊びや異年齢交流等の体験活動、園小連携、特別支援
地域における子育て支援事業	親子ふれあい教室の開催、ファミリーサポートセンターの運営、相談事業の充実、放課後児童クラブ、こども園（子育て支援室）、児童手当支給
子育て世代包括支援センター運営事業	妊産婦・乳幼児の把握、相談対応、支援プラン作成、関係機関との連絡調整

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
合計特殊出生率	一人の女性が一生の間に 出産する子どもの人数 15～49 歳までの全女性の 年齢別出生数を合計した 人口統計の指標	%	1.29 (H30～R4)	1.41 (R5～9)	1.43 (R10～14)
出生数	一年間に生まれた赤ちゃんの 数	人	16	20	20
婚姻数	新たに婚姻届けを提出し、 村内に住所を有する世帯の 数	件	6	10	10
男性育児休暇 取得率	役場における男性職員に 育児休業の取得割合	%	100	100	100

第2節 互いを尊重し合う福祉のむらづくり

1 地域社会を基盤とした福祉体制づくり

現状と課題

個人の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる一方で、引きこもり、児童虐待などの社会問題は増加傾向にあります。

村民一人ひとりが自立した生活を送り、孤立することのないよう、個人・地域・事業者・行政がともに力を合わせ、自助・互助・共助・公助のバランスがとれた地域共生社会を実現し、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくする取組を推進する必要があります。



基本的施策

- (1) 平田村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に基づき、地域社会を基盤とした地域福祉を推進します。
- (2) 地域・事業者・行政などが一体となった地域福祉支援体制の充実を図ります。
- (3) 福祉意識の啓発に努めます。
- (4) 民生・児童委員について、区長などの関係者と連携しながら、すべての地区に常設することに努めます。



2 いきがいと喜びを持って暮らせる高齢者支援

現状と課題

村の65歳以上の人口割合は、団塊の世代が75歳以上を迎える中で、令和7年4月1日現在で40.6%に達し、高齢者世帯も年々増加しています。

そのような中、活力のある高齢者が知識や経験を活かして地域の担い手となり、活躍できる社会づくりが期待されています。そのため、高齢者が生きがいと喜びを持って、また、安心して暮らせるよう、高齢者の活動の場づくりや、高齢者世帯見守り体制など高齢者を支援する体制の充実が求められています。

また、地域における総合的なケアシステムについても、充実を図る必要があります。

基本的施策

(1) 地域ケア体制の充実

ア 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

イ 介護・福祉・医療などの関係機関と連携し、地域包括支援センターによる支援体制の充実を図ります。

ウ 高齢者が自立した生活を送ることができるよう、村民のボランティア体制を構築し、介護予防・日常生活支援総合事業により生活支援サービスの充実を図ります。

エ 特別養護老人ホームの利用ニーズの把握に努め、施設入所待機者対策について検討します。

オ 福祉サービスのPRなど、地域住民への啓発を図ります。

カ 高齢者が孤立することなく安全・安心に生活できるよう、地域で支え合うネットワークづくりを図ります。

(2) 高齢者の積極的な社会参加

ア 高齢者の健康増進をめざしたスポーツ、レクリエーションや趣味を生かした文化活動など、居場所づくり、生きがいづくり事業を推進します。

イ シルバー人材センターなどによる高齢者の雇用・就労の場の確保に努めます。

ウ 世代間の交流活動などの展開を図ります。

(3) 高齢者にやさしい社会環境

ア 判断能力が不十分な方に対する安全な資産管理などについて、成年後見人制度の利用促進を図ります。

イ 有料老人ホームなど、居住系施設に対する高齢者の的確なニーズの把握に努めます。

ウ 高齢者の移動支援（巡回バス）や買い物支援（移動販売）など、利便性向上に資する取組を検討します。

3 一人ひとりに寄り添った福祉サービス

現状と課題

障害の重度・重複化、多様化が進んでいる中、障害のある人が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を踏まえた施策の展開が求められます。

障害のある人が安心して暮らせる地域づくりと社会的自立の支援、社会参加しやすい環境を整備する必要があります。

低所得世帯は、社会情勢の変動などにより生活の基盤となる経済面が不安定になりやすいことから、現行制度において要援護者ごとに様々な生活支援が行われていますが、今後も地域での自立した生活を送るため、支援する必要があります。



基本的施策

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの円滑な運営の実施を図ります。
- (2) 障害者が自宅や地域で安心して生活できるよう、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの地域生活支援事業の充実を図ります。
- (3) 各種相談業務について、障害者と民生委員・児童委員、相談支援事業所などとの連携を密にし、援助活動の推進に努めます。
- (4) 国・県などと連携しながら、各種制度の周知、体制の整備を進め、障害者の雇用促進、社会参加の推進に努めます。
- (5) 社会福祉協議会と連携して、福祉ボランティアの育成を図ります。また、ボランティア連絡協議会を通して、各団体との情報交換、連携に努めます。
- (6) 低所得者の生活安定のため、自立相談支援機関と連携し、就労に向けた情報の提供を図ります。
- (7) 低所得者の生活相談、助言を行うため、民生委員・児童委員や福祉関係者との連携を図ります。
- (8) ユニバーサルデザインに配慮した総合的なむらづくりを推進します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
民生児童委員協議会活動事業	定例協議会の開催、先進地研修及び各種研修会の受講、福祉事業等への参加、施設訪問、相談・訪問活動の充実
社会福祉協議会運営支援事業	村社会福祉協議会活動への助成
地域福祉センター管理運営事業	地域福祉センターの維持修繕
高齢者と保健事業と介護予防の一体的な実施事業	75歳以上の高齢者に対する保健事業と介護保険の地域支援事業等とを一体的に実施し、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握、健康寿命増進、医療費適正化のための事業を実施
老人クラブ活動事業	老人クラブ活動助成、行政区1組織化の推進
老人福祉施設入所措置事業	養護老人ホームへの入所等の措置
特別敬老祝い金支給事業	100歳の長寿を祝う
障害福祉サービス事業	在宅生活の支援、日中の施設への通所や入所、夜間の施設サービス、グループホーム等
地域生活支援事業	障害に対する理解を深めるための啓発活動や日常生活における用具支給、移動支援、日中一時支援等
重度障害者支援事業	重度心身障害者の医療費の自己負担分の助成

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
カフェひだまり 参加者数	地域包括支援センター及び社会福祉協議会と連携して実施する認知症カフェを利用した方の数	延べ 人数	432	550	650
いきいきサロン 利用者数	高齢者の介護予防・健康づくりのための運動や交流の場を利用した方の数	延べ 人数	2,400	2,500	2,600

第3節 健康に暮らせる保健医療環境の確保

1 保健体制、地域医療の充実

現状と課題

ライフスタイルの多様化、食生活習慣の乱れや運動不足、高齢化の進展に伴う生活習慣病の増加などにより、私たちの健康を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況の中、村民の健康に関する意識、健康づくり、予防策に対する関心が高まっています。一人ひとりが、生涯にわたって健康や体力に関心を持ち、地域全体で健康づくりに取り組む環境づくりを推進する必要があります。



また、健康で明るい暮らしを実現するため、健康増進による病気の予防と早期発見・早期治療により、日常的に介護を必要とせず、元気で活動的に暮らすことができる「健康寿命」を延ばしていくための施策を展開していく必要があります。

村における医療環境については、ひらた中央病院を中核として、地域医療との密接な連携により高い水準にあります。しかし、少子高齢化の進展や医療の高度化など新たな課題に対応し、小児医療や救急医療の確保、充実、地域包括ケア病棟の確保など、多種多様な医療ニーズに的確に対応できる医療体制の確保、医療ネットワークの充実を図るとともに、医療・介護・福祉の連携強化に努める必要があります。

基本的施策

(1) 健康づくりの推進

ア 第3次健康ひらた21計画に基づき、村民が一体となった健康づくりへの意識の向上を図ります。

(2) 地域保健・防疫体制の充実

ア 疾病・生活習慣病対策を図るため、予防対策の推進と各種健康診査の充実を図ります。

イ 成人・高齢者保健事業の充実により、健康寿命の延伸を図ります。

ウ フィットネスクラブの活用などにより、村民の健康増進を図ります。

エ 「いきいきサロン」事業の実施により、介護予防の推進と地域での相互支援体制の充実を図ります。

オ 歯科保健事業の充実を図り、80歳で20本の歯を残す「8020運動」の推進を図ります。

カ 精神保健福祉事業の充実に努めます。

キ 各種予防接種の接種率向上を図り、村民の疾病予防に努めます。

ク 感染症予防知識の普及啓発を図り、他者を思いやる心を大切にした感染症予防に努めます。

ケ 献血推進のための意識の高揚を図ります。

(3) 地域医療の充実

ア 村内における小児医療や夜間診療・救急医療体制及び感染症対策医療機能の充実に資する取組を進めるとともに、ひらた中央病院をはじめとする民間医療機関との連携強化を促進し、地域医療体制の充実に努めます。

2 保険事業の推進と健全化

現状と課題

介護保険制度は高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者などを社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年4月に導入されました。しかし、介護をめぐる問題は少子高齢化の進展により、高齢者世帯や認知症高齢者の増加が予測され、新たな課題への対応が求められています。介護保険の相談業務や村民への広報などの強化を図りながら、サービス基盤の整備を進めていく必要があります。



国民健康保険は、地域医療の確保と村民の健康保持に大きく貢献し、国民皆保険制度の中核として重要な役割を果たしています。高齢化の進展による医療費の増加、近年の景気低迷の影響による被保険者の所得水準の低下などの問題が生じており、国民健康保険の安定的運営が求められています。

今後も介護保険・国民健康保険財政の健全化を図り、適正な運営に努めていく必要があります。

基本的施策

- (1) 介護保険に関する相談業務や広報などの活動を強化します。
- (2) 介護を必要とする要介護者に対する介護サービス基盤の充実に努めます。
- (3) 介護予防に努め、保険財政の健全化を図ります。
- (4) 医療費の効率的な支出に努め、保険財政の健全化を図ります。
- (5) 被保険者の健康を増進するため、保健事業の充実に努めます。
- (6) 国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
各種がん検診	がんの早期発見・早期治療につなげるため、各がん検診（胃・肺・大腸・前立腺・子宮・乳）を実施
特定健康診査事業	40～74 歳までの国保被保険者を対象に、生活習慣病予防と病気の早期発見・早期治療を目的に実施
人間ドック費用助成事業	病気の早期発見・早期治療のために、35～74 歳までの国保・社保加入者に対して、自己負担分を除いた費用を助成
肝炎治療特別促進事業助成金	肝炎撲滅に向けて、村民が安心して肝炎治療ができ、肝炎の完治を図るため、県肝炎治療費助成に村独自の助成を上乗せ
健康増進事業・食育推進事業 歯科保健事業	各種健康教室・健康相談、栄養教室、成人及び老人歯科教室・相談事業、自殺予防対策事業、健康カレンダー作成
予防接種事業	定期予防接種、法定外予防接種
レセプト点検事業	縦覧点検、調剤レセプトとの突合、点数表との照合、検算を専門業者に委託
医療費通知及びジェネリック 医薬品差額通知	国保加入世帯に対して健康に対する被保険者の認識を深めるため、「医療費のお知らせ」を発送 医療費抑制のため、被保険者に対して毎月「ジェネリック医薬品差額通知」を発送
介護保険事業	介護認定及び介護給付、地域支援事業
介護予防・日常生活支援 総合事業	65 歳以上の高齢者を対象とした介護事業・介護予防事業

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
特定健診受診率	法定報告による特定健康診査の受診率	%	54.1	60.0	60.0
メタボリックシンドローム該当者・予備群者割合	特定健康診査実績報告におけるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群者の割合	%	31.6	31.0	30.0
後期高齢者一人あたり医療費 (上昇の抑制)	後期高齢者一人あたりの年間医療費※	千円	966	975	985

※上昇傾向にあるため、上昇幅の抑制に努める。

第4章 みんなにぎわう 産業振興の平田村

村の資源や特性を生かし、農林業、工業、商業、観光の連携を強化し、起業や商品開発・ブランド化などにより新たな魅力を掘り起こすとともに、積極的に情報発信をします。地域経済を活性化し、雇用の場の確保や観光客数の増加による、にぎわいのあるむらづくりに挑戦します。

第1節 次代につなぐ農林畜産業

1 農林畜産業の所得と収益性の向上

現状と課題

本村は、村内全域が阿武隈山系に含まれ、標高 400～600mの中山間地域に農用地が点在していることから、小区画の水田が大半を占めており、米、畜産と複合型農業が中心となっています。

また、農業の持続的な発展を図るためには、農業が内在的に有する自然環境の維持増進により、環境と調和のとれた農業生産体制を推進することが重要です。そのため、農産物を生産するだけでなく、食の安全志向に十分留意した生産と販売経路の拡大を図るとともに、農商工連携による食を起点としたビジネス展開を展望しながら、道の駅等への出荷を促すなど、所得や収益性の向上につなげていく必要があります。併せて、学校給食や道の駅などの産直施設等における地産地消の取組を推進していく必要があります。



さらに、グリーン・ツーリズムによる体験農業をとおした消費者との直接的な交流により、都市と農村の交流を活性化し、活力ある農業農村づくりを推進する必要があります。

森林については、村の森林面積は 5,654ha で、村土面積の約 60%にあたり、このうち、杉を主体とした人工林の面積は 2,849ha で、人工造林率は約 50%となっています。

間伐、保育などの森林の育成事業は、将来の健全な森林の造成だけでなく、水源かん養や山地災害の未然防止という点においても極めて重要な取組となっています。しかしながら、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、適切な管理が行われていない森林が増加していることから、森林経営管理法に基づき、適切な森林管理を推進していく必要があります。さらに、松くい虫等による被害を防止しながら、健全な森林の育成に努めるとともに、既存林道の改良や維持管理により、森林資源の質的向上と公的機能の維持増進を推進する必要があります。

畜産業については、本村で生まれた牛「隆福久」が、産肉能力検定等の成績が優秀で

あると認められ、令和6年に県の基幹種雄牛となりました。今後は「福島牛」及び「いしかわ牛」ブランドの更なる振興と消費拡大のため、畜産農家の安定生産体制づくりを推進していく必要があります。

基本的施策

(1) 農用地の有効活用

ア 総合的に農業の振興を図るため農業以外の分野との調整を図りつつ、農業を営む上で条件のよい地域を一体的に保全します。

イ 関係機関と連携し、多面的機能支払交付金事業を活用して、農地や農業施設を保全・管理し、美しい田園風景を守り農村の活性化を図ります。

ウ 食料・農業・農村に関する土地改良事業を推進します。

(2) 農業の振興

ア 稲作

(ア) 農業協同組合など関係機関と連携しながら、主品種である「ひとめぼれ」などの栽培を推進し、乾田直播栽培・疎植栽培等の省力化・低コスト栽培、さらにはドローン等を活用したスマート農業の拡大を図ります。

(イ) 経営所得安定対策事業の中で、飼料用米、WCS用稲など新規需要米の作付けを推進し、土地利用型作物の作付団地化を誘導することで生産振興を図ります。

イ 畑作・園芸作物

(ア) 水田の有効活用による農業所得の向上につなげるため、水田転作地におけるアスパラガスやいんげん等の高収益作物の栽培を奨励し、生産拡大と産地形成を図ります。

(イ) 中山間地域の地理的条件を活かし、作季幅の拡大によるブロッコリー、かんしょ、春菊に加えナス、ピーマン、ハバネロの産地形成を図ります。

ウ 畜産

(ア) 村内で育ち、県の基幹種雄牛に認定された「隆福久」について、種付け時の精液購入費の補助等を実施し、高品質牛の安定生産体制づくりに基づく「福島牛」及び「いしかわ牛」ブランドの推進を図ります。

(イ) 飼料用米や稲WCSのほか、飼料の安定供給と自給率向上を図るため、転作田を活用した飼料用作物の増産や省力化などの飼料生産体制を推進します。

エ 葉たばこ

(ア) 生産基盤の整備・集約化や省力技術の確立を図ります。

オ 果樹

(ア) 優良品種の生産拡大、省力化生産体制の整備、環境にやさしい園芸農業を推進します。

(イ) 高付加価値農業への転換を図ります。

カ 花き

(ア) 気候風土に適した良品質・多品目栽培を推進します。

キ 環境に配慮した生産体制

(ア) 無農薬・減農薬・有機栽培による環境循環型の農業を推進します。

(イ) 環境保全のため、農業用廃プラスチックなどの適正処理に努めます。

(ウ) 耕畜連携により、良質な土づくりを促進します。

(3) 農商工連携の強化、食を起点としたビジネスの展開など6次化産業の推進

ア 農産物のブランド化などによる高付加価値化を図り、販路拡大に努めます。

イ 生産者と消費者の交流を深め、安全で信頼性の高い農産物販売体制を確立するため、産直施設での販売など生産者の顔の見える農業を推進します。

ウ 食育推進計画に基づき、学校給食や道の駅などの産直施設における地産地消の取組を推進し、加えて消費者に対するPRに努めます。

(4) グリーン・ツーリズムの推進

ア 施設園芸作物の推進により、1年を通じた体験農業の確立に努めます。

イ 農家民泊などの農泊体験の受入体制の強化、体験農業の促進により、都市との交流を図ります。

(5) 女性の農業参画の推進

ア 女性が就農しやすい環境づくりを促進し、経済的に自立し、いきいきと輝く女性農業者を育成します。

イ 都市との情報交換や交流の場を拡充し、女性参画を積極的に推進し、夢のある豊かな農村づくりを推進します。

(6) 林業の振興

ア 健全な森林を育成するため、森林経営管理法に基づき、森林環境譲与税を財源として活用し、適切な森林管理の推進や、既存林道の改良・維持管理に努めます。

イ 水源かん養、土砂流出・崩壊防止などの国土保全、環境保全のため、緑化推進事業を促進します。

(7) 圃場整備の推進

ア 農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、担い手への農地の集積・集約化を加速し、豊かで競争力ある農業の実現を図ります。

イ 農業の生産性を高め、効率的・安定的な農業経営を確立するため、畦畔除去事業や暗渠排水事業等の小規模農地整備を促進します。

2 担い手・新規就農者の育成

現状と課題

農業就業人口が年々減少し、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっています。こうした中、担い手の確保や育成を図り、新規就農者を支援していく必要があります。

また、効率的かつ安定的な農業経営のため、農用地の集積・集約化と農業法人などが担い手となることが求められています。

さらに、農業を取り巻く先端技術の開発普及など、スマート農業を展望しながら収益性の向上に取り組んでいく必要があります。

基本的施策

- (1) 地域ごとに話し合いで作成された地域計画の見直しを支援することで、地域が抱える人と農地の問題の解消を推進します。
- (2) 関係機関・団体と連携した地域の話し合いにより農地中間管理事業を積極的に活用することで、効率的な農業経営が可能となるよう農地の流動化と面的集積を推進し、担い手農家の育成を図ります。
- (3) 農業後継者の確保対策・農業経営資質の向上を図るため、県関係機関などと連絡を密にしながら、各種研修や実践活動を支援します。
- (4) 認定農業者、農業士などの協力を得ながら、担い手農家・新規就農者の育成を図ります。
- (5) 障害者などの就労や生きがいつくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる農福連携について推進します。
- (6) 農用地の集積や農作業の効率化のため集落営農法人化の推進・育成を図るとともに、先端技術の開発普及などスマート農業を展望した農家の取組を支援できる仕組みを検討します。
- (7) 広域的な若手農業者間の交流を深め、技術の開発など新しい農業の在り方を推進します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
中山間地域等直接支払制度 支払交付金事業	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う事業
多面的機能支払交付金事業	水路、農道、ため池及び法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業を行う事業
環境保全型農業直接支払 交付金事業	化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む事業
経営所得安定対策事業	担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施するための事業

II 基本計画 第4章 みんなにぎわう 産業振興の平田村

主要事業名	事業の概要
暗渠排水・畦畔除去事業	畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備
ライスセンター整備事業	ライスセンターの整備（コンバイン・乾燥機・調整機等）
農産物生産振興事業	種苗導入補助（ブロッコリー、アスパラガス、いんげん、ハバネロ、さつまいも、ピーマン等）、自然薯種芋導入補助、資材購入に係る経費の支援
水路農道整備事業	農業用排水路、農道整備
加工場整備事業	新たな道の駅内に加工場の設置
農業用パイプハウス設置事業	野菜栽培振興のため農業用パイプハウス整備費の一部を補助
農業用機械導入補助事業	認定農業者が経営規模拡大・維持のために導入する農業機械整備費の一部を補助
農業関係利子補給事業	アグリマイティー資金で農業用機械を導入した農業者に対する利子補給事業
農業用灌水設備設置補助事業	農産物の育成のための灌水設備設置者を支援
特産品開発事業	6次化産業を推進するための特産品開発
新規作物導入事業	新規農産物の導入に要する費用の一部を補助
葉たばこ病害虫対策事業	葉たばこ病害虫対策事業
葉たばこ生産振興事業	生分解性マルチ導入事業
そば振興事業	そばの生産及び販売に関する費用の一部を補助
鳥獣被害防止関連事業	鳥獣被害防止のための電気柵設置補助
畜産防疫事業	アカバネ病予防注射事業、ヘモフィルス予防注射事業補助
畜産振興事業	肥育牛飼養拡大事業、優良乳用牛導入事業補助、優良基礎肉用雌牛導入事業、県外導入自家保留牛補助、酪農ヘルパー利用組合補助、肉用雌牛保留事業補助、農協有優良雌牛導入事業貸付金利子助成、隆福久精液補助
森林環境交付金事業	児童向け森林環境教育、森林整備の推進
ふくしま森林再生事業	森林の有する多目的機能を維持しながら放射性物質の低減、拡散防止を図るための事業
広葉樹林再生事業	きのこ原木の安定供給に向けて、次世代の原木林となる広葉樹林の再生を図る
間伐促進事業	間伐事業
危険木除去事業	危険木除去事業（松くい虫防除事業）
みどり認定の推進	農林業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図る

主要事業名	事業の概要
集落営農組合事業	集落営農組合や法人組織の支援、補助
農地流動化事業	認定農業者の育成及び経営規模拡大や農用地等の有効利用を図るため、農用地等に賃借権の設定を行った者と借り受けた認定農業者に対して助成金を交付するための事業
地域計画の推進	農用地を次世代に引き継ぐため、地域が一体となって話し合い、農用地の保安全管理と集積を推進
新規就農者確保事業	次世代を担う農業者の育成・確保を図るため、就農時の経営開始資金の交付、就農直後の機械・施設等の導入を支援
スマート農業の推進	省力化、効率化や収量・品質の向上に向けて地域の実情に応じた技術の導入によるスマート農業の普及拡大を図る
圃場整備事業	耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施（北屋敷、上北方地区）

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
農産物販売額	村内で生産された農産物の年間の販売額	千円	1,014,652	1,100,000	1,200,000
認定農業者数	村認定農業者数	人	65	68	70
新規就農者数	村新規就農者数	人	2	3	5

第2節 やる気で稼ぐ仕事おこし

1 企業の成長と発展

現状と課題

村内立地企業にあっては、技術力向上と設備投資により、雇用創出や地域経済発展に大きく寄与してきた一方で、近年は人手不足等による雇用の確保が課題となっています。

今後も既存企業に対する支援と村内工業団地や廃校跡地等の未活用村有地への産業立地により、地域経済の活性化を推進する必要があります。

また、経営向上のための取組を支援していくとともに、産学官の連携体制の確立、新たな事業分野への開拓を推進し、さらなる技術の向上、人材育成に努める必要があります。



基本的施策

(1) 産業立地の促進

ア 村内工業団地や廃校跡地等の未活用村有地への産業立地を推進するため、村独自の優遇措置を図ります。

(2) 企業の育成・支援

ア 生産性の向上やI o T（モノのインターネット）やA I（人工知能）など最先端技術に対応した設備投資に対する支援により、経営基盤を確立するとともに、研修体制を強化し、人材の育成に努めます。

イ 労働力確保のため、若者の地元企業への就職支援や首都圏在住者のU I Jターン希望者などへの情報提供を積極的に進めます。

ウ 地元企業の魅力を、中高生へ発信することにより、地元企業への理解を深めるよう努めます。

エ 職業訓練センターの有効活用を図り、高度技術者の養成に努めます。

オ 県内外の大学などとの連携による雇用創出に向けた取組、大学生などのインターンシップ受け入れを推進します。

カ 自然・住宅・社会環境に配慮し、産業廃棄物の少量化や低公害工場化への指導を強化します。

キ 異分野の事業者が連携し、新たな事業分野の開拓を図る連携事業の推進に努めます。

2 商業の振興と中心市街地のにぎわいづくり

現状と課題

交通網の整備、消費者の多様化、情報化の進展や高齢化に伴い、村内では空き店舗が目立つようになっており、魅力あるまちなかの賑わいを取り戻すため、空き店舗対策、小売業の役割などに配慮した商業の振興を進める必要があります。

また、地域資源を活用した商品開発による新たな魅力の掘り起こしを行うとともに、農林業・商業・工業・観光の連携に努める必要があります。

基本的施策

- (1) 商工会との連携を強化し、商店会組織の指導育成と後継者の育成に努め、消費者のニーズに応えられる商業の振興に努めます。
- (2) 商店の合理化、経営安定のため、有利な事業資金融資あっせんや国や県などの制度資金に関する情報提供を行うとともに、魅力ある商店街にするため、空き店舗対策に努めます。
- (3) オンラインを活用した商取引や商品開発を支援し、競争力の強化を図ります。
- (4) まちなかにぎわいづくりへ向けた村民の声を活かし、中心市街地の活性化を進めるとともに、ジュピアランドひらたや公民館などを活用しながら地域間・世代間交流を図ります。
- (5) 地域経済を活性化するため、地域資源を活用した農林業・商業・工業・観光の連携を図るとともに、食と農を起点としたビジネス創出と農業振興、雇用の創出に努めます。
- (6) 地元製品の売り上げ向上及び関係人口と交流人口の拡大のため、アンテナショップの活用推進を図ります。

3 若者の起業支援

現状と課題

地域産業の活性化のために、若者などの新たな視点での魅力的な産業の創出が期待されており、意欲のある人材の企業を支援する体制づくりが求められています。

また、経営者の高齢化や後継者不足による事業継承問題が課題とされており、産業の継続のためにも、後継者候補となる人材の育成が求められています。

基本的施策

- (1) 既存起業の活性化や新たな事業者の起業のため、村独自の支援を図ります。
- (2) 企業の先導的取組やベンチャー企業などの起業家への支援を図ります。

- (3) 地場産業の技術継承や事業の継承のため、中高生の起業意識を育むことなどにより、起業家や後継者候補となる担い手の育成支援に努めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
工場等誘致事業	県などと連携した空き工場情報等の広域発信や平田村工場等誘致条例に基づく奨励金を交付
企業間連携事業	異業種間の連携と情報共有のため、村内企業の情報交換の場を設定
石川地方企業合同説明会事業	石川地方町村会と連携し、高校生を対象とした企業説明会を開催
ふるさとづくり推進事業	商工会が主催する花火大会等のイベントに対する助成
プレミアム付商品券助成事業	商工会が発行するプレミアム付商品券への助成
中小企業融資利子補給事業	商工会加盟企業が受けた融資に対する利子補給
創業支援事業	石川郡内5町村と商工会、金融機関などと連携して行う創業希望者への支援

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
誘致企業数	未分譲工業団地・廃校跡地等への企業立地数（累計）	企業	0	1	1
道の駅売上	道の駅ひらたにおける年間の総売上（直売所、食堂、ファストフード等）	万円	25,400	30,000	45,000

第3節 地域の宝を活かした発信

1 観光資源の発掘・整備と発信

現状と課題

観光の振興は、経済の活性化につながるのみならず、東日本大震災と原発事故による風評の払拭や村のイメージアップも図られます。産業としての観光を意識し、他産業への波及効果も考慮しながら観光振興を図る必要があります。

村には、蓬田岳、山鷄滝、ジュピアランドひらた、芝桜まつり、あじさいゆりまつり、花火大会、産業まつり、道の駅ひらたなど多くの観光資源があります。これらの観光資源を活用することはもちろん、体験農業による滞在型観光や通年型観光など、歴史や文化、農業などを組み合わせた総合的な観光を推進し、国内外へ情報発信をする必要があります。



基本的施策

(1) 既存観光資源の整備充実

- ア ジュピアランドひらた周辺の施設や景観などの整備を図ります。
- イ 農業、そば打ちなどの体験観光を推進します。
- ウ 歴史と文化を生かしながら、産業振興公社や商工会などの関係機関と連携し、各種まつりやイベントなどの充実を図ります。
- エ 観光資源などを案内する標識について、計画的な設置・修繕・更新に努めます。
- オ 体験農業などの観光情報の発信を図るとともに、地元農産物を活用した積極的な誘客運動に努めます。
- カ 国交省より防災道の駅に選定された道の駅ひらたについて、防災機能及び魅力等を向上させるための整備について検討します。
- キ ジュピアランドひらたや山鷄滝、芝山自然公園など村の資源の活用に努めます。

(2) 新たな観光・物資資源の開発

- ア 観光誘客の拡大を目指し、村の特産品をより多くの人々に知ってもらうため、近県や首都圏との広域的連携により、観光・物産キャンペーンの充実を図ります。
- イ 産業振興公社などを育成・支援し、観光の充実を図ります。
- ウ ジュピアランドひらたを活用し、都市部からさらなる観光客の誘客に努めます。
- エ 道の駅を特色ある食や特産品、観光・文化活動などの「里山の魅力」を発信する拠点として位置づけ、目的地として選ばれる施設としての整備を図ります。
- オ 「雪ざらしそば」「アスパラソフト」「ハバナロ」などの村の食のPRや食を

通したイベントの推進を図ります。

力 村内外の人から村をよく知ってもらうため、村の資源を組み合わせたストーリー性のある観光ルートの開発に努めます。

キ 県外での商談会への参加や、訪日外国人向けの企画・情報発信などにより、インバウンド誘致を推進します。

2 広域連携による観光資源の整備

現状と課題

村内の観光資源の整備充実やPRだけではなく、近隣自治体との観光の広域的な連携により、魅力的な広域観光ルート開発やイベント開催を行うことによって、より一層の村内への観光客の呼び込みが必要とされています。村単独ではなかなか立ち寄る機会がなかった観光客に対して、村の魅力に触れてもらうことで、再訪につながり、更なる観光客数の増加となることが期待されています。

基本的施策

- (1) こおりやま広域圏と連携を図り、県中管内広域観光ルート開発を推進し、村内観光施設への誘客を図ります。
- (2) 石川地方町村会などを活用し、石川管内5町村と連携した広域観光事業を推進し、村内観光施設への誘客を図ります。



主要事業

主要事業名	事業の概要
公園管理事業（ジュピアランドひらた管理事業）	施設内の維持管理及び老朽設備の改修
観光美化事業	村内各所の観光施設について、地元行政区が維持管理を行う際の支援
ジュピアランドひらた整備事業	遊具・商業施設整備、トイレ・道路・既存施設等の改修
観光 PR 事業	観光マップ・パンフレット作成、SNS の活用
芝桜まつり等実行事業	（一社）平田村産業振興公社が開催する芝桜まつり等各種イベントに係る準備・運営のサポート
道の駅ひらた維持修繕事業	観光・交流拠点としての施設の維持修繕
道の駅ひらた移転再整備事業	令和7年5月に県内2カ所目となる「防災道の駅」に選定された道の駅ひらたについて、防災機能及び観光交流拠点としての魅力向上を目的とした整備についての検討
こおりやま広域圏連携中枢都市圏事業	こおりやま広域圏連携中枢都市圏ビジョンに基づく連携事業の実施

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
観光客数	年間の観光客入込者数	人	240,000	280,000	350,000
平田村公式 SNS 友だち登録者、フォロワー数	公式 LINE、Instagram 等のフォロワー・友だち登録者数の合計	人	2,800	3,800	4,800

第5章 みんなはれやか 学びつなぐ平田村

家庭・地域・学校などが連携し、幅広い年代での交流、教育、生涯学習、スポーツなどの活動を推進します。村民みんなで子どもたちの豊かな人間性を養い郷土愛の醸成を進め、歴史と文化を継承し、次代に想いをつなぐむらづくり挑戦します。

第1節 家庭・地域と連携した学校教育

1 地域とともに育む学校教育

現状と課題

少子化、高度情報通信社会の進展など、子どもたちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化しています。教育の場では、予測困難で不確実な未来を見据え、常に新しい知識や技術の習得、心の豊かさや生きがい求められています。

園・小・中における教育は、生きる力を育むことを目的としていますが、これは、次代を担う子どもたちが、将来、社会生活を営むために必要になる基本的な知識や技能を習得することと、これらを活用して課題を解決するために必要な力を育むことであり、小・中学校では、地域の特性を考慮し、子ども一人ひとりの個性を生かす特色ある教育が求められます。

また、SDGsの意義を示し、ICT技術による教育内容の充実を図るとともに、学校施設の計画的な環境整備を進めながら良好な子どもの学習環境を確保する必要があります。併せて、本村の将来を見据えた小・中学校のあり方や教育環境の整備のあり方について、平田村学校等統合委員会などで議論を重ね、より良いビジョンを示していく必要があります。



基本的施策

(1) 教育環境の整備

- ア 個別施設計画に基づき、校舎の維持補修や危険防止のための改修工事などを実施します。
- イ 豊かな心とたくましく生きる力を育み、園小中連携による一貫教育を推進します。
- ウ 小学校のあり方については、就学年齢人口の動向を踏まえながら、教育関係者や保護者、地域住民など村民各層の議論を重ね、子どもたちにとってよりよい教育環境の構築を目指して検討します。

エ 学校図書室の整備、図書資料の充実を図るとともに、公民館との連携のもと、読書指導の強化に努めます。

オ ICT活用による多様な学びが推進できるよう、教育環境を整えます。

カ 登下校時の安全と利便性の向上を図るためスクールバスを運行し、遠距離通学の児童生徒を支援します。

(2) 教育の質の向上

ア 学習指導要領に基づくカリキュラムの作成・推進、教材・教具の整備を図ります。

イ 生産の喜びと感動を体験する学習や、地域の自然に触れ合うふるさと教育の充実を図り、郷土愛を醸成し、将来ふるさとに貢献する人材を育成します。

ウ 読解力や課題解決力の向上のため、学校司書を活用し、園小中・公民館による読書活動を推進します。

エ 小・中学校のICT活用環境を一人1台の学習用端末を用意するなど時代に即した整備を検討し、その指導者の資質の向上を図り、子どもの情報活用能力の育成・学力向上に努めます。

オ 語学指導助手の派遣事業を継続するとともに、国際理解教育や外国語教育を充実します。

カ 園・小・中と関係機関との連携により、特別な支援を必要とする子どもの早期発見に努め、その特性に応じた指導や環境の整備、特別支援教育支援員の継続的な配置などの体制強化を図ります。

キ 心身に障害のある子どもの個性・能力やそれぞれの障害に応じた就学支援を行います。

ク 演劇、音楽、美術などの文化活動を推進し、子どもの情操教育の高揚に努めます。

ケ 魅力ある教育内容と指導方法について、指導主事による指導などを通じ、自主的・自立的な特色ある学校教育活動の展開を図ります。

(4) 学習支援・教育相談の充実

ア いじめ、不登校、別室登校の未然防止・早期発見・早期解決に努め、日常における自尊感情や自己有用感を育てていきます。また、カウンセラーや関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

イ 教育相談に関わる教員の資質の向上を進め、不登校の状態に配慮した教育相談や生徒指導に関する教育相談を充実させ、子どもや保護者に寄り添った支援をしていきます。

ウ 帰国児童生徒や外国人子どもに対して、円滑な受け入れと適切な適応指導に努め、日本における生活への早期適応を支援します。

(5) 健康・体力の向上・安全教育の充実

ア 児童生徒の心身の健康を育むため、日常的な運動習慣の形成を推進し、児童生徒の体力向上や肥満の防止に取り組みます。

- イ 食育を進め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に努めます。
- ウ 放射線教育・性教育・薬物乱用防止教育の推進を図るとともに、身の回りの危険を理解し、それに対応する力を育てるために、PTAや地域・他の関連機関と連携しながら安全教育に努めます。
- エ 自然災害等からいのちや健康を守るための知識・技能や自ら考え行動する能力を育成する防災教育を進めます。
- オ 他者の権利を尊重し責任ある行動をとること、情報機器の利用による健康への影響を理解すること、情報を安全・正確に利用して危険を回避するなどの情報モラル教育をしていきます。

2 安全でおいしい学校給食

現状と課題

令和5年度から小・中学校及びこども園での給食の完全無償化が実施されています。今後も栄養バランスのとれた給食、地元産の食材を積極的に取り入れた新鮮で安全、安心な給食の実施に努める必要があります。

また、現在小・中学校に給食を提供している平田村学校給食センターは築30年以上が経過し、施設及び設備の老朽化が課題となっています。



基本的施策

- (1) 学校教育の「食育」との連携を図り、栄養のバランスがとれた給食を提供するとともに、食の安全性を確保するための検査の実施、アレルギー疾患に対する取組など、安全で安心できる給食の提供に努めます。
- (2) 学校給食の重要性と家庭における望ましい食習慣の啓発に努めます。
- (3) 季節を感じる地元産の食材を積極的に取り入れ、学校給食を通じた食農教育、郷土への誇りと愛着の醸成に努めます。
- (4) 施設の衛生管理と職員の健康管理を徹底し、安全な給食の実施に努めます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
小学校の統合・施設整備	将来に向けたより良い教育環境の整備に係る検討
指導主事及び外国語指導助手 設置事業	指導要領に基づいた授業等学習活動全般の指導助言
学力向上対策事業	支援員の配置、学力調査の実施、教員の指導力向上・研究
学校支援員等配置事業	特別教育支援員、心の教室相談員、地域学校安全指導員の配置
ふるさと教育推進事業	ふるさと教育の実践
学校図書 of 充実	司書の配置と活動の充実
ICT 環境の整備	機器や環境等の整備、更新、利活用の充実
青少年健全育成村民会議	少年の主張大会等の開催
給食費支援事業	保護者の給食費負担軽減のための支援
学校給食センター施設整備	食の安全・安心の確保 施設及び調理機器等の改修・更新

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
本を1か月に 2冊以上読んだ 子どもの割合	村内小中学生のうち、本 を月に2冊以上読んでい る子どもの割合	%	小：91.5 中：61.4	小：93 中：65	小：95 中：70
学校給食におけ る地産地消給食 の実施回数	地元産品を使用した給食 提供回数	回	15	16	17

第2節 地域に根ざした生涯学習

1 多様な生涯学習の振興

現状と課題

学習ニーズの多様化が進む中、生涯にわたって学び続けることができる環境の整備が求められています。公民館の各種事業をはじめ、より多くの村民が学べる場の提供と、その充実を推進する必要があります。

また、青少年の健全な育成を図るため、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、青少年活動を推進する環境づくりも大切です。



身近な生涯学習の拠点施設として、公民館は重要な役割を担っています。今後も地域の豊富な人材を活用しながら、多様化、高度化する学習ニーズに対応した公民館活動を展開する必要があります。

図書室については、地域の文化や生活を豊かにする上で大きな役割を担っています。図書の貸出や資料の保存といった機能はもちろん、図書室のネットワークや専門性を活かした資料のレファレンスサービスの充実も求められています。今後も蔵書の充実を図るとともに、最新情報の提供や資料の保存、図書室の利用を拡大し、読書活動の推進に努める必要があります。

基本的施策

- (1) 学習ニーズの多様化、高度化に対応するため、地域社会、行政機関、学校、企業、各種団体などが連携して生涯学習の推進に努めます。
- (2) 学習情報の提供や相談に努め、村民の自発性・自主性が発揮できる学習環境や図書、資料などの整備・充実を図り、自己学習の意欲向上を進めます。
- (3) 青少年団体や指導者の育成を推進し、青少年活動を充実するための環境整備を図ります。
- (4) 知識や技能を活用し、課題を解決する力を育み、子どもの社会力を高めるため、学校と地域の関わりを深め、健全な子どもを育てる地域学校協働活動を推進します。
- (5) 地域の人材を活用し、学習ニーズの多様化、高度化に対応した公民館活動を推進します。
- (6) 郷土資料の収集と図書室の蔵書の充実に努めます。
- (7) 第三次平田村子ども読書活動推進計画に基づき、「芝桜の里平田村子どもたちにおくる本」を選定するなど、子どもの読書意欲を高める読書活動の推進に努めます。

2 活力ある生涯スポーツ

現状と課題

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものです。令和5年には従来の公民館と保健センターの機能を集約化・複合化した平田村保健生涯学習施設「ハレスコ」がオープンし、村民の健康づくりの拠点として利用されています。

村民がスポーツを身近に、そして気軽に親しむためにも、スポーツ施設の充実を図り、生涯スポーツの普及と振興が求められます。

また、スポーツへの関心を高め、スポーツ全体の振興に資するとともに、活力ある健全な社会の形成に貢献するため、スポーツ人口の底辺拡大による競技スポーツの発展に寄与する必要があります。



基本的施策

- (1) 既存スポーツ施設の大規模改修を含めた整備に努め、施設のさらなる充実と活用を図ります。
- (2) 生涯スポーツの普及・振興を図るため、学校体育施設を開放し、その利用を促進します。
- (3) 村民が気軽に参加できるスポーツクラブの拡充を図り、生涯にわたりスポーツに親しむことができる地域社会の形成を目指します。
- (4) 生涯スポーツ活動に関する情報提供の充実を図ります。
- (5) フィットネスクラブ等での体力づくりに取り組み、幅広い世代の健康増進を図ります。
- (6) 各種スポーツ関係団体の育成を図り、スポーツ人口の底辺拡大を推進します。
- (7) 優秀選手・指導者の育成に努め、部活動の地域移行を含めた指導体制の強化と競技力の向上を図ります。
- (8) 中学校部活動の地域展開について、各種スポーツ団体と協議を進めていきます。

主要事業

主要事業名	事業の概要
たけのこ教室	小学生を対象とした各種体験活動等の開催
かるがも学級	親子参加型教室の開催
家庭教育推進事業	各種講座の開催、情報提供
読書活動推進事業	芝桜の里ひらた読書活動推進宣言による園・小・中・家庭・地域の連携、家庭読書の推進と家読（うちどく）の推進
読書活動推進委員会	芝桜の里読書感想文コンクール等の開催
レディースセミナー	女性のための教養講座の開催
各種教養講座	大人のための教養講座の開催
体育施設維持修繕事業	野球場、テニスコート、体育センター、フィットネスクラブ、後川多目的グラウンド
フィットネスクラブ運営事業	機器維持管理・更新、インストラクター配置・育成
体育協会事業	体育協会事業の運営補助
スポーツクラブ運営事業	スポーツクラブ運営事業
ふくしま駅伝事業	ふくしま駅伝参加の補助
スポーツ少年団育成支援事業	スポーツ少年団の運営支援

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
公民館利用者数	公民館の延べ利用者数	人	13,486	14,000	15,000
図書の間 貸出冊数	公民館図書室の貸出冊数	冊	2,327	2,400	2,500
体育施設 利用者数	体育施設（総合運動場、体育センター、フィットネスクラブ等）の延べ利用者数	人	24,865	26,000	28,000

第3節 歴史と文化の継承

1 芸術文化の振興と発信

現状と課題

菅布祢太鼓保存会、駒形じゃんがら念仏保存会など、地域に残る伝統文化の振興に努めているほか、子どもたちへの文化意識の高揚と後継者育成のため、地域ぐるみの文化財保存継承に努めています。

今後も村民主体の文化活動を支援するとともに、芸術文化の鑑賞機会の拡大など、各種文化活動を推進していく必要があります。また、芸術文化団体育成や、村外地域との文化交流を活発にする必要があります。



基本的施策

- (1) 公民館を核とする魅力ある文化活動を充実させるとともに、芸術文化団体の育成と活性化に努め、各種メディアを活用した情報提供と広域的な文化交流を推進します。
- (2) 村民が主体となって芸術文化活動の成果を発表する機会である文化祭などを継続して開催します。

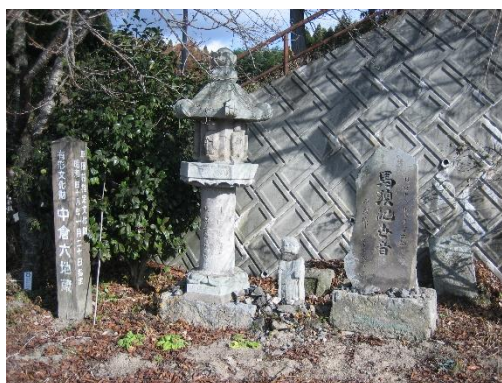
2 多様な伝統文化の継承

現状と課題

村には令和7年3月末現在、村指定文化財が28件あり、これらの文化財は、郷土愛の育成と新しい文化の創造に大きな役割を果たしています。

今後とも貴重な文化財の保存、継承と、郷土の歴史や文化に対する理解をさらに深める体制づくりに努める必要があります。

また、村の歴史を後世に伝えるため、これまで「平田村史」などを発刊しています。今後も村史に関係する資料や行政資料を適切に整理保存していく必要があります。



基本的施策

- (1) 文化財の調査を推進し、その保存に努めるとともに、必要に応じて文化財の指定を行い、その魅力をインターネットなどにより発信するなど、村の伝統文化の発信に努

めます。

- (2) 文化財・史跡などの整備、復元、保護に努めるとともに、文化財、史跡の歴史的、文化的価値を紐解き、また、史跡を解説する説明板の設置を行います。
- (3) 民俗資料や考古資料の整理、保存を図り、その展示・活用に努めるとともに、村に残る史料を調査、収集し、史料集の計画的な発刊に努めます。また、行政資料の整理保存に努めます。
- (4) 民俗資料室の在り方を検討し、歴史的価値のある資料を整理できる環境を目指します。

主要事業

主要事業名	事業の概要
文化祭	文化祭の開催
文化講演会	文化講演会等の開催
家庭劇場	小学生を対象とした文化芸術の鑑賞教室
文化財保護事業	平田村文化財保護条例に基づく文化財の指定・管理

数値目標

指標名	指標の説明	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
文化団体連絡協議会加入数	文化団体連絡協議会に加入している文化団体の数	団体	10	11	12
自主サークル移行数	公民館事業から自主サークル等の活動に移行した組織数	団体	5	6	7

数値目標一覧

基本目標	節	項目	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
第1章 みんなつながる 住みよい平田村	第1節 立地条件を活かした むらづくり	路線バス等乗降者数	人	18,230	19,000	20,000
		デマンド交通等 利用登録者数	人	0	20	40
		汚水処理人口普及率	%	68	72	80
		管路の耐震化率	%	75	77	80
		有収率	%	82	86	91
		村道改良率	%	48	49	50
		村道舗装率	%	64	67	70
		遊休農地面積率	%	10	10	10
	第2節 災害に強い快適な 都市環境づくり	一人あたりごみ排出量	kg	186	176	167
	第3節 若者が選ぶ むらづくり	関係人口	人	18,100	22,000	25,000
		若者(20歳～39歳)人口	人	835	780	750
		転入者数 - 転出者数	人	△126	△115	△100
移住支援事業による 転入世帯数(累計)		世帯	3	15	30	
第2章 みんな支え合う 安心安全な平田村	第1節 参加と連携による 安全・安心な暮らし	自主防災組織防災 活動実施件数	件	1	2	4
		交通事故発生件数 (人身事故)	件	1	0	0
	第2節 村民総参加による むらづくり	芝桜まつり来場者数	人	46,000	50,000	55,000
		あじさいゆりまつり 来場者数	人	18,000	22,000	26,000
	第3節 社会の変化に対応 できる行財政運営	次世代型公用車導入台数	台	0	1	3
		用紙購入量	枚	1,425,000	1,250,000	1,000,000
		経常収支比率	%	89.6	89.3	89.0
		マイナンバーカード 交付率	%	82	85	87
第3章 みんなすこやか 福祉充実の平田村	第1節 オールひらたで 応援する子育て支援	合計特殊出生率	‰	1.29 (H30～R4)	1.41 (R5～R9)	1.43 (R10～R14)
		出生数	人	16	20	20
		婚姻数	件	6	10	10
		男性育児休暇取得率	%	100	100	100
	第2節 互いを尊重し合う 福祉のむらづくり	カフェひだまり参加者数	延べ 人数	432	550	650
		いきいきサロン利用者数	延べ 人数	2,400	2,500	2,600
	第3節 健康に暮らせる 保健医療環境の確保	特定健診受診率	%	54.1	60.0	60.0
		メタボリックシンドロームの 該当者・予備軍者割合	%	31.6	31.0	30.0
		後期高齢者一人あたり 医療費(上昇の抑制)	千円	966	975	985

II 基本計画 第5章 みんなはれやか 学びつなぐ平田村

基本目標	節	項目	単位	現 状 (R6 年度)	中間目標 (R12 年度)	最終目標 (R17 年度)
第4章 みんなにぎわう 産業振興の平田村	第1節 次代につなぐ 農林畜産業	農産物販売額	千円	1,014,652	1,100,000	1,200,000
		認定農業者数	人	65	68	70
		新規就農者数	人	2	3	5
	第2節 やる気で稼ぐ 仕事おこし	誘致企業数	企業	0	1	1
		道の駅売上	万円	25,400	30,000	45,000
	第3節 地域の宝を活かした 発信	観光客数	人	240,000	280,000	350,000
平田村公式 SNS 友だち 登録者・フォロワー数		人	2,800	3,800	4,800	
第5章 みんなはれやか 学びつなぐ平田村	第1節 家庭・地域と連携 した学校教育	本を1か月に2冊以上 読んだ子どもの割合	%	小学生 91.5 中学生 61.4	小学生 93 中学生 65	小学生 95 中学生 70
		学校給食における地産 地消給食の実施回数	回	15	16	17
	第2節 地域に根ざした 生涯学習	公民館利用者数	人	13,486	14,000	15,000
		図書館の年貸出冊数	冊	2,327	2,400	2,500
		体育施設利用者数	人	24,865	26,000	28,000
	第3節 歴史と文化の継承	文化団体連絡協議会 加入者数	団体	10	11	12
		自主サークル移行数	団体	5	6	7

計画の進捗管理については数値目標を設定し、その達成度と成果について評価検証を行います。数値目標は、将来に向かって数値を伸ばしていくものと、数値の悪化を食い止める2つの視点があります。

Ⅲ 人口ビジョン

第1章 人口の現状分析

第1節 人口の推移

1 総人口の推移

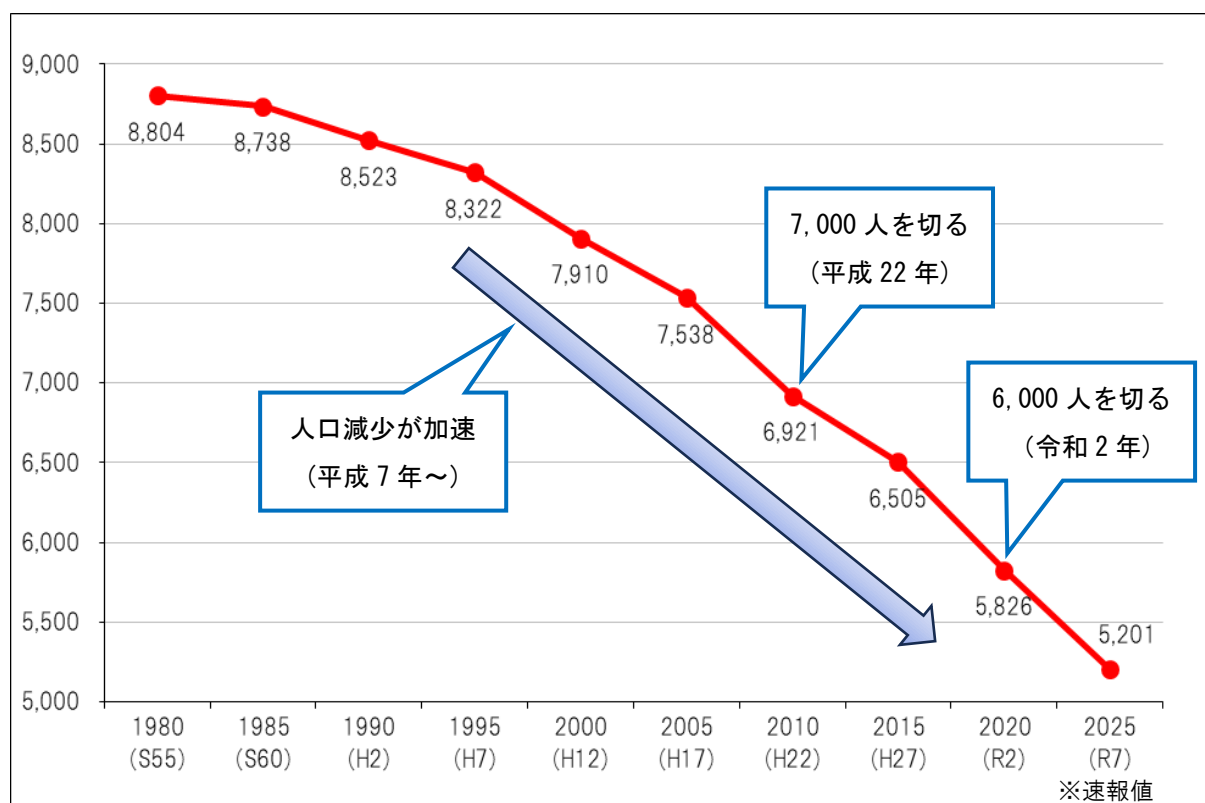
下記のグラフは、昭和55年から令和7年までの本村の人口推移を示したものです。

人口の推移をみると、昭和60年には人口減少段階に入り、平成7年までは微減で推移していたものの、それ以降は人口減少が一気に加速し、平成22年には7,000人を、令和2年には6,000人を割り込みました。

令和7年の速報値では5,201人と、この30年間で3,121人減少したことになり、平成7年と比較すると減少率は約37.5%と、平成2年から令和2年の30年間の減少幅(2,697人減、減少率約31.6%)よりも更に大きくなっていることがわかります。

図表1 総人口の推移

単位：人



資料：国勢調査（令和7年は国勢調査の速報値）

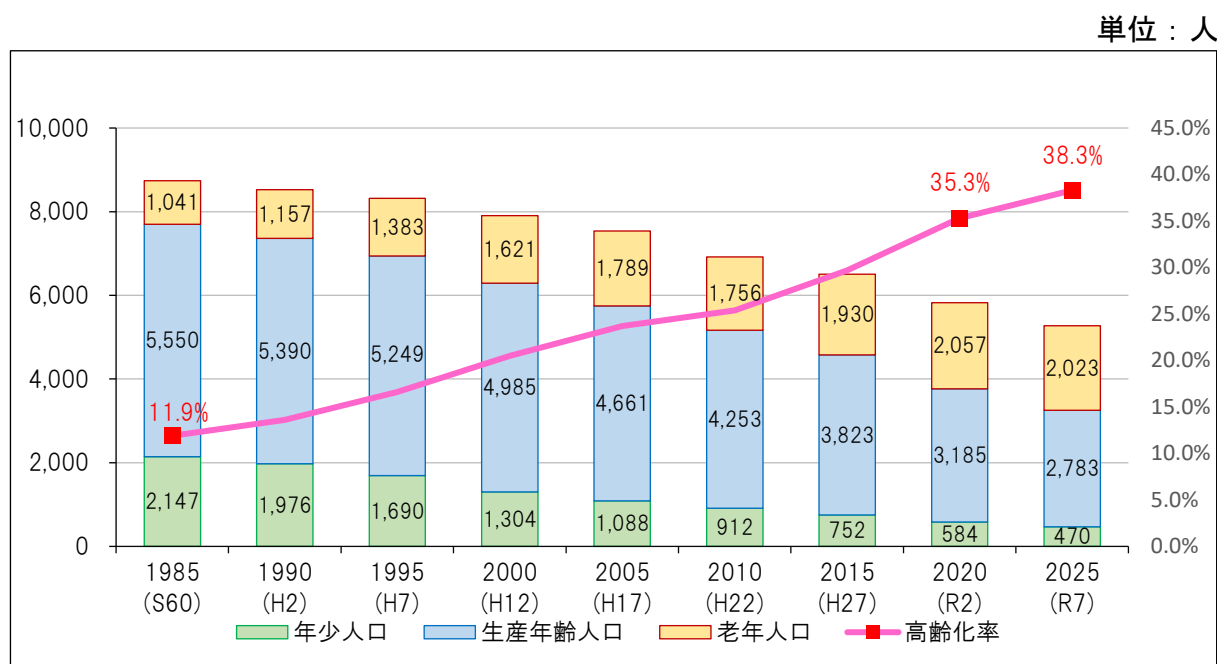
2 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

本村の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口（16～64歳）は昭和55年以降一貫して減少傾向にあります。平成2年には5,390人でしたが、令和2年には3,185人となり、30年間で約40.9%の減少となりました。年少人口（0～14歳）は、さらに大幅な減少が続いており、平成2年の1,976人から令和2年の584人となっており、30年間で約70.4%の減少となっています。

年少人口と生産年齢人口が年々減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加しています。平成12年には老年人口が年少人口を上回り、令和2年には老年人口が年少人口の約3.52倍となっています。

また、高齢化率も年々上昇し、令和2年には35.3%となっています。これは、生産年齢人口約1.5人で1人の老年人口を支えていることとなります。

図表2 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7
年少人口	2,147	1,976	1,690	1,304	1,088	912	752	584	470
生産年齢人口	5,550	5,390	5,249	4,985	4,661	4,253	3,823	3,185	2,783
老年人口	1,041	1,157	1,383	1,621	1,789	1,756	1,930	2,057	2,023
高齢化率	11.9%	13.6%	16.6%	20.5%	23.7%	25.4%	29.7%	35.3%	38.3%

資料：国勢調査（令和7年は10月1日時点の住基人口）

※年齢「不詳」は除く。そのため、年齢別3階級の合計は、総人口と一致しない。また、高齢化率は、年齢「不詳」を除いた総人口を分母とする。

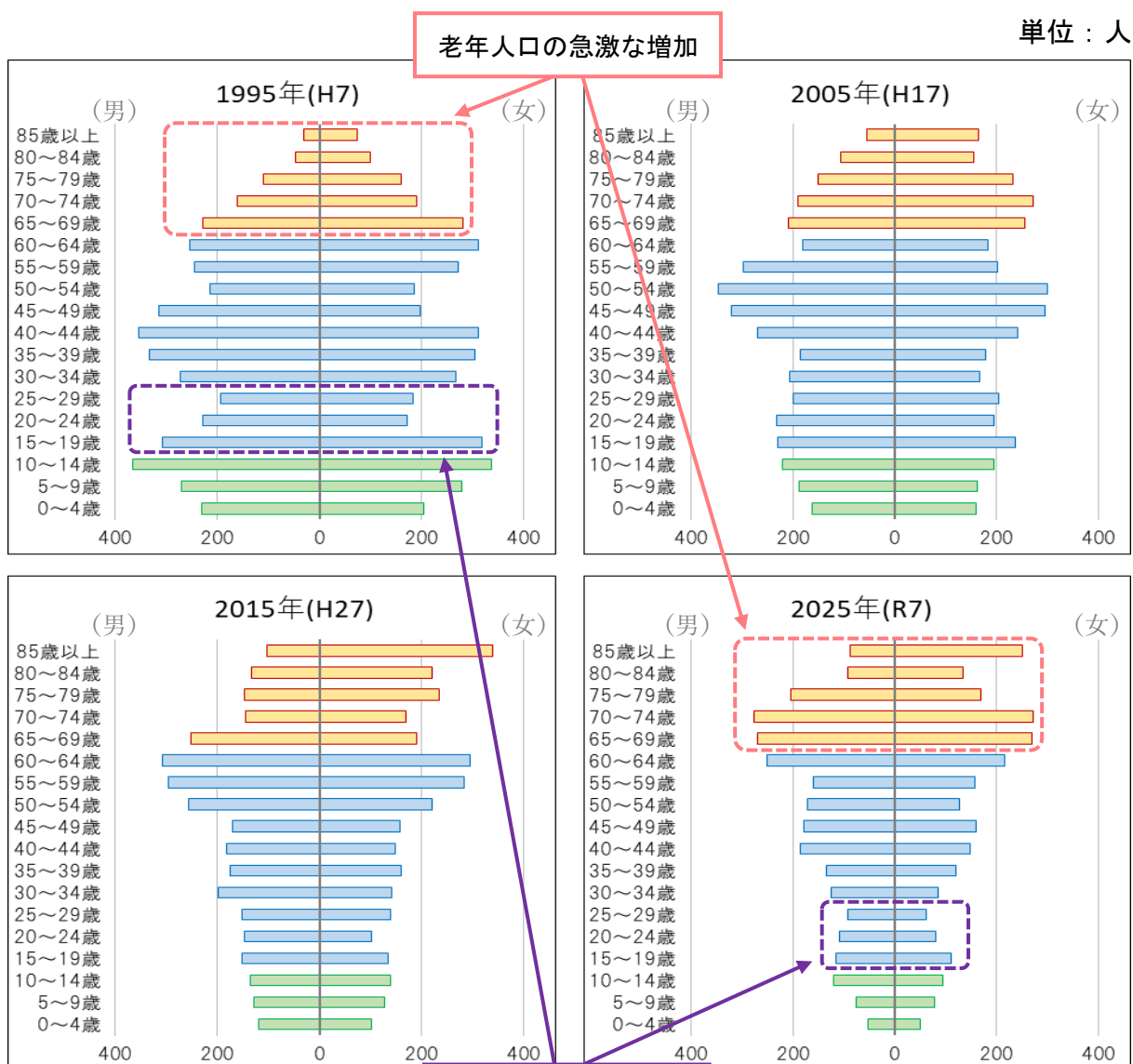
3 5歳階級別人口ピラミッドの推移

平成7年から令和7年までの10年ごとの5歳階級別人口ピラミッドの推移をみると、15～29歳人口の急激な減少がみられます。これは、自然動態における出生数の減少に加え、村内から働き口や生活を求め若者世代が流出しているといった社会動態が起因しているものと考えられます。

また、老年人口の漸増、年少人口の漸減といった傾向がみられ、「つぼ型」（少産少死型：年少人口が少なく、老年人口の多い型）となっていることが特徴です。

さらに、一定の人口規模を持つ団塊世代が年齢を重ね、次第に老年人口に近づいていく様子がわかります。令和7年には団塊の世代が75歳以上となるなど、高齢化率が大幅に上昇しています。

図表3 5歳階級別人口ピラミッドの推移



資料：国勢調査

(令和7年は10月1日時点の住基人口)

第2節 人口の自然増減

1 自然増減（出生・死亡）の推移

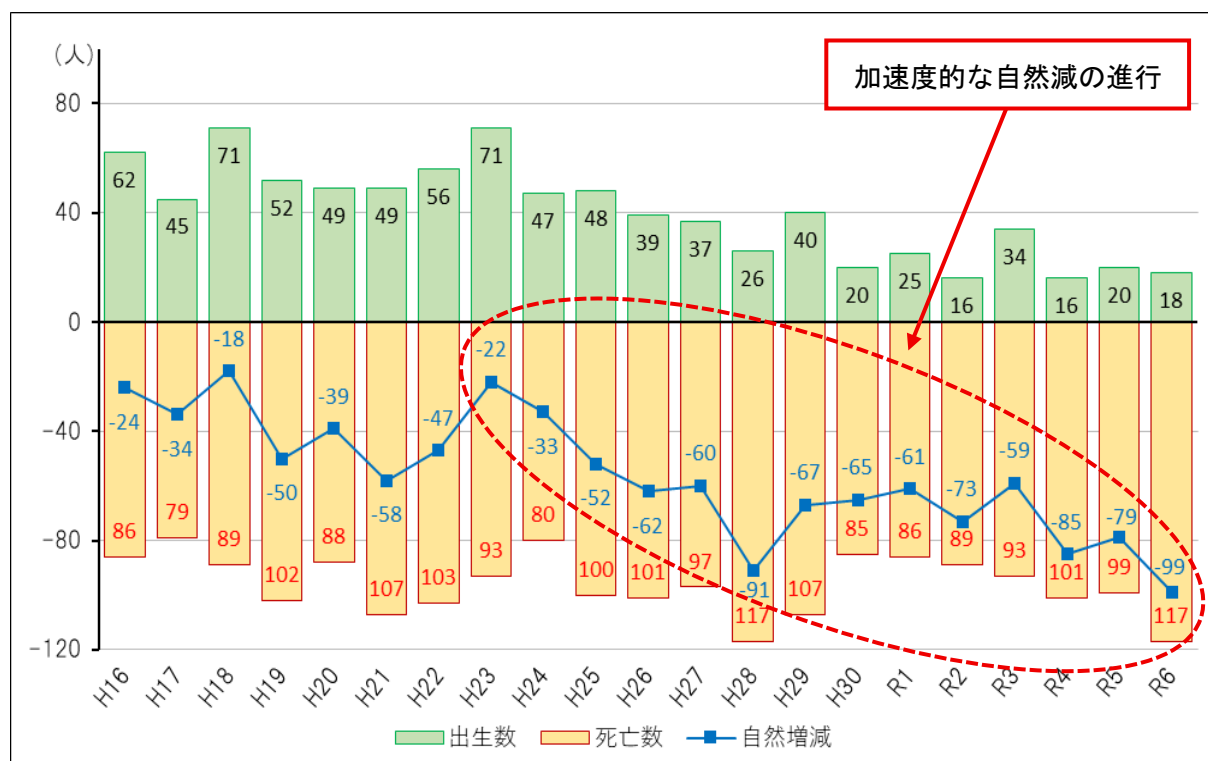
本村の平成16年以降の出生数の推移をみると、平成23年までは概ね50人前後で推移していましたが、それ以降は減少傾向を示しています。ときおり前年を上回る出生数を記録した年もあったものの、減少傾向は続いており、近年その減少幅はより大きなものとなっています。

死亡数はあまり顕著な変動は示されていませんが、平成19年以降100人を超える年が多くなっています。医療の進歩とともに寿命の延長、死亡率の低下につながってはいますが、他の年齢階層に比べて死亡率の高い高齢者の占める割合が増加していることから、死亡数は増加傾向にあると考えられます。

自然増減（出生数－死亡数）の推移をみると、一貫して自然減となっています。平成19年には△50人に達し、常に死亡数が出生数を上回る状態となっており、老年人口も増加の一途にあることから、今後も少子化と高齢化による加速度的な自然減が進行すると考えられます。

図表4 出生数、死亡数、自然増減の推移

単位：人



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年3月31日時点）

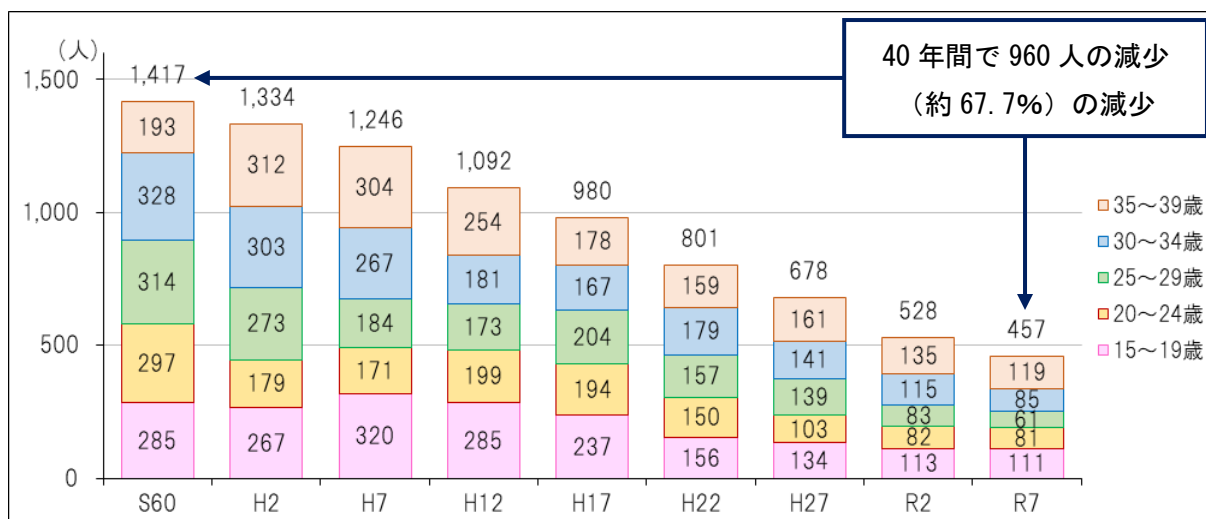
2 15～39歳女性人口の推移

15歳から39歳までの女性の人口をみると、昭和60年には1,417人で、その後一貫して減少を続けています。平成17年には1,000人を切り、令和7年には457人まで減少しています。減少幅が次第に拡大しており、40年間で960人（約67.7%）、10年前と比較しても221人（約32.6%）もの減少となっています。

この年代の女性の人口は、出生数の減少に大きく関わってきます。そのため、15～39歳女性の人口は、将来の人口を考える上でも非常に重要な要素となります。

図表5 15～39歳女性人口の推移

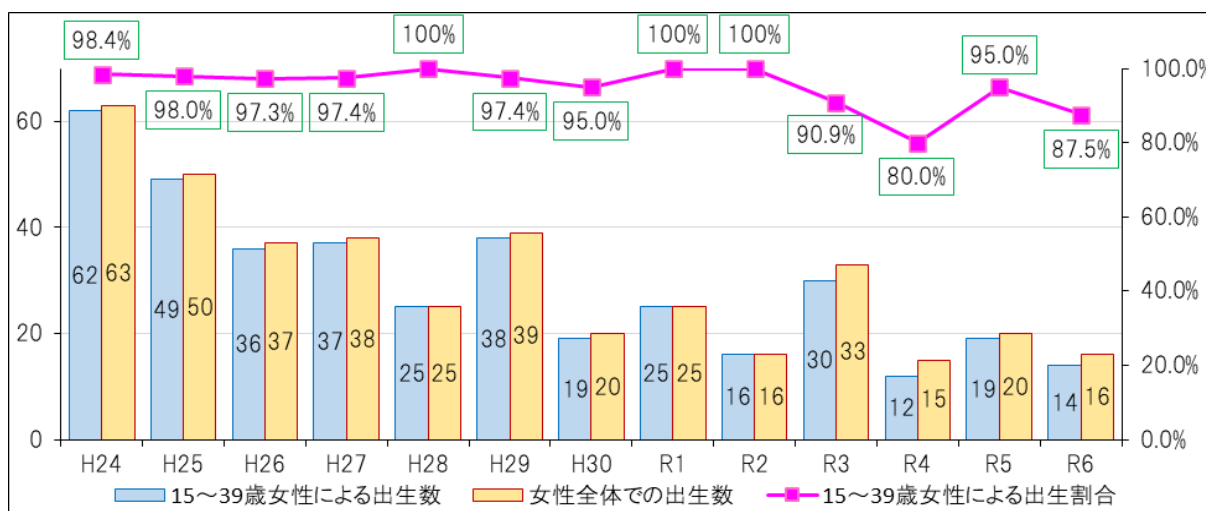
単位：人



資料：国勢調査（令和7年は10月1日時点の住基人口）

図表6 15～39歳女性による出生数

単位：人



資料：住民基本台帳人口、厚生労働省人口動態調査

3 合計特殊出生率（ベイズ推計値）の推移

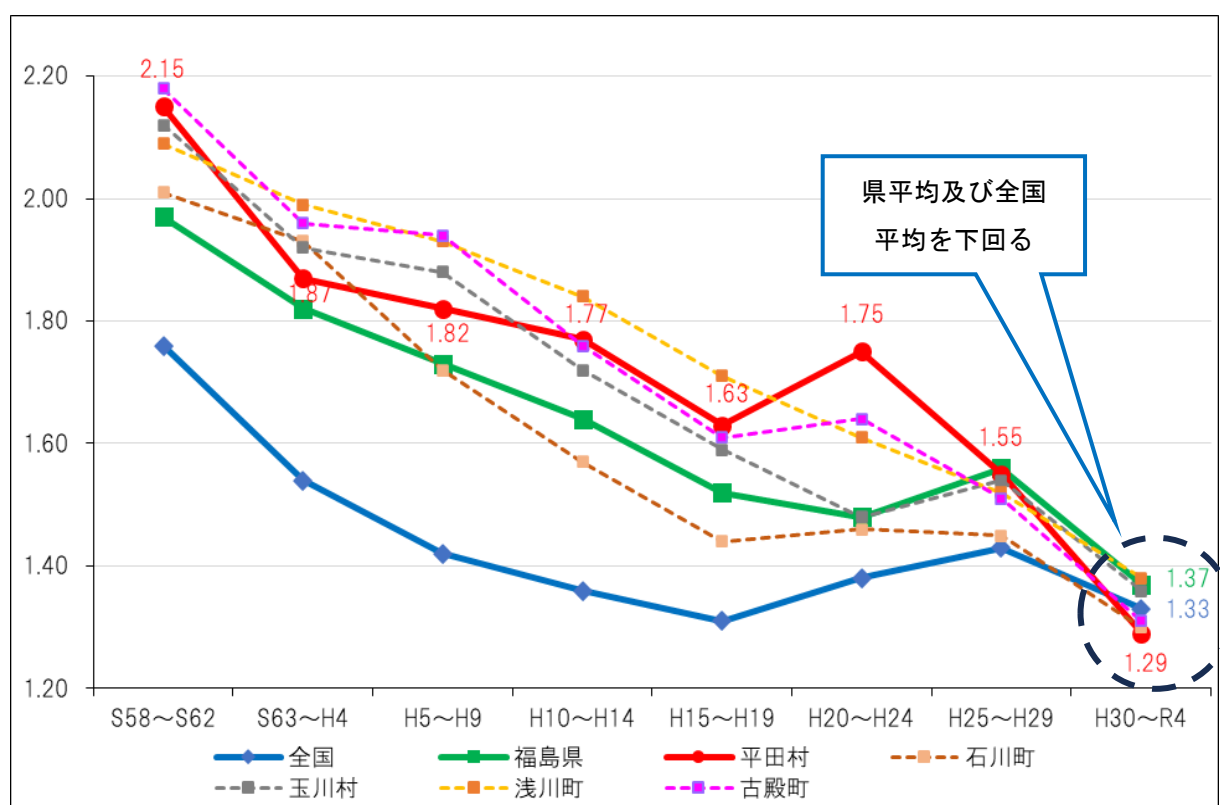
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が一生の間に産む子どもの人数とされています。

本村の合計特殊出生率（ベイズ推計値※）は、全国平均や県平均より高い水準で推移を続けてきましたが、「平成25年～平成29年」に1.55まで低下し県平均（1.56）を、さらに「平成30年～令和4年」には1.29まで低下し全国平均（1.33）も下回り、人口を維持するために必要とされている値（2.07）とはかなりの差がある状態です。

石川郡内の町村と比較すると、これまでは高い数値で推移してきた経過がありますが、直近では5町村が軒並み下降し、ほぼ同率で並ぶ形になっています。

なお、出生率を算出する際に母数となる「15～49歳女性人口」の減少を勘案すると、今後はますます出生率が減少することが予想されます。

図表7 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：人口動態保健所・市町村別統計

※ベイズ推定値は、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を経験として活用し、これと各市区町村固有の出生率等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定した値。

第3節 人口の社会増減

1 社会増減（転入・転出）の推移

本村の転入数はほぼ一定で推移しており、近年はおおむね 150 人程度となっています。

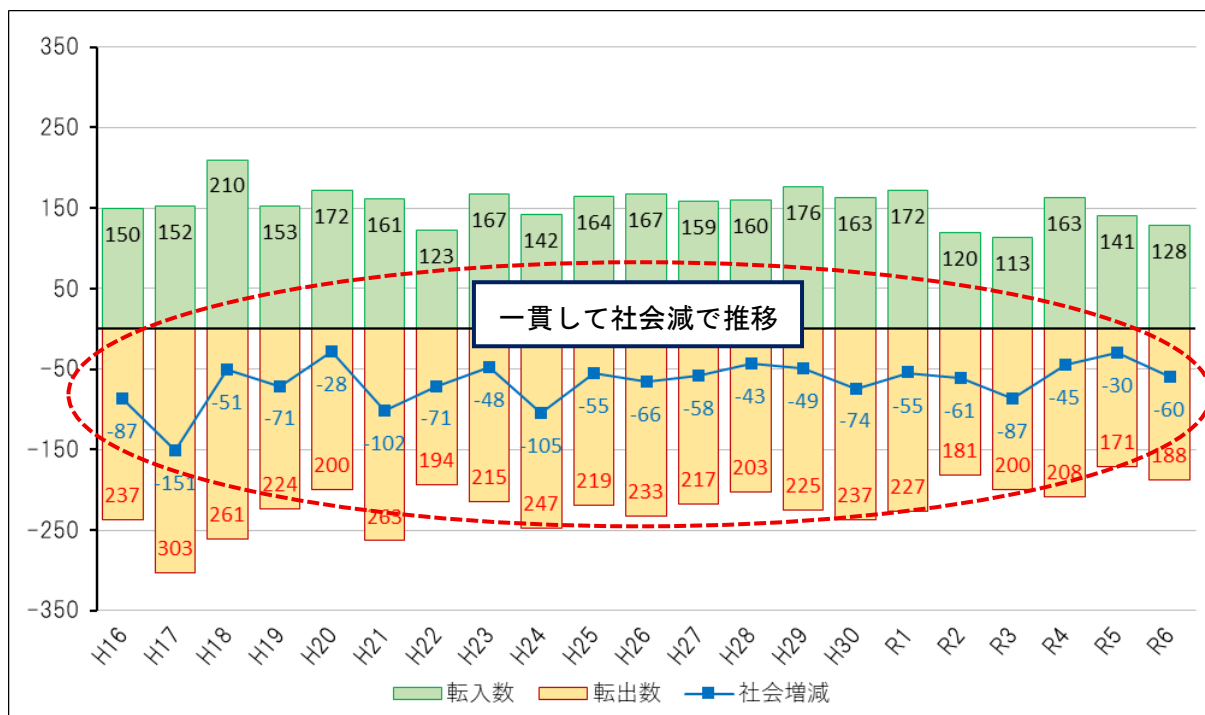
転出数は若干の減少傾向にあり、平成 17 年の 303 人以降はほぼ横ばいで推移しています。転出の主たる要因である進学、就職にあたる世代（若年人口）は本村には多くないためだと考えられます。

社会増減（転入数－転出数）は、平成 16 年以降、すべての調査年で社会減となっています。調査年によって多少の変動があるものの、ほぼ一定の値で社会減が発生しており、社会減を防ぐことができていない状況です。

なお、福島県の社会動態をみると、本村同様平成 16 年以降社会減で推移しています。平成 23 年には東日本大震災及びそれに伴う福島第一原発事故の影響により、転出者が大幅に増加したことによる大きな社会減となっています。その後も社会減は継続しており、福島県全体で他県への人口流出が進んでいる状態です。

図表8 転入数、転出数、社会増減の推移

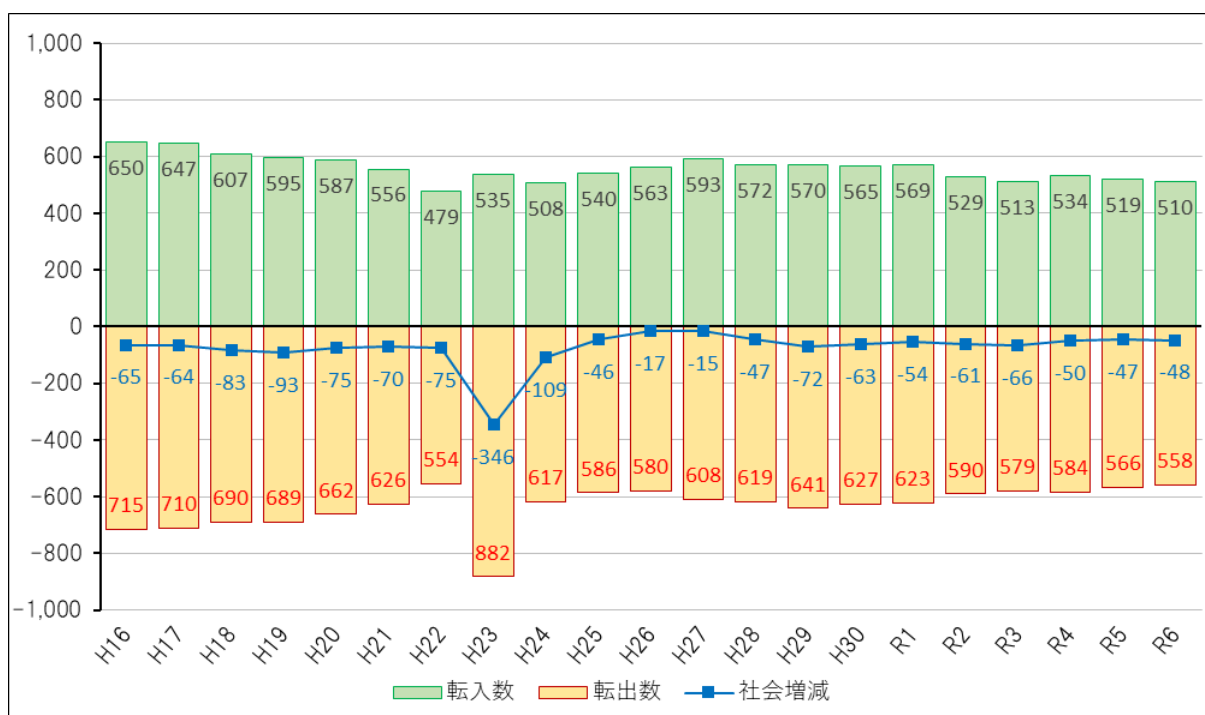
単位：人



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年3月31日時点）

図表9 転入数、転出数、社会増減の推移（福島県）

単位：百人



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年3月31日時点）

2 年齢階級別、男女別の人口移動（転入元）

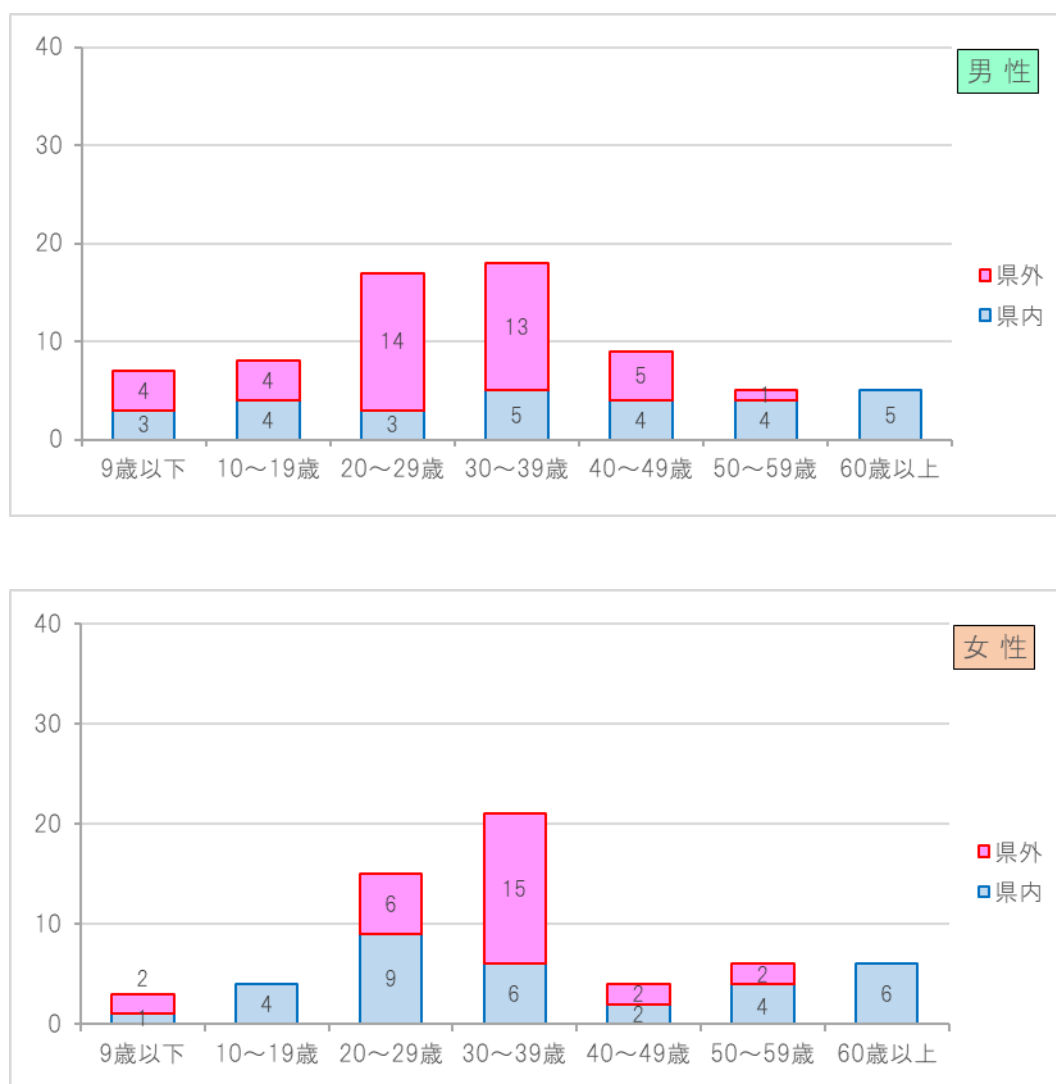
令和6年の人口移動の転入をみると、男女ともに20歳～30歳代が比較的多く、就職、転勤等の就労に伴う転入が多いことが考えられます。

転入元を地区別にみると、県外からの転入が多い傾向にあります。20歳～30歳男性の約半数は村内企業の寮などへの転入であり、20歳代女性は県内から、30歳代女性は県外からの転入割合が高くなっています。

また、男女ともに9歳以下の転入がみられることから、家族世帯の転入が一定数あることがわかります。

図表 10 年齢階級別の転入元

単位：人



資料：令和6年住民基本台帳人口移動報告

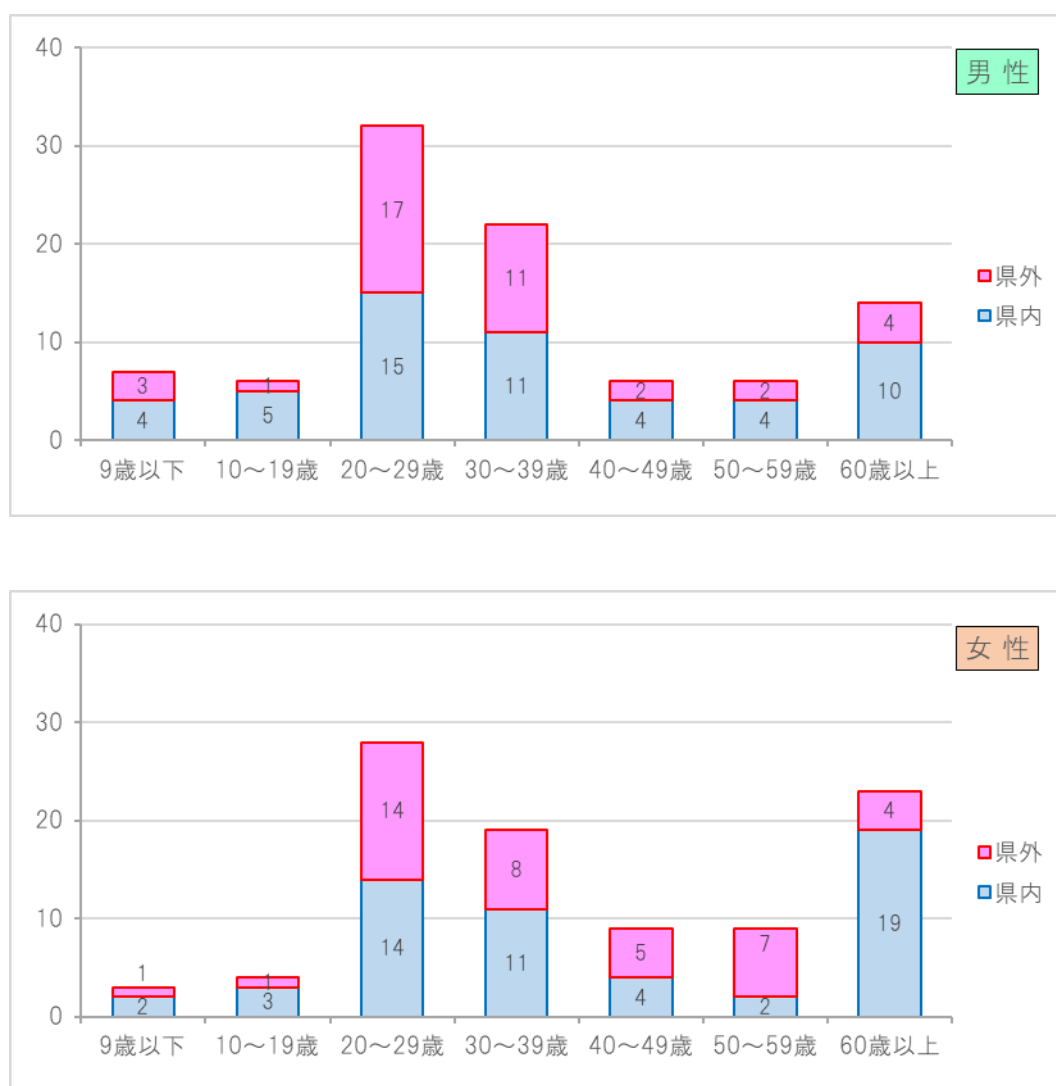
3 年齢階級別、男女別の人口移動（転出先）

令和6年の人口移動について転出をみると、男女ともに20歳代が多く、就学、就職等による転出が多いことが考えられます。

転出先を地区別にみると、県内への転出が半数以上を占めています。全国的には地方から都市部への流出が多い傾向にありますが、本村においては県内の近隣市などへ転出する傾向にあるようです。

図表 11 年齢階級別の転出先

単位：人



資料：令和6年住民基本台帳人口移動報告

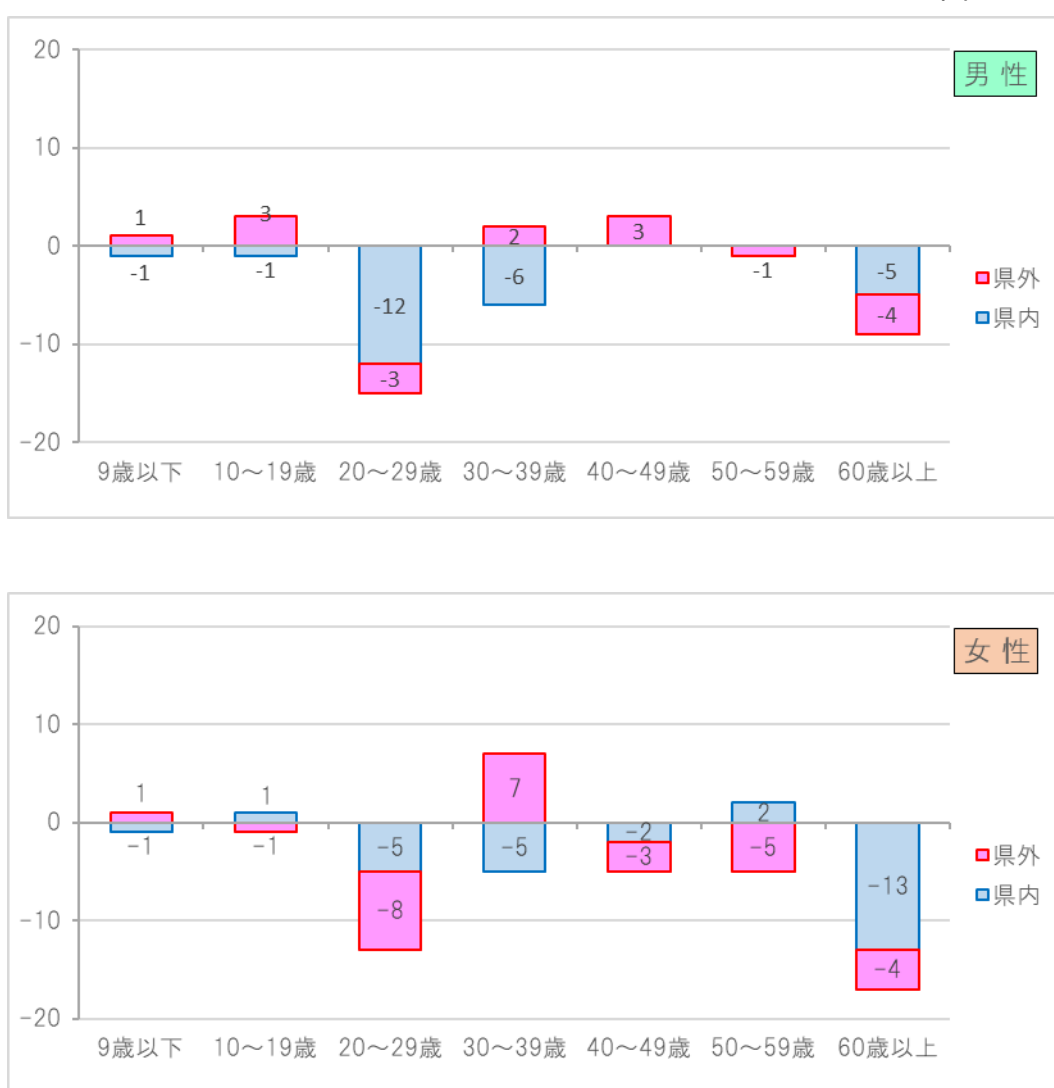
4 年齢階級別、男女別の人口移動（純移動数）

令和6年の人口移動について、純移動数（転入数－転出数）をみると、男女ともに県内への転出が多い傾向にあります。

男女別にみると、男性では、県内への大幅な転出がみられるのは20～30歳代となっています。女性では、30歳代で県外からの転入が多い一方、20歳以上のほぼ全ての年代において県内外への転出が多くなっています。

図表 12 年齢階級別の純移動数

単位：人



資料：令和6年住民基本台帳人口移動報告

5 男女別の転入元及び転出先の詳細

令和6年の人口移動に関する転入元及び転出先の詳細は図表13～14のとおりです。

転入元の割合は、県内が46.9%、東京都が6.3%、その他の道府県が35.9%、国外が10.9%となっています。転出先の割合は、県内が57.4%、東京都が4.8%、その他の道府県が29.8%、国外が8.0%となっています。

県外の移動については、転入転出ともに東京都以外の道府県や国外での流動が多く、村内での働き口での影響が大きいと判断できます。

また、県内の移動をみると、転入については、須賀川市からの移動が最も多くなっており、次いでいわき市となっています。転出については、郡山市が特に多くなっています。

図表13 本村への転入者の転入元

単位：人

都道府県・市町村名	総数		男性		女性	
総数	128	100.0%	69	100.0%	59	100.0%
福島県	60	46.9%	28	40.6%	32	54.2%
郡山市	11	8.6%	4	5.8%	7	11.9%
いわき市	12	9.4%	4	5.8%	8	13.6%
須賀川市	13	10.2%	6	8.7%	7	11.9%
その他の市町村	24	18.8%	14	20.3%	10	16.9%
東京都	8	6.3%	5	7.2%	3	5.1%
大阪府	11	8.6%	1	1.4%	10	16.9%
その他の道府県	35	27.3%	27	39.1%	8	13.6%
国外	14	10.9%	8	11.6%	6	10.2%

資料：令和6年住民基本台帳人口移動報告

図表14 本村からの転出者の転出先

単位：人

都道府県・市町村名	総数		男性		女性	
総数	188	100.0%	93	100.0%	95	100.0%
福島県	108	57.4%	53	57.0%	55	57.9%
郡山市	38	20.2%	17	18.3%	21	22.1%
いわき市	14	7.4%	8	8.6%	6	6.3%
須賀川市	9	4.8%	7	7.5%	2	2.1%
その他の市町村	47	25.0%	21	22.6%	26	27.4%
東京都	9	4.8%	5	5.4%	4	4.2%
大阪府	3	1.6%	3	3.2%	0	0.0%
その他の道府県	53	28.2%	27	29.0%	26	27.4%
国外	15	8.0%	5	5.4%	10	10.5%

資料：令和6年住民基本台帳人口移動報告

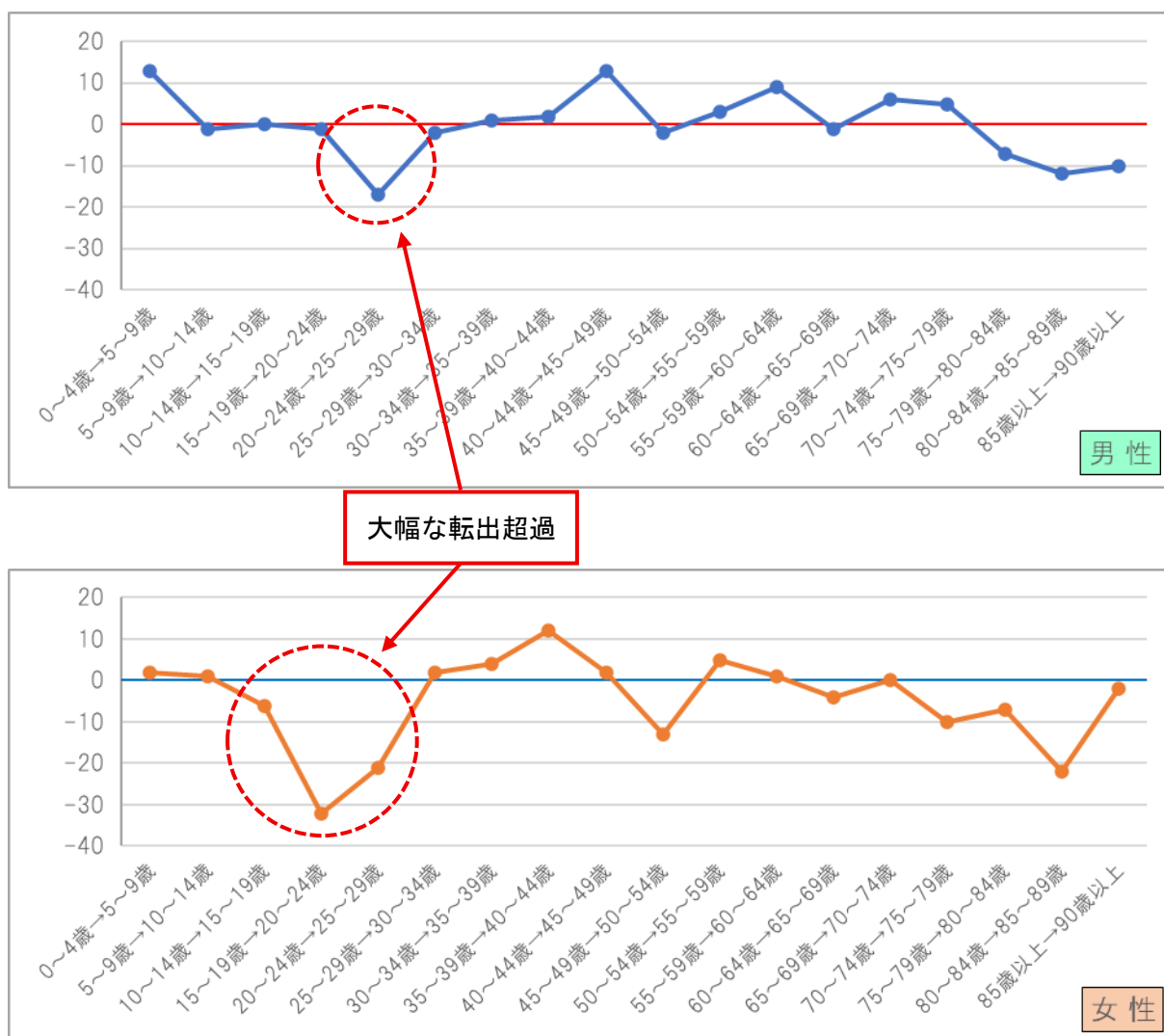
6 性別・年齢階級別人口移動の長期的動向

国勢調査の結果等を用いて、令和2年から令和7年までの純移動数を推計し、年齢別、男女別の長期的動向を比較してみると、若年層、特に10～20歳代女性で大幅な転出超過となっており、進学、就職等によるものと考えられます。

また、男性・女性ともに「25～29歳→30～34歳」以降は概ね均衡状態となっており、若年人口の転出が進んでいる状態です。

図表15 年齢階級別人口移動の推移

単位：人



資料：国勢調査、厚生労働省生命表（令和7年は10月1日時点の住基人口）

※ 純移動数は、国勢調査の人口と各期間の生残率を用いて推定した値。例えば「2020年→2025年」の「0-4歳→5-9歳」の純移動数は、下記のように推定される。

$$\text{①(2025年の5-9歳人口)} - \text{②(2020年の0-4歳人口} \times \text{「2020年} \rightarrow \text{2025年」の「0-4歳} \rightarrow \text{5-9歳」の生残率)}$$

生残率は厚生労働省の市区町村別生命表より求めている。②は人口移動がなかったと仮定した場合の人口を表しており、実際の人口(①)から2を差し引くことによって純移動数が推定される。

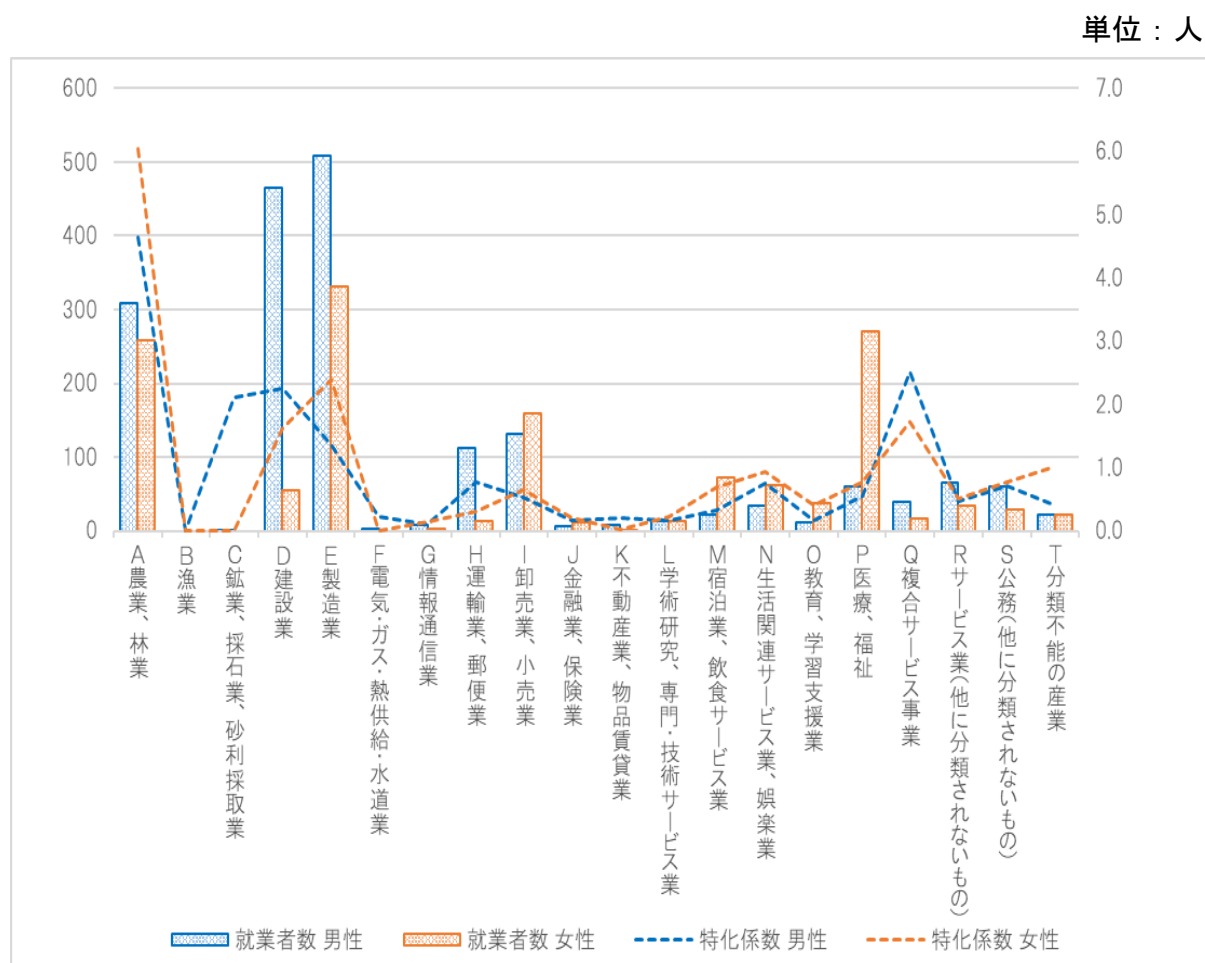
第4節 産業別就業者の状況

1 男女別産業大分類別就業者数と産業別特化係数

産業大分類別就業者数を男女別にみると、男女ともに。「製造業」が最も多くなっています。第2位以降は、男性では「建設業」、「農業、林業」、「卸売業、小売業」となっており、女性では「農業、林業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」となっています。

産業別特化係数（全国平均と比べてその産業に従事する就業者の相対的な多さの指標）をみると、男女ともに「農業、林業」が他と大きく差をつけて第1位となっています。第2位以降は、男性では「複合サービス事業」、「建設業」、女性では「製造業」、「複合サービス事業」などになっています。

図表 16 男女別産業大分類別就業者数と産業別特化係数



資料：令和2年国勢調査

Ⅲ 人口ビジョン 第1章 人口の現状分析

単位：人

産業大分類	就業者数		特化係数	
	男性	女性	男性	女性
A 農業、林業	308	259	4.65	6.05
B 漁業	0	0	0	0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	2.11	0
D 建設業	465	56	2.25	1.63
E 製造業	508	331	1.37	2.40
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	0	0.22	0
G 情報通信業	9	3	0.11	0.15
H 運輸業、郵便業	113	13	0.78	0.30
I 卸売業、小売業	132	160	0.53	0.65
J 金融業、保険業	6	11	0.17	0.21
K 不動産業、物品賃貸業	9	1	0.20	0.03
L 学術研究、専門・技術サービス業	13	13	0.16	0.23
M 宿泊業、飲食サービス業	23	72	0.33	0.69
N 生活関連サービス業、娯楽業	35	63	0.75	0.94
O 教育、学習支援業	12	38	0.17	0.42
P 医療、福祉	61	270	0.55	0.77
Q 複合サービス事業	39	17	2.52	1.73
R サービス業（他に分類されないもの）	65	34	0.48	0.51
S 公務（他に分類されないもの）	60	30	0.71	0.77
T 分類不能の産業	23	22	0.42	1.01

資料：令和2年国勢調査

※上位3項目を強調。

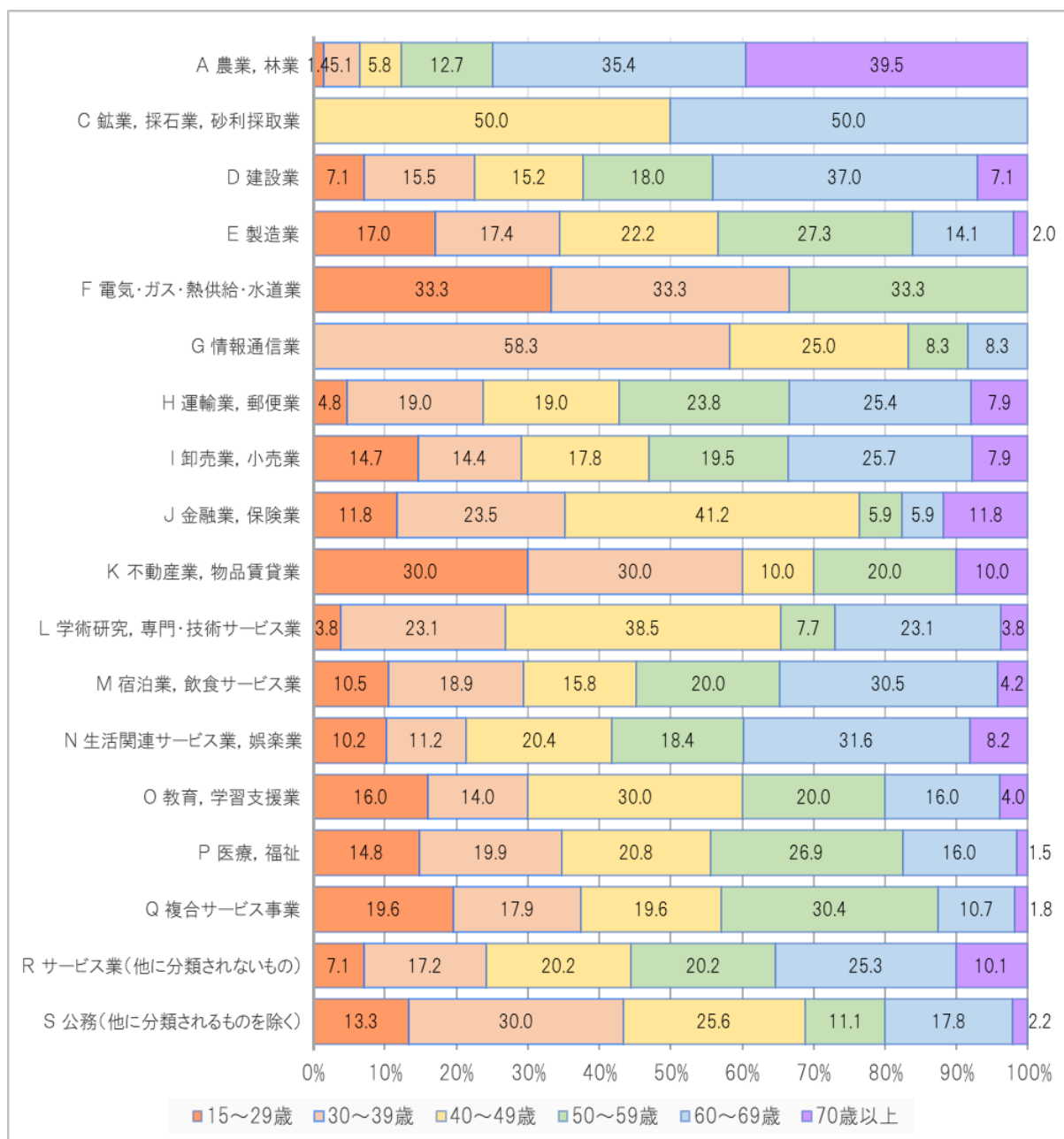
2 年齢階級別産業大分類別就業者の割合

本村の主な産業について、就業者数を年齢階級別にみると、「農業、林業」では60歳以上が74.9%を占めており、村内の産業の中でも高齢化が顕著であることがわかります。

また、最も従業者数が多い製造業は、年齢構成のバランスが比較的良好で、幅広い年齢層の雇用の受け皿が確保されていることがわかります。

図表 17 主な年齢階級別産業大分類別就業者の割合

単位：%



資料：令和2年国勢調査

第2章 将来人口推計

第1節 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

人口動向を把握するための将来人口推計では、総人口が今後減少を続ける見込みとなっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の考え方に基づく推計では、令和22年で3,773人、令和32年で2,824人と、平成27年から3,600人以上の減少が予測されています。

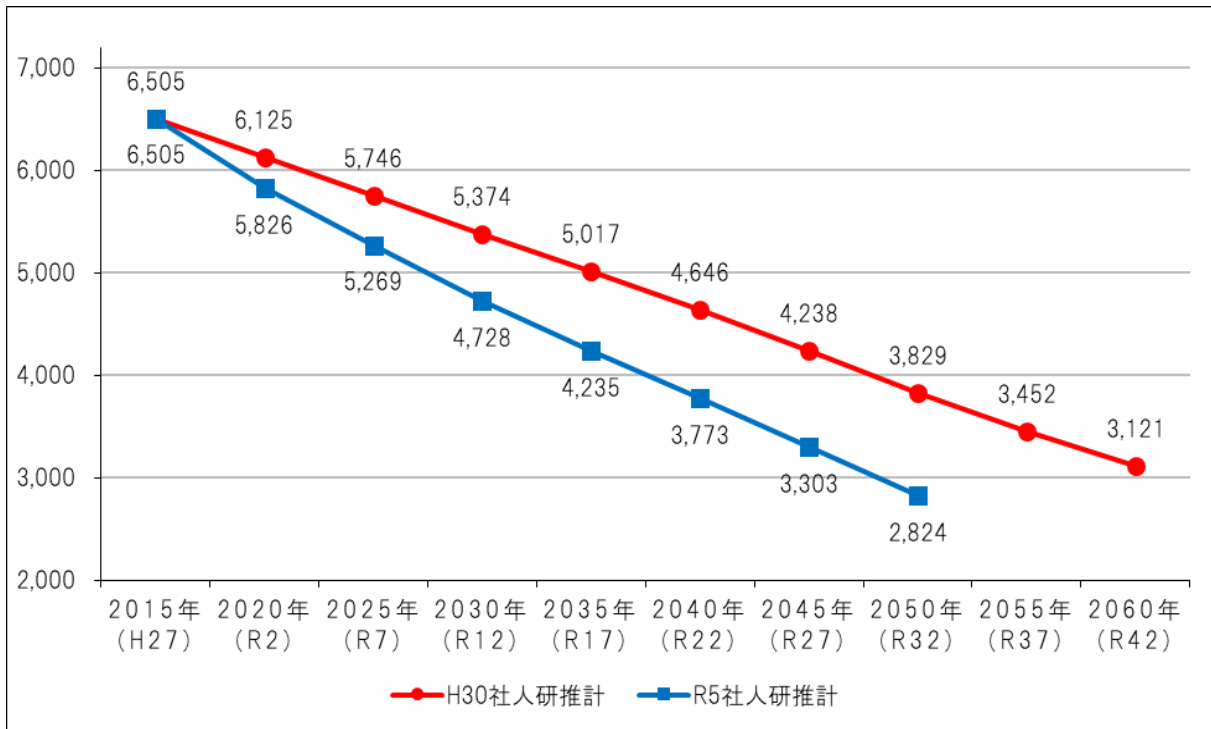
また、令和2年に策定した「平田村人口ビジョン」における推計では、令和32年に3,829人としており、前回の推計より約1,000人の減少となる見込みです。

本村の村外からの転入者数は年間概ね150人前後で推移していますが、転出者数は毎年転入者数を上回るペースで推移しており、その結果毎年50～100人程度の社会減が続いています。これらの傾向はほぼ全ての年代で見取れますが、特に若年世代の男女の転出超過が顕著となっています。

このように、子どもを産み育てる世代の減少が進むことにより、出生率が上昇したとしても人口の自然増への効果が大きく期待できないことから、将来の地域づくりの担い手となるべき人口の減少に少しでも歯止めをかけていくためには、若い世代の流出防止や村外からの転入促進に力を入れていくことが不可欠となっています。

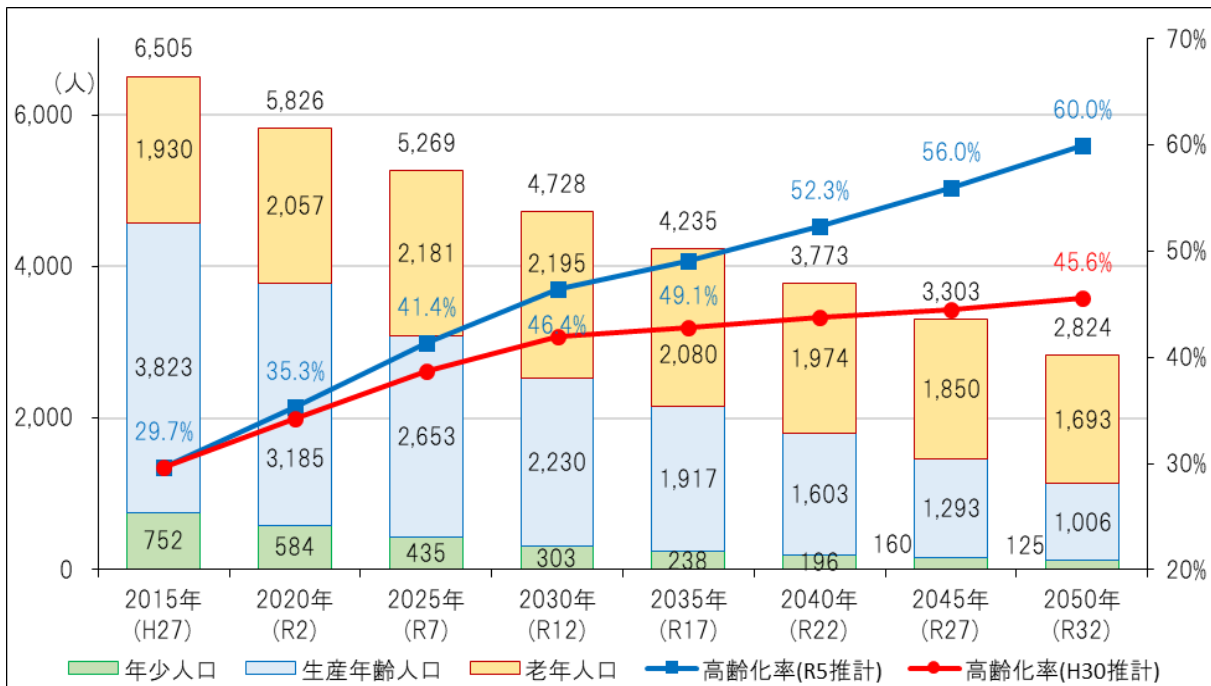
図表 18 国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計

単位：人



図表 19 社人研推計による高齢化率の推移

単位：人



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

第2節 将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度

自然増減と社会増減について、社人研の推計を1つの基準として、本村の現状等を鑑み、2つのパターンで人口推計シミュレーションを行いました。

■推計パターンの一覧

- ①社人研推計：全国の移動率が、今後一定程度縮小すると仮定した推計
- ②シミュレーション1：社人研推計＋出生率が上昇した場合を想定
- ③シミュレーション2：シミュレーション1＋移動均衡（移動がゼロ）の場合を想定

まず、将来人口に及ぼす出生の影響度（自然増減影響度）について、社人研推計とシミュレーション1を比較することで、出生率の上昇が人口増加にどの程度影響を及ぼすかを分析しました。本村の場合は、その値が110.6%となり、以下の評価基準でみると自然増減の影響度は「4」となります。

■将来人口に及ぼす自然増減の影響度

分類	計算方法	影響度
自然増減の影響度	シミュレーション1の2050年人口推計=3,123人 社人研推計=2,824人 ⇒3,123人/2,824人=110.6%	4
1：100%未満 2：100～105%未満 3：105～110%未満 4：110～115%未満 5：115%以上増加		

次に、将来人口に及ぼす移動の影響度（社会増減影響度）について、シミュレーション1とシミュレーション2を比較することで、人口移動が人口増減にどの程度影響を及ぼすかを分析しました。本村の場合は、その値が129.7%となり、以下の評価基準でみると社会増減の影響度は「4」となります。

■将来人口に及ぼす社会増減の影響度

分類	計算方法	影響度
社会増減の影響度	シミュレーション2の2050年人口推計=4,049人 シミュレーション1の2050年人口推計=3,123人 ⇒4,049人/3,123人=129.7%	4
1：100%未満 2：100～110%未満 3：110～120%未満 4：120～130%未満 5：130%以上増加		

自然増減・社会増減ともに「4」となっており、前回から比べると、自然増減の影響度が上がっています。このことから、今後も人口減少に歯止めをかけるためには、自然増・社会増に向けてそれぞれの施策を効率的に進めていくことが重要です。

第3章 人口の将来展望

第1節 現状と課題の整理

1 人口減少の状況

本村の人口は、昭和55年以降、減少傾向にあります。人口減少のペースは徐々に加速しており、将来推計人口においてもさらなる減少が避けられない状況にあります。

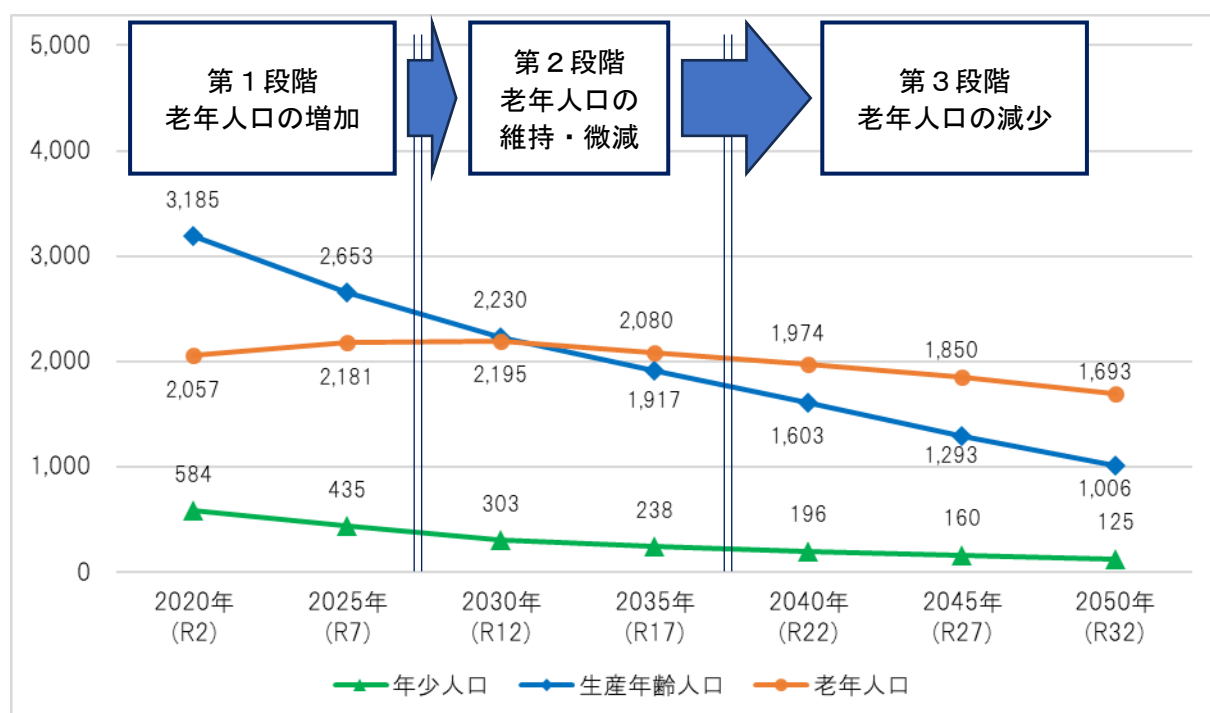
人口減少は、一般的に「第1段階：若年人口の減少、老年人口の増加」、「第2段階：若年人口の減少の加速、老年人口の維持・微減」、「第3段階：老年人口の減少」の3つの段階を経て進行するとされていますが、本村の年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口が急減するとともに、老年人口の増加の速度が鈍化していることから、本村は既に「第1段階」から「第2段階」に移行していると考えられます。

前述の社人研推計を用いた令和2年から令和32年の年齢3区分別人口の推移をみると、令和17年以降、年少人口、生産年齢人口、老年人口すべての世代で減少しており、その時期を境に「第2段階」から「第3段階」への移行が始まるものと考えられます。

また、令和17年には老年人口が生産年齢人口を上回ると予想されており、現役世代に過大な負担がかかり、地域を維持していくことが非常に困難になる可能性が高いといえることができます。

図表20 社人研推計による年齢3区分別人口の推計

単位：人



資料：社人研「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

2 自然増減の状況

本村では自然減の状態が続いています。近年では、出生数の減少に加え、死亡数の増加により、徐々に自然減が加速する状態にあります。

合計特殊出生率の推移をみると、本村はこれまで全国及び県平均より高い水準で推移してきましたが、平成25年～平成29年には1.55と県平均を、平成30年～令和4年には1.29まで低下し全国平均をそれぞれ下回っています。

また、人口を維持していくために必要とされる人口置換水準（2.07）とはかなりの差がある状態です。仮に合計特殊出生率が上昇し、人口置換水準まで到達したとしても、母親として想定される15～49歳（特に15～39歳）の女性人口が減少しているため、急激な出生数の回復は見込めません。さらに、男女の平均初婚年齢及び第1子出生時の母親年齢が全国的に上昇している傾向にあり、本村でも晩婚化に伴う出産の高齢化、出生数の低下が生じているものと考えられます。

3 社会増減の状況

本村では、社会減が長らく続いています。数値上は転入・転出それぞれ微減であるものの、これは分母である人口も併せて減少しているためです。今後も転出超過の傾向は継続するものとみられます。

社会移動について、地域別、男女別にみると、転出の半数以上が県内他市町村への移動となっています。20～30歳代の男女で県内外からの転入が比較的多くあったことで、生産年齢人口の確保はある程度できているものの、転出超過は20歳代などの若年層を中心に生じており、本村の少子高齢化をさらに加速させる要因となっています。さらに、9歳未満でも転出がみられることから、家族世帯での転出も想定されます。

人口減少は本村の将来に大きな影響を与えます。その影響は多岐にわたり、本村に暮らす村民の暮らしを大きく変化させることとなります。

生産年齢人口の減少による就業者数の減少は、人口減少と地域経済のさらなる縮小を繰り返す悪循環に陥る要因となります。また、高齢化と生産年齢人口の減少により、現役世代の負担がさらに増大することとなります。さらに、過疎化の進行により、これまで提供できていた公共サービスをはじめとした生活基盤の維持が困難となります。地域を支えるコミュニティ活動も困難となり、地域の活力の衰退、文化の喪失に繋がります。

また、後継者の不在などにより地域産業の衰退が進むことで、地域で培われてきた技術が喪失し、地域産品が失われていくこととなります。さらには、本村に所在する企業の減少により、財政規模の維持が困難となり、公共サービスの縮小、廃止へとつながります。

こうした悪循環からの脱却に向け、人口減少対策に取り組む必要があります。

第2節 人口の変化が地域の将来に与える影響

1 産業・経済への影響

人口減少により、労働力人口の減少や消費市場の縮小を引き起こし、地方の経済規模を縮小させます。さらには、行政サービス等の低下を招き、更なる人口流出を引き起こすという悪循環となり、地域経済社会の急速な縮小につながるものが懸念されます。

また、農業等の第1次産業では、一層の高齢化・後継者不足による衰退や遊休農地の増加が考えられます。

2 日常生活への影響

一定規模の人口を前提として成り立っている小売や飲食、医療、福祉などの住民サービスが地域から撤退・消滅することで日常生活が不便になる恐れがあります。

また、通勤通学者の減少により、路線バス等の輸送サービスの提供が困難となり、不採算路線からの撤退や減便が予想されます。一方で、高齢化の進行に伴い、運転免許証を返納した高齢者等（いわゆる「移動制約者」）の増加により、タクシーやデマンドバスなどの重要性は増大しています。

3 地域コミュニティへの影響

地域の担い手不足による地域や集落のコミュニティ活動の衰退や地域防災力の低下が懸念されるほか、子どもの減少により、単式学級編成ができなくなる場合は、小学校の統合について検討する必要があります。また、若年層が減少し、地域の歴史や伝統文化の継承が困難になり、存続が危ぶまれることが懸念されます。

4 村財政への影響

高齢化の進行に伴い、年金・医療・介護等の社会保障支出は、今後も増大が見込まれます。このまま人口減少・少子高齢化がさらに進むと、現役世代（生産年齢人口）の割合がますます減少し、増え続ける社会保障給付費を賄えるだけの保険料収入や税収を確保することが困難になることが懸念されます。

また、公共施設やインフラ等の老朽化に伴う更新による財政負担の増加が懸念されます。今後自主財源の減少が進行した場合、依存財源（地方交付税等）の割合がさらに高まり、財政的観点からの自立性が弱まるものが懸念されます。

第3節 人口の将来展望

社人研推計に準拠した前述の将来推計人口によると、令和12年には5,000人を下回り、その後も減少は続き、令和32年には2,824人まで減少するとされています。これに対し、令和6年度に村内在住者（18歳以上）の方700人を対象に実施したアンケート調査の結果から、本村の希望出生率を算出したところ1.64であったことから、本村に住む若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えることで、合計特殊出生率の上昇が期待できます。

自然減と社会減が同時に進行する本村の人口減少問題は、地域経済や地域社会に大きな影響を与える極めて深刻な問題です。この問題は行政だけで解決できるものではなく、すべての村民と村内の企業や団体が協力していく必要があります。

本村の現状と課題、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」、県の「ふくしま創生総合戦略」等を踏まえ、これからの人口減少問題に対応していくためには、「しごと」と「ひと」の好循環をつくとともに、この好循環を支える「まち」の活性化が必要です。

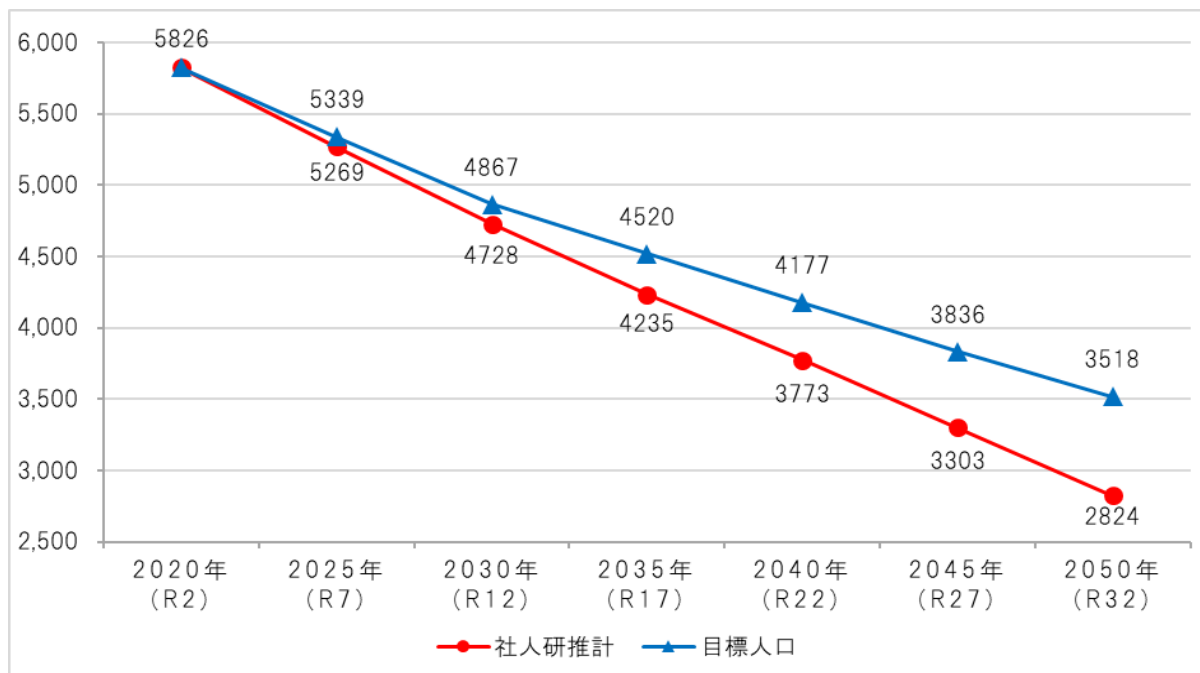
この2つを同時並行的に推進していくことで、人口減少に歯止めをかけ、将来に向かって安定的に人口を維持していくことができる社会を展望するとともに、地域の活性化を実現します。

本村では、人口減少対策を目的に策定し、令和7年度末で期間が満了となる第2期「平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、国の方向性に合わせ第3期「平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平田村デジタル田園都市構想総合戦略）」として見直しを図り、各分野の施策を総合的に推進していきます。

これらの施策を通じて、令和22年に約4,200人、令和32年に約3,500人を維持することを目標とします。

図表 21 人口の将来展望

単位：人



資料：まち・ひと・しごと創生本部配布のワークシートにより作成。

■将来展望における条件設定

自然増減	合計特殊出生率が上昇し、令和 22 年以降、平田村希望出生率である 1.64 を達成すると仮定。
社会増減	移住・定住に関する相談体制や若者世代への住環境の提供等を通じて、転入の促進と転出の抑制を図ることにより、令和 17 年以降、社会動態が均衡すると仮定。

◇平田村希望出生率＝（有配偶者割合×夫婦の予定子ども数＋独身者割合×独身者結婚希望者割合×独身者理想子ども人数）×離死別等影響＝
 $(39.96\% \times 2.4 \text{人} + 60.04\% \times 64\% \times 1.92 \text{人}) \times 0.966 \div 1.64 \text{人}$

※有配偶者割合及び独身者割合は令和 2 年国勢調査に基づき、15 歳～39 歳女性の値を使用。

※予定（希望）子ども数等については村民アンケートの結果から算出。

Ⅲ 人口ビジョン 第3章 人口の将来展望

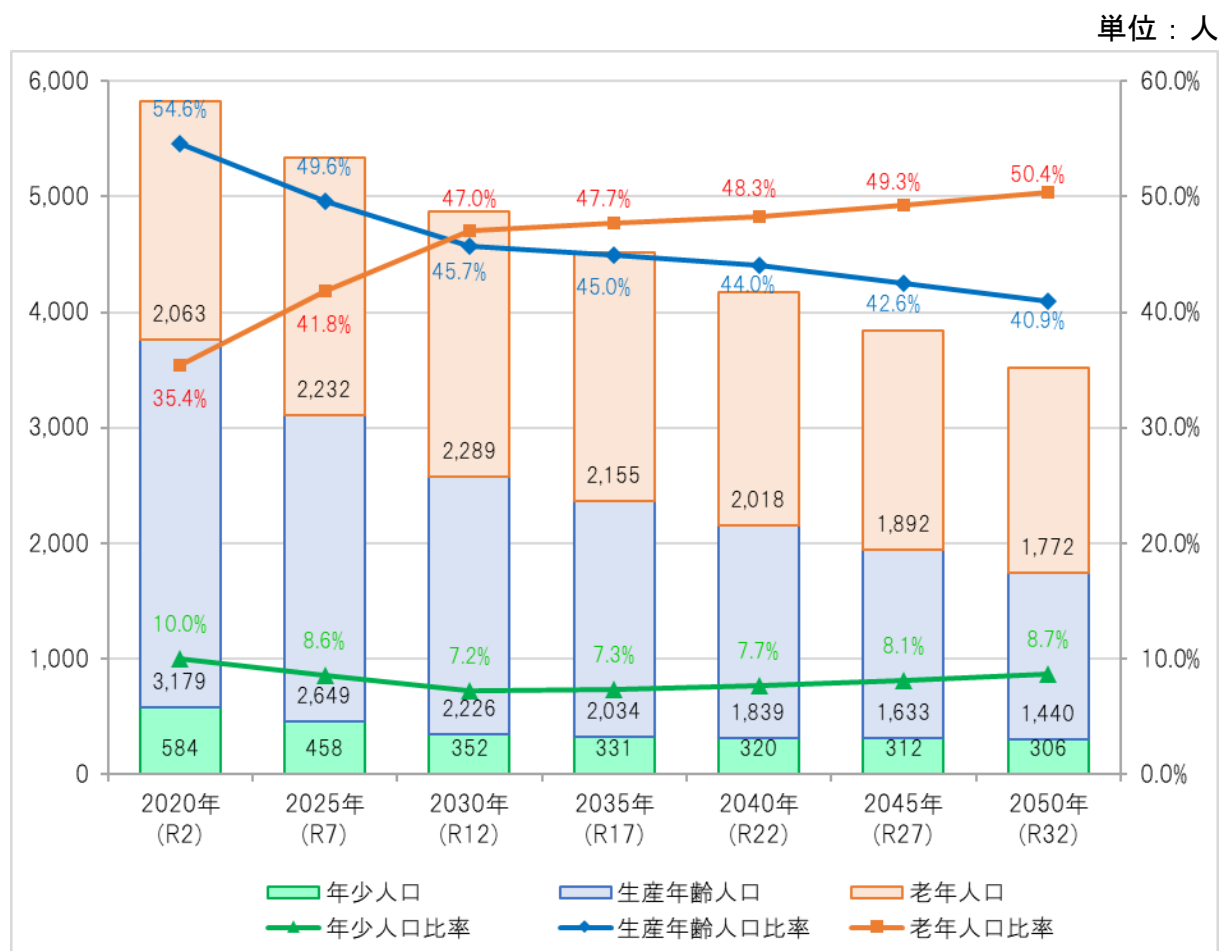
次に、人口の将来展望を年齢3区分別にみていきます。

年少人口（0～14歳）は、合計特殊出生率の上昇と社会移動の改善により、令和17年以降は減少幅が縮小される傾向を示し、300人程度で安定すると見込まれます。構成比率は、令和12年に7.2%まで低下しますが、その後は若干の回復傾向を示し、令和32年には8.7%まで回復します。

生産年齢人口（15～64歳）は、一貫して減少傾向は継続するものの、令和12年以降はほぼ横ばいの減少幅で推移すると見込まれます。構成比率もほぼ同様の減少傾向となっていますが、令和32年以降は老年人口の減少に伴い微増していくと予想されます。

老年人口（65歳以上）は、令和12年まで増加を続けますが、それ以降は減少に転じると見込まれます。構成比率は令和32年まで上昇を継続しますが、その後は人口減少に伴い低下していく見込みです。

図表 22 人口の将来展望（年齢3区分別人口）



資料：まち・ひと・しごと創生総合本部配布のワークシートにより作成。

IV 総合戦略

第1章 基本的な考え方

第1節 策定の趣旨

国では、人口減少社会に対応するため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、人口の将来展望を示した長期ビジョンとこれを実現するための政策目標や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

その後、令和元年12月の長期ビジョン（改訂版）及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を経て、令和4年12月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「デジ田国家構想総合戦略」という。）」を策定しました。

デジ田国家構想総合戦略は、デジタル実装を通じて地方が抱える課題の解決と魅力の向上を図り、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指しています。

これらの動向を踏まえ、本村では平成28年3月に「平田村人口ビジョン」とその実現に向けた「第1期平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、令和3年3月に「第2期平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）」を策定し、戦略的な人口減少対策に取り組んできました。

この第2期総合戦略の期間が満了となることから、国におけるデジ田国家構想総合戦略を勘案し、デジタルを活用した地域の社会課題解決・魅力向上を図るため、今後5年間の政策の方向性や具体的な施策を示す「第3期平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略（平田村デジタル田園都市構想総合戦略）（以下「本総合戦略」という。）」を策定します。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の基本的な考え方

- 1 「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- 2 デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化する。
- 3 これまでの地方創生の取組についても、改善を加えながら推進する。

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の施策の方向

（1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
- ② 人の流れをつくる
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 魅力的な地域をつくる

（2）デジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
- ② デジタル人材の育成・確保
- ③ 誰一人取り残されないための取組

【デジタル田園都市国家構想総合戦略】

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像



総合戦略の基本的考え方

- ▶ テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。**
- ▶ **東京圏への過度な一極集中の是正や多様化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。**
- ▶ デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に着実に移行**しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**。
- ▶ **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。**

＜総合戦略のポイント＞

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ（工程表）**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。地域ビジョン実現に向け、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、**デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示**。

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決	デジタル実装の基礎条件整備
<p>デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方に仕事をつくる スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX（キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等）、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出等 2 人の流れをつくる 「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれる地域づくり等 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進等 4 魅力的な地域をつくる 教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等 	<p>デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 デジタル基礎の整備 デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築（デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等）、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化等 2 デジタル人材の育成・確保 デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還元促進、女性デジタル人材の育成・確保等 3 誰一人取り残されないための取組 デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立等

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

<p>＜モデル地域ビジョンの例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートシティスーパーシティ スマートシティAICT（福島県会津地方） 中山間地域 産学官協創都市 SDGs未来都市 地域経済システムやコミュニケーションシステム等の活用（山形県庄内市） 脱炭素先行地域 バイオマス先進府県等による新産業の創出（岡山県真庭市） 	<p>＜重要施策分野の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域交通のり・デザイン 自動運転バス（茨城県） ことば政策 保健師等のオンライン相談（山形県庄内市） 教育DX オンラインによる遠隔授業（東京都目黒区） 遠隔医療 医療施設等の建設等（長野県伊豆市） 地方創生テレワーク 空家を活用したサテライトオフィスの整備（福島県多賀城市） 観光DX 観光アプリを活用した遠隔観光・人流分散（東京都目黒区） 								
<p>＜施策間連携の例＞</p> <table border="1"> <tr> <th>関連施策の取りまとめ</th> <th>重点支援</th> <th>優良事例の横展開</th> <th>伴走型支援</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援 </td> </tr> </table>		関連施策の取りまとめ	重点支援	優良事例の横展開	伴走型支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示 	<ul style="list-style-type: none"> モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開 	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援
関連施策の取りまとめ	重点支援	優良事例の横展開	伴走型支援						
<ul style="list-style-type: none"> 関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示 	<ul style="list-style-type: none"> モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開 	<ul style="list-style-type: none"> ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援 						
<p>＜地域間連携の例＞</p> <table border="1"> <tr> <th>デジタルを活用した取組の深化</th> <th>重点支援</th> <th>優良事例の横展開</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用取組を促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有 </td> </tr> </table>		デジタルを活用した取組の深化	重点支援	優良事例の横展開	<ul style="list-style-type: none"> 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有 		
デジタルを活用した取組の深化	重点支援	優良事例の横展開							
<ul style="list-style-type: none"> 自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用取組を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有 							

【ふくしま創生総合戦略】

連携・共創による「福島ならではの」県づくり
—「復興・再生」と「地方創生」を両輪で推進—

○基本目標 1
一人ひとりの夢や希望がかなう社会をつくる（ひと）

- 1 出会い・結婚・妊娠・出産・子育て支援の充実
- 2 健康長寿社会の実現
- 3 教育の充実
- 4 誰もが活躍できる社会の実現

○基本目標 2
あらゆる人が安心して豊かに過ごすことができる暮らしをつくる（暮らし）

- 1 安全・安心で魅力的な暮らしの実現
- 2 環境と調和・共生する暮らしの実現
- 3 過疎・中山間地域の振興

○基本目標 3
若者や女性をはじめ誰もがいきいきと活躍できる仕事をつくる（しごと）

- 1 働き方改革の推進
- 2 若者の定着・還流の促進
- 3 中小企業等の振興
- 4 新産業の創出、企業誘致、起業・創業の推進
- 5 農林水産業の成長産業化

○基本目標 4
国内外から福島への新しい人の流れをつくる（人の流れ）

- 1 移住・定住の促進
- 2 交流人口の拡大

第2節 総合戦略の位置づけ

本総合戦略は、国の「デジ田国家構想総合戦略」及び県の「ふくしま創生総合戦略」を勘案し、本村の第6次平田村総合計画に基づいて策定するとともに、個別計画との整合性を図っていくこととします。

第3節 計画の期間

本総合戦略の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会環境の変化や施策の進捗状況等に変化があった場合、適宜見直しを行います。

(年度)

~令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
第1期総合戦略										
	第2期総合戦略									
						平田村デジタル田園都市構想総合戦略 (第3期総合戦略)				

第4節 効果検証等を踏まえた取組の充実・強化

本総合戦略では、基本目標などの大きな枠組みは第2期総合戦略までの内容を概ね踏襲することとしますが、社会変化やこれまでの取組の効果検証を踏まえて、地方創生の一層の充実・強化を図り、切れ目ない取組を進めるため必要な事業の見直しを図ります。

「第2期総合戦略」で取り組んできた各事業を継承・発展しつつ取組の推進を図るとともに、国が示す「デジ田国家構想総合戦略」を勘案し、デジタル技術を活用したさらなる地方創生の促進に向けて、今後も引き続き人口減少対策を総合的・効果的に推進していきます。

第5節 SDGsを踏まえた地方創生の推進

本総合戦略においても、「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を踏まえて、地方創生を推進します。



第2章 総合戦略の全体像

第1節 基本目標

本村の総合戦略は、これまで進めてきた4つの基本目標に加え、デジタル技術の活用に関する目標を追加することで、取組のさらなる加速化・深化を図るとともに、SDGs、GX（グリーン転換）をはじめとした社会的要請に対応しながら、持続可能性を高めていきます。

基本目標① 安心して働けるむらづくり

基本目標② ひとが賑わうむらづくり

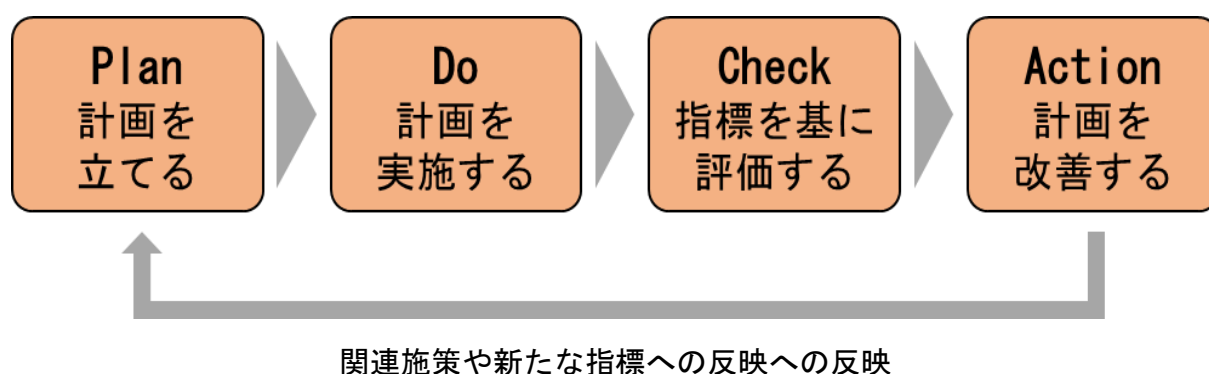
基本目標③ 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり

基本目標④ 未来へつなぐむらづくり

基本目標⑤ デジタル技術を活用したむらづくり

第2節 計画の進捗管理

本総合戦略の推進にあたっては、ふるさとづくり推進プロジェクト会議を中心とした庁内組織のほか、平田村まち・ひと・しごと創生総合戦略進行管理委員会により、基本目標ごとに設定した数値目標や、各施策について設定した重要業績評価指標（KPI）に基づいて、PDCAサイクルによる評価や見直しを行い計画の実効性向上を図ります。



第3章 基本目標と重点事業

基本目標① 安心して働けるむらづくり

現状と課題

- ・人口減少と少子高齢化の影響により、本村でも基幹産業である農業をはじめとする各産業を取り巻く経済情勢は厳しい状況にあり、本村の雇用環境に対しての住民の満足度も低い状況にあります。
- ・本村の基幹産業である農業は、後継者の減少等により衰退傾向にあり、今後も持続できるむらづくりを進めるため、再活性化のための取組が求められています。また、農地保全による美しい自然・景観の維持、防災対策としても重要となります。
- ・多くの住民が就労先を村外に求めている状況にあることから、村内での雇用の場の確保のため、本村の地域資源や道路交通アクセスの優位性を活かして、既存産業の維持と新たな産業の創出に努めていく必要があります。
- ・人口減少によって、生産年齢人口の減少や需要の減少による地域経済の縮小、企業の撤退や既存産業の衰退などにつながるものが危惧されており、後継者を含めた人材の確保対策が課題となっています。

基本的施策

- ・地方創生においては、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼ぶといった好循環を確立することが重要な取組であり、特に若い世代が安心して働くことができる環境づくりを目指します。
- ・基幹産業である「農林業」の維持と発展につながる施策を講じるとともに、優良な農地を活用した6次化産業の取組を推進し、競争力の高い「ブランド」構築と新たな販路の確立を目指します。
- ・村内事業所の事業継続や生産性向上等の取組に対する支援策による地域産業の活力の維持を図るとともに、本村の道路交通の優位性を活かした企業誘致や起業支援によって新たな産業の確保を目指します。
- ・本村の産業経済を維持していくためには、働き手の確保が重要であることから、将来この地域を担う若者等の人材育成と確保のための取組を推進します。

数値目標

評価指標	単位	現況値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
製造品出荷額等 ※経済構造実態調査	百万円	17,108 (R6年度)	20,000
農産物販売額	千円	1,014,652 (R6年度)	1,100,000

重点事業

(1) 道の駅ひらた笑顔のむらづくり事業

道の駅ひらたの集客・販売体制の強化、直売所機能の活性化を図ることで、農業経営の好循環を生み出し、農家の生産意欲と所得の向上につなげ、基幹産業である農業の振興を目指します。

(2) 農業生産力の強化

本村の地域資源である優良な農地を維持するため、資源循環型農業による付加価値の高い農作物の栽培やブランド化のほか、多品目出荷や野菜の周年栽培に向けた取組を支援し、農業経営の安定化を目指します。

(3) 農業従事者の確保・育成

新規就農者や都市部からのU I ターン希望者に対する支援策を拡充し、農業従事者の確保に努めるとともに、新規耕作・生産拡大を希望する農家への支援策により、農業生産の維持拡大と耕作放棄地の有効活用を図ります。

(4) 新たな企業の誘致

村のホームページや首都圏における企業立地セミナー等において既存工業団地の未分譲地、廃校施設・跡地等の情報発信を行い、本社機能の移転、新增設を行う事業者に対しての支援や、村の工場等誘致奨励金を活用した企業誘致に努めます。

(5) 事業承継、創業、経営改善等の中小企業支援

地域経済を支える村内中小企業の持続的発展のため、村が指定する融資制度で資金を借り受けた中小企業者に対し利子の一部を助成することにより、経営基盤の安定及び商工業の振興を図ります。

(6) 若者、女性の活躍推進

介護・医療・福祉資格の取得に係る助成を行い、不足する介護福祉職員等の人材確保と育成に努めます。

(7) 広域連携事業（創業支援体制の整備）

こおりやま広域圏や地元金融機関、日本政策金融公庫等の連携により、意欲ある創業希望者に対する支援策の充実を図り、地域における産業の活性化につなげます。

(8) 石川地方企業合同説明会事業

石川地方町村会と連携し、高校生を対象とした企業説明会を開催することで地元企業への理解を深める機会を創出し、就職の選択肢を広げ、地元での就職や定住につなげます。

重要行政評価指標（KPI）

評価指標	単位	現況値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
誘致企業数	件	0	1
従業者数 ※経済構造実態調査	人	508 (R6年度)	560
創業・起業者数	件	2 (R6年度)	5
認定農業者数	人	65 (R6年度)	68
新規就農者数	人	2 (R6年度)	3
道の駅ひらた売上額	万円	25,400 (R6年度)	30,000

基本目標② ひとが賑わうむらづくり

現状と課題

- ・本村では、少子高齢化が一層進行していくことが予測されており、この状況が今後も続くことで、将来本村を担う世代は大きな不安と負担を強いられることとなります。
- ・本村が、将来にわたって持続可能な村としてあり続けるために、少子化の流れに歯止めをかけるとともに、本村の少子高齢化の要因となっている若者の転出抑制につながる取組が重要となっています。
- ・「ひと」の流れづくりこそが、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するために必要であり、各種イベントや SNS 等を活用して、本村の魅力を広く情報発信し、都市部で将来的に移住を検討している、または地方での暮らしにに興味・関心がある方を対象とした移住施策や、進学等で都市部に出た若者の地元雇用などに取り組む必要があります。
- ・移住した「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々である「関係人口」にも着目し、首都圏等への積極的な情報発信等を通じて、二地域居住等による関係人口の創出・拡大に向け、本村が持つ地域資源のさらなる磨き上げを図る必要があります。

基本的施策

- ・ジュピアランドひらたや道の駅ひらたを観光・交流の重要拠点とし、山鷄滝などを含めた周遊観光地への誘客、スポーツイベントなどを通じた交流人口の拡大と地域の活性化を図り、将来的な移住・定住へとつなげます。
- ・良好な住環境の確保は、移住定住を促進するための重要な条件であることから、空き家・空き地の有効活用による住宅または住宅地の確保のほか、住宅新築のための誘導施策を展開します。
- ・本村への移住を促進するため、県や関係機関と連携した積極的なイベントの実施等による認知度の向上や地域住民との連携による取組やサポートを行い、関係人口の創出・拡大を目指します。

数値目標

評価指標	単位	現況値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
転出超過の抑制（転入－転出）	人	-126 (R6 年度)	-100

重点事業

(1) 道の駅ひらた移転再整備事業

国土交通省より県内2カ所目となる「防災道の駅」に選定された道の駅ひらたについて、防災機能強化及び観光交流拠点としての魅力向上を目的とした整備について検討します。

(2) 「いきつけの田舎」創生事業

行きつけの場所を訪れるような感覚で、ひとときの癒しの時間を過ごせるような受入施設（農家民宿等）を整備し、グリーン・ツーリズムや農業体験などを取り入れ、一過性ではない関係人口の増加を目指します。

(3) ひらたコンシェルジュ育成事業

地域おこし協力隊制度を活用した「平田村コンシェルジュ」の育成を図り、来訪者に観光スポットのPRなど本村の魅力や情報発信の活動を展開します。

(4) 空き家対策事業

定期的な村内空き家の所在把握、実態調査により台帳整備を行い、県と連携した空き家のリフォーム・解体・インスペクション（建物状況調査）など、総合的かつ効果的な空き家対策の推進を図ります。

(5) PPP／PFI住宅整備事業（定住促進住宅新規開発事業）

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間資金やノウハウを活用し、効率的に公共サービスを提供します。

(6) 観光交流等拠点開発整備事業

観光の拠点となっているジュピアランドひらた及び道の駅ひらたについて、地域資源の有効活用と活力ある地域形成のため、基盤整備を含めた総合的な取組を行い、将来的に地域観光産業の交流拠点となることを目指した検討を行います。

(7) スポーツクラブ運営事業

スポーツに親しむ機会の提供や、健康・体力づくりの促進、団体の育成や指導者の確保等の支援体制を整え、村内スポーツ活動の推進と村民の運動能力の向上を図ります。

(8) 観光PR事業

（一財）平田村産業振興公社と連携し、県内報道機関等への訪問や、県外の観光商談会等に出展するなど、村の観光イベント、観光名所を広くPRします。

(9) 空き家・空き地バンク事業

村のホームページを活用し、村内にある空き家や空き地の情報提供を行い、空き家貸付助成制度を併せて推進することで、空き家等の有効活用につなげるとともに、定住促進による地域の活性化を図ります。

(10) 住宅取得支援事業

本村への定住を推進するため、村内に新築または中古住宅を取得した若者世帯に対して、その費用の一部を支援します。また、UIターン等により村外から転入した世帯については加算を上乘せします（県外からの移住の場合は県「来て ふくしま 住宅取得支援事業」と連携）。

(11) 移住支援金給付事業（「感動！ふくしま」プロジェクト）

移住・定住の促進及び中小企業等の人手不足の解消につなげるため、県の企業情報ポータルサイト『「感動！ふくしま」プロジェクト』を通して、東京圏から本村に移住し、就業または起業した世帯を支援します。

(12) 若者向け分譲住宅地整備事業

小中学校の廃校等で未利用となっている村有地の有効活用を図るため、分譲住宅地への利用転換の可能性について調査検討します。

(13) 移住希望者への情報発信

本村に住むメリットを伝える移住希望者向けPRパンフレットの作成とあわせ、ふるさと回帰支援センター等を活用した首都圏におけるPR事業を展開し、本村の関係人口の創出と移住者の獲得を目指します。

(14) おためし移住体験事業

空き家等を利用して宿泊可能な施設を整備し、本村に移住を考えている方に貸し出し、本村の魅力や住み心地を直接体験してもらい移住者の増加につなげます。

(15) 地域おこし協力隊活用事業

地域力の維持・活性化を図るため、都市部等の人材を地域おこし協力隊員として配置。最長3年の任期の中で、地域・行政課題解決に向けた活動や地域を盛り上げる活動などを行いながら、任期終了後の村内への定住・起業につなげます。

重要行政評価指標（KPI）

評価指標	単位	現況値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
観光客入込数（ジュピアランドひらた）	人	64,000 (R6年度)	72,000
道の駅ひらた来場者数（レジ通過者）	人	155,592 (R6年度)	180,000
空き家・空き地バンク延べ登録物件数	件	9	20
移住支援事業による転入世帯数（累計）	世帯	3	15
地域おこし協力隊配置延べ人数	人	4	10
体育施設利用者数	人	24,865 (R6年度)	26,000

基本目標③ 結婚・出産・子育てに優しいむらづくり

現状と課題

- ・結婚適齢期人口の減少、未婚率・初婚年齢の上昇、子育ての経済的負担や仕事との両立の難しさなど様々な要因により、婚姻数の減少に伴い出生数も減少し、少子化が進行しています。
- ・持続可能な村であり続けるためには、バランスの取れた人口構成を維持する必要があります。そのため、時代の変化に柔軟に対応し、希望する人が「結婚」「出産」し、「子育て」のしやすい環境づくりに取り組む必要があります。
- ・出会いから結婚、出産、子育て、教育までの切れ目のない相談・支援体制を充実させるとともに、子育てを支える地域づくりを推進し、「子育ての負担感」が軽減できる取組を進めます。

基本的施策

- ・結婚を望む男女の出会いの機会づくりや、若者が希望どおり結婚し、子育てがしやすいよう、子育て世代の経済的負担を軽減するための支援を図ります。
- ・結婚、出産、子育てに関する情報発信と併せて、子育て世代の相談・支援体制の充実を図るとともに、時代とともに変化する子育て世代の希望の把握に努めます。
- ・村内の事業所や企業などに対し、育休を取得しやすい職場環境の整備や従業員への育休制度の周知、多様な働き方の普及など、仕事と子育ての両立が図られるよう協力を求めます。

数値目標

評価指標	単位	現況値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
結婚希望率 ※村民アンケート	%	59.1	65.0
合計特殊出生率	‰	1.29 (H30～R4)	1.41 (R5～R9)

重点事業

(1) 0歳児保育

就労を希望するものの、子どもの保育のために就労を断念したり、転出せざるを得ない子育て世帯を支援するため、平田村立こども園における0歳児保育を実施します。

(2) こども園利用者負担額、給食費軽減事業

子育て世代の経済的負担の軽減のため、こども園利用者負担額（保育料）、こども園及び小中学校の給食費を軽減します。

(3) 放課後児童クラブ運営事業

放課後児童クラブを運営し、就労等により保護者が昼間不在の児童に対し、適切な遊び、生活の場を提供して児童の健全育成を推進します。

(4) ファミリーサポート事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助希望者と援助実施者との相互援助活動に関する連絡調整を行います。

(5) 健康保持、増進事業（こども医療の充実）

本村に住む子どもの健やかな成長に資するため体力向上の取組や乳幼児健診、こども医療の充実を図ります。

(6) 子育て支援補助事業

次世代を担う子ども達の健全育成を図るため、妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない保護者支援策として、赤ちゃん誕生祝い金や小中学校入学祝い金、高校等通学支援金の支給を行います。

(7) 婚活事業

未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけることを目的に、結婚を望む独身男女の出会いの機会を創出するため、他市町村との連携による婚活事業を実施します。

(8) 結婚新生活支援事業

経済的な理由で結婚に踏みきれない新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用（新居の家賃、引越費用等）を支援します。

重要行政評価指標（KPI）

評価指標	単位	現況値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
石川地方合同婚活事業参加者数（累計）	人	355 (R6年度)	400
放課後児童クラブ待機児童数	人	0	0
こども園在園児数に対する 保護者向けアプリ利用率	%	0	150※

※在園児数に対する割合のため、例えば父母ともに利用している場合などの要因により利用率は100%を超えることも想定される。

基本目標④ 未来へつなぐむらづくり

現状と課題

- ・今後も少子高齢化が進行していくことを視野に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域で見守り、支え合える体制の構築が必要です。
- ・安心して生活を送ることができるむらづくりを進めるため、高齢者や障害者、外国人などを含め、本村に暮らす誰もがQOL（生活の質）を向上させる必要があります。

基本的施策

- ・暮らしの中で豊かな自然の恵みや四季の変化が感じられるよう、自然保全や廃校・耕作放棄地などの有効活用を図りながら、安らぎのあるむらづくりを目指します。また、近隣市町村との共通する行政課題解決のため、広域的連携・協力体制の強化を図ります。
- ・「しごと」と「ひと」の好循環を支えるため、老後も住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活関連サービスや地域活動の場を集めた小さな拠点の形成について検討を進めます。
- ・災害、犯罪、事故等への対策強化や、持続可能な循環型社会、脱炭素社会の形成に向けた取組を図り、自然と共生しながら誰もが安全で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

数値目標

評価指標	単位	現況値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
平田村の暮らしやすさ (村民アンケート)	%	55.3	60.0

重点事業

(1) 企業と地域との交流の推進

企業版ふるさと納税制度を活用し、村を応援していただける企業等とのつながりを強化するとともに、企業研修の受入や交流の促進を図ります。

(2) 高齢者食材宅配・見守り事業

要望に応じて食料品や生活用品の受注・配達を行い、同時に安否確認を行うことで、「高齢になっても住みやすい平田村」の実現を目指します。

(3) 高齢者生きがいつくりと社会参加体制整備

高齢者の社会参加状況とニーズを把握し、既存コミュニティに加え新たなコミュニティを創設します。生きがいつくり事業を展開し、生涯現役で社会参加ができる体制を整えます。

(4) 廃校利活用事業

老朽化が進む廃校施設について、利活用若しくは解体、解体する場合は跡地の利活用（宅地開発、企業誘致等）まで含めた検討を行い、地域の活性化を図ります。

(5) 小さな拠点構想

一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持するための検討を行います。

(6) 域学連携促進事業

客観的立場（地域外）からむらづくりを見てもらい、助言や提言を基に課題解決を図り、協働した地域活性化やむらづくりを進めます。

(7) 公民館及び村内体育施設等の開放

生涯学習の振興及び健康増進を図るため、学校教育や部活動に支障のない範囲で、身近な文化・スポーツ活動などの場として開放します。

(8) 人に優しい案内表示板設置事業

多くの人が行き交う施設を対象に、3カ国語（英語・中国語・韓国語）標記の案内板を設置します。

(9) 広域連携事業（連携中枢都市圏事業含）

広域で共有する課題解決と目指すべき方向性について検討し、共通する行政課題解決に向けた体制強化を図ります。

重要行政評価指標（KPI）

評価指標	単位	現況値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
遊休農地面積率	%	10	10
廃校利活用	箇所	1	3
公民館利用者数	人	13,486 (R6年度)	14,000

基本目標⑤ デジタル技術を活用したむらづくり

現状と課題

- ・近年、デジタル技術は急速に進歩し、人々の生活に広く活用されています。また、地域創生の取組としてもデジタル技術を活用し、地域の個性を活かしながら地方の社会課題の解決や魅力向上に取り組んでいくことが求められています。
- ・新型コロナウイルス感染症の発生を機に、国はデジタルガバメント実現を推進しており、押印省略やオンライン申請など、行政手続きにおける村民の負担を軽減し、利便性向上に資するような行政のデジタル化が求められています。
- ・本村としても、行政事務・サービスともにDXをより一層推進し、さらなる住民サービスの向上を目指す必要があります。

基本的施策

- ・行政手続きのオンライン化を推進し、村民の利便性向上を図ります。また、庁内における効率化を進め、住民サービスの向上を図ります。
- ・デジタル化により地域の課題解決に取り組むため、専門的なデジタル知識を有する人材の育成・確保に努めます。
- ・年齢や障害の有無等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるための取組を推進します。

数値目標

評価指標	単位	現況値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
行政手続きのオンライン化	件	12	30

※オンライン化対象業務の例…子育てや介護など、デジタル庁及び総務省が定める利便性向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため優先的かつ早急に推進すべき手続き。

重点事業

(1) 自治体フロントヤード改革の推進

書かない窓口の導入やオンライン申請の推進など、デジタル技術を活用し、行政サービスをいつでも、どこでも、簡単に受けられるよう、住民と行政の接点の多様化・充実を図ります。

(2) 自治体セキュリティ対策の徹底

少子高齢化等が進む地域においては、地域課題解決等のためにIoT、AI等の速やかな実装が求められています。一方で、国内外において大規模なサイバー攻撃による被害など、IoT機器の脆弱性に対して、セキュリティ確保が強く求められていることから、デジタル技術の実装とセキュリティ対策を両輪で取り組みます。

(3) 自治体のAI・RPAの利用推進

定型業務の機械化・自動化により他の業務への労力転換、時間外勤務縮減等を図るため、AI・RPAの利用促進による業務改善を進めます。

(4) 各種申請等の押印省略

既に押印の見直しを行いましたが、手続きの性質・実情等に即して再度検討し、署名・押印の省略について整理します。

(5) マイナンバーカードの普及・利活用促進

本人確認書類や各種行政手続きのオンライン申請、免許証や保険証との一体化など、日常生活で利用できるシーンが広がっているマイナンバーカードについて、さらなる普及・利活用の促進に取り組みます。

(6) キャッシュレス納付をはじめとする利便性向上

納付手段の選択肢を増やし、納税者の利便性向上を図るため、キャッシュレス納付等のシステム改修を行うとともに、改修後は適切な運用と改善を継続します。

(7) 農業分野におけるスマート農業技術活用の推進

後継者や担い手が不足している農業分野において、労働力不足の解消や生産性向上を目的に、ロボット技術やICT技術を活用したスマート農業の導入促進を図るため、県やJA等と連携して情報提供等の支援を行います。

(8) 学校・こども園におけるデジタル技術の活用

教育現場におけるタブレット等のICT機器の整備と活用を継続します。また、保護者の利便性向上及び職員の事務負担軽減のため、こども園における保育システムの導入を検討します。

(9) 高齢者向けスマートフォン教室の実施

キャッシュレス決済など、デジタル技術活用のためのスマートフォン教室を開催するなど、デジタル社会に誰一人取り残されないための取組を推進します。

(10) 総合健診インターネット予約の実施

総合健診における予約方法を WEB 予約にすることで、住民のライフスタイルに合わせた各種予約が可能になり、システムを導入することで事務の効率化を図ります。

(11) 母子手帳アプリ「母子モ」の活用

妊娠から出産・子育てを支援する母子手帳アプリ「母子モ」を活用することで、妊産婦と子どもの健康データの記録・管理や予防接種のスケジュール管理、出産・育児に関するアドバイスを提供します。

重要行政評価指標 (KPI)

評価指標	単位	現況値 (R7 年度)	目標値 (R12 年度)
書かない窓口利用者数	人	1,208	1,500
キャッシュレス納付比率	%	14.6	30.2
スマートフォン教室参加者数	人	10	20
総合健診インターネット予約利用者数	人	0	300
母子手帳アプリ「母子モ」利用者数	人	20	60

V 付属資料

1 計画策定の経過

【令和6年度】

- 6月 平田村総合開発審議会
 - ・第6次総合計画の策定スケジュールについて
 - ・最新の将来推計人口について
- 9月 中学生アンケート実施
 - ・ひらた清風中学校の全生徒対象（学校を通じて配布）
- 10月 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）
 - ・村民アンケート調査の内容検討
- 10月 村民アンケート実施（～11月）
 - ・村内に居住する18歳以上の男女から無作為に700人を抽出
- 2月 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）
 - ・村民アンケート調査結果について
 - ・計画の構成イメージについて
- 3月 平田村総合開発審議会
 - ・村民アンケート調査結果について
 - ・計画の策定に向けた状況の報告
 - ・計画の構成イメージについて

【令和7年度】

- 9月 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）
 - ・計画の策定方針について
- 9月 主要事業及び数値目標の確認依頼
（村振興計画策定幹事）
- 12月 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）
 - ・基本構想、基本計画及び総合戦略について
 - ・今後の策定スケジュールについて
- 12月 第6次平田村総合計画素案の確認依頼（～1月）
（村振興計画策定幹事）
- 2月 平田村振興計画策定委員会
 - ・第6次平田村総合計画について
- 2月 平田村総合開発審議会
 - ・第6次平田村総合計画案の諮問
- 3月 平田村議会常任委員会
 - ・第6次平田村総合計画案について
- 3月 平田村総合開発審議会
 - ・第6次平田村総合計画の答申

7 平企第 130 号
令和 8 年 2 月 20 日

平田村総合開発審議会
会長 阿部 浩之 様

平田村長 澤村 和明

第 6 次平田村総合計画について（諮問）

第 6 次平田村総合計画の基本構想及び基本構想に基づく基本計画を別紙のよう
に策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

令和 8 年 3 月 26 日

平田村長 澤村和明 様

平田村総合開発審議会長 阿部浩之

第 6 次平田村総合計画について（答申）

令和 8 年 2 月 20 日付け 7 平企第 130 号をもって意見を求められた第 6 次
平田村総合計画の基本構想及び基本構想に基づく基本計画について、審議の結
果適当と認め、この旨答申します。

なお、この基本計画の実現にあたっては、特に下記の点に配慮されるよう要
望します。

記

- 1 本計画は「村民のため」の計画であるという視点に立ち、村民の満足度向
上に努めるとともに、社会情勢の変化や住民ニーズに柔軟・的確に対応する
ため、村民と行政が共通認識のもと、協働による村づくりを進めること。
- 2 村の厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の徹底による効率的な行政執行
と財源確保に留意しつつ、計画された施策が着実に推進されるよう、進捗管
理や評価・検証を適切に行い、目標達成に向けて取り組まれない。
- 3 本計画に包含される総合戦略に掲げる各施策は、本村の人口減少に歯止め
をかけ、持続可能な村づくりに資する重要な施策として位置づけられている
ことから、各課横断的な連携により積極的に事業推進を図ること。

2 平田村総合開発審議会

【令和6年4月～令和8年3月】

会 長：阿部 浩之

副会長：村上 英子

委 員：上遠野隆行、原谷 久美、坪井 正広、三本松源治、大竹 武夫、
荒川 英義、遠藤 正彦、三本松和美

3 平田村振興計画策定委員会

【令和7年4月～令和8年3月】

会 長：三本松利政

副会長：坪井 和幸

委 員：吉田 盛義、瀬谷 貴之、眞弓 裕人、大和田 健、阿部 喜彦、
渡邊 敏男、吉田 隆、吉田 光一、阿部 由美

4 平田村振興計画策定幹事会（ふるさとづくり推進プロジェクト会議）

【令和7年4月～令和8年3月】

会 長：吉田 盛義

幹 事：野崎 裕一、降矢 敏之、阿部久仁子、森 勝貴、吉田恵美子、
熊谷 英剛、大谷 瑠美、舟山 亮、大竹 健仁

事務局：企画商工課 政策情報係

課長 吉田 盛義、課長補佐兼係長 降矢 敏之

担当 副主査 大沼 雅郁

奥付 1

奥付 2

第6次平田村総合計画
令和8年3月

編集発行
平田村 企画商工課

〒963-8292
福島県石川郡平田村大字永田字切田 116
Tel. 0247-55-3115 Fax. 0247-55-3513
<https://www.vill.hirata.fukushima.jp/>